

BULLEEN OF GUNMA ARCHEOROLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

2012.3

30

GUNMA ARCHAEOLOGICAL RESEARCH FOUNDATION

CONTENTS

- HASHIMOTO, Jun 1
Study on the incised Jomon pottery in the Initial Jomon Period, including the kubonosaka type pottery and the V shaped marked pottery, recovered from Nishi nagaoka-shuku site, Ota city.
- IJIMA, Yoshio 15
Reexamination on the End of the Route for the Irrigation, Onnabori
- IIMORI, Yasuhiro 33
Examination of the posthole-type buildings in the Middle Ages at the Iidama site, Tamamura town, Gunma Prefecture, and its implication for reviewing the Saida Takenouchi site.
- NARASAKI, Shuichiro 49
Human Skeletons of Early Modern Period from Rakan Site, Gunma Prefecture
- KIKUCHI, Minoru 67
Situation of Gunma during decisive battle of the mainland: study of garrison force since 1944
- YAMADA, Seiichi 87
A new perspective and subject on the cooperative usage of the archaeological resources managements for the school education, The significance and the actual methods of the application according the individual school characters

研
究
紀
要
30

研究紀要 30

目 次

- 橋本 淳 1
太田市西長岡宿遺跡出土の縄紋早期沈線紋土器
－「久保ノ坂式」・V字状押引紋土器の検討－
- 飯島 義雄 15
灌漑用水遺構・女堀の終末地点の再検討
- 飯森 康広 33
群馬県玉村町福島飯玉遺跡における中世掘立柱建物の検討
－斉田竹之内遺跡北・南館の再評価を兼ねて－
- 榎崎 修一郎 49
群馬県羅漢町遺跡出土近世人骨
- 菊池 実 67
本土決戦下の群馬
－1944（昭和19）年からの県内駐屯部隊を追って－
- 山田 精一 87
「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」に関する課題と新たな視点
－学校の特質に応じた連携形態の重要性とその方法－

二〇一三
財団法人
群馬県埋蔵文化財調査事業団

2012

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 30

2012

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

太田市西長岡宿遺跡出土の縄紋早期沈線紋土器

— 「久保ノ坂式」・V字状押引紋土器の検討 —

橋 本 淳

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに	3	Ⅱ群土器の検討
1 西長岡宿遺跡出土土器の様相	4	Ⅰ群土器の検討
2 「久保ノ坂式土器」の様相		おわりに

— 要 旨 —

北関東自動車道建設事業に伴う太田市西長岡宿遺跡の調査において、縄紋時代早期の沈線紋土器がまとまって出土した。そのなかに現在確立されている関東編年の型式群には比定しがたい土器群の存在があった。1つは棒状工具を2本束ねた併行沈線を横位多段に施す特徴をもつもの（Ⅱ群）で、もう1つはV字状押引紋を施すもの（Ⅰ群）である。類例を探してみるとⅡ群は「久保ノ坂式」にもっとも様相が近いことが判明した。「久保ノ坂式」は提唱者により田戸上層式併行とされているが、東北地方に目を向けてみると南部を中心に分布する田戸下層式後半段階にも似た様相をもつものがあり、それぞれの土器群を比較・検討することによって改めて「久保ノ坂式」の編年的位置を考察した。Ⅰ群についても類例を提示し位置付けを行うとともに、V字状押引紋という紋様要素のとらえ方にも言及した。

キーワード

対象時代 縄紋時代
対象地域 関東地方・東北地方南部
研究対象 早期沈線紋土器

はじめに

北関東自動車道建設事業に伴う太田市西長岡宿遺跡の調査において、縄紋時代早期の沈線紋土器がまとまって出土した。いわゆる関東編年でいうところの三戸式、田戸下層式、田戸上層式であるが、これ以外に見慣れない土器群も確認された。本遺跡の報告書は2010年に刊行され（関根ほか2010）、「第3章 発掘調査の成果と課題」のなかで筆者はそれら土器群を概観するとともに、神奈川県宮ヶ瀬遺跡群出土土器との類似性を指摘し、「久保ノ坂式」（恩田2002）にもっとも様相が近いことを述べた。さらに東北地方南部の田戸下層式後半段階にも類似することを指摘したが、紙数等の都合によりそれ以上は言及しなかった。そこで本論では、報告書では言及できなかった東北地方南部の様相を中心に類例との比較・検討を行うことにより、西長岡宿遺跡出土土器群の位置付けを行いたい。

1 西長岡宿遺跡出土土器の様相

はじめに本遺跡出土資料を紹介する（図1）。報告書の記述と重複する部分が多いが、ご容赦願いたい。

1は同一個体と思われる破片資料を半ば強引に推定復元したものである。波状口縁を呈し、緩いキャリパー状の器形を呈すと思われる。頸部を境に口縁部と胴部の2帯の紋様帯をもつ構成であり、口縁部紋様帯はV字状押引紋を用いて横位に連続するモチーフを施す。5条の押引紋が確認でき、2段の波状紋を横位にめぐらすものと推定した。上段はやや大振り、下段は条間が密接していることから小振りになるものと判断される。その下から頸部にかけては無紋帯とし、胴部紋様へと続く。胴部紋様帯は上位は頸部にめぐらした3条のV字状押引紋、下位は複数条の沈線をめぐらして区画、紋様帯内に1本書きによる鋸歯状の集合沈線を施す。胴部紋様帯下は欠損しているため横位沈線が続くのか、あるいは無紋となるのかは不明である。口唇部にもV字状押引紋が施されている。内面は平滑に調整されており、胎土には繊維を含んでいる。2は1と似たような器形となるが口縁は内湾せず、まっすぐ開く器形となる。図上では4単位波状口縁として復元したが、モチーフの流れを見る限り、5単位あるいは6単位の可能性も否定できない。屈曲部上位に1帯の紋様帯をもち、屈曲部以下は無紋となる。紋様は2条1単位の沈線を基調とし、併行沈線¹⁾と短沈線を交互に重ねる。地紋として頸部付近と一部口縁部紋様帯内のみ縦位の条痕を施すが、胴部下半には施されない。内面は丁寧に調整されて平滑である。胎土には繊維を含む。3は緩い波状口縁で口縁に向かって緩やかに外反する器形を呈し、波頂部下が肥厚する。2条1単位の工具を用いた横位多段構成となり、2条の併行沈線、1条の短沈線を交互に重ねる。1ヶ所、短沈線と併行沈線の間に

波状紋を介在させる部位が見られる。破片下端では短沈線が3条1単位になっている。内面は丁寧に調整されて平滑である。胎土に繊維の含有は認められない。4は3と似たような器形であり、同じように波頂部が肥厚する。波底部の口唇は外削ぎとなる。外面は全面に横位の条痕を施すが、2条1単位の併行沈線を浅く多段に施すことによって条痕状にしているようだ。弧状を描く部分も見られる。内面は丁寧に調整されて平滑である。胎土に微量の繊維を含んでいる。5は波状口縁を呈し、2条1単位の併行沈線を斜位に施紋する。方向を変え、鋸歯状になるのだろうか。6は口縁下に横位3条、連弧状に併行沈線をめぐらす。7は横位、弧状の併行沈線を施す。8は横位、斜行する併行沈線を施す。9は3条の横位沈線をめぐらし、斜位の対向する併行沈線を施す。10は地紋に縦位の細かい条痕を施し、先端のささくれた併行沈線により波状紋を挟んだ横位沈線を施す。欠損して判然としないが、下端に刺突のような紋様が見られる。

以上10点を取り上げたが、これら全てが一群をなすものではなく、(1)、(2, 3, 5~10)、そして(4)の3群に分類できるであろう。1は頸部の屈曲が緩いが、キャリパー状の器形を呈しており、口縁部紋様帯と胴部紋様帯の2帯の紋様帯をもつこと、V字状押引紋を紋様要素にもつことの2点が特徴として挙げられる。これをI群とする。2, 3, 5~10は半截竹管ではなく、棒状工具を2本束ねた施紋具による太い併行沈線を施すことがもっとも大きな特徴である。2と3は器形や紋様帯幅に違いがあるものの、併行沈線、短沈線を交互にめぐらす手法は共通しており、同時期としてとらえておきたい。これらをII群とする。4は器面全面に横位の条痕を施すものだが、口縁が緩く外反し、波頂部が肥厚する器形が3と類似することから、4は3と同時期の所産と考えられ、3に伴うものとしてII群に含めておきたい。

2 「久保ノ坂式土器」の様相

1において西長岡宿遺跡出土土器群をI群とII群に分類した。報告書中では特にII群について、類例として神奈川県宮ヶ瀬遺跡群の土器群を挙げ、「久保ノ坂式」との類似性を指摘した。ここで改めて「久保ノ坂式」の標式である神奈川県宮ヶ瀬遺跡群の土器群を概観してみたい（図2）。

宮ヶ瀬遺跡群は宮ヶ瀬ダム建設に伴い発掘調査された遺跡群で、神奈川県北西部の愛甲郡清川村に所在する。ここでは久保ノ坂遺跡（1~5）、ナラサス遺跡（6）、サザランケ遺跡（7）の3遺跡を挙げたが、遺跡は直線距離にしてそれぞれ2km以内の近接した範囲内に分布している。

1は当該期には珍しい平底の鉢であるが、3条のV字状押引紋による横位に連続する入組み状のモチーフを2

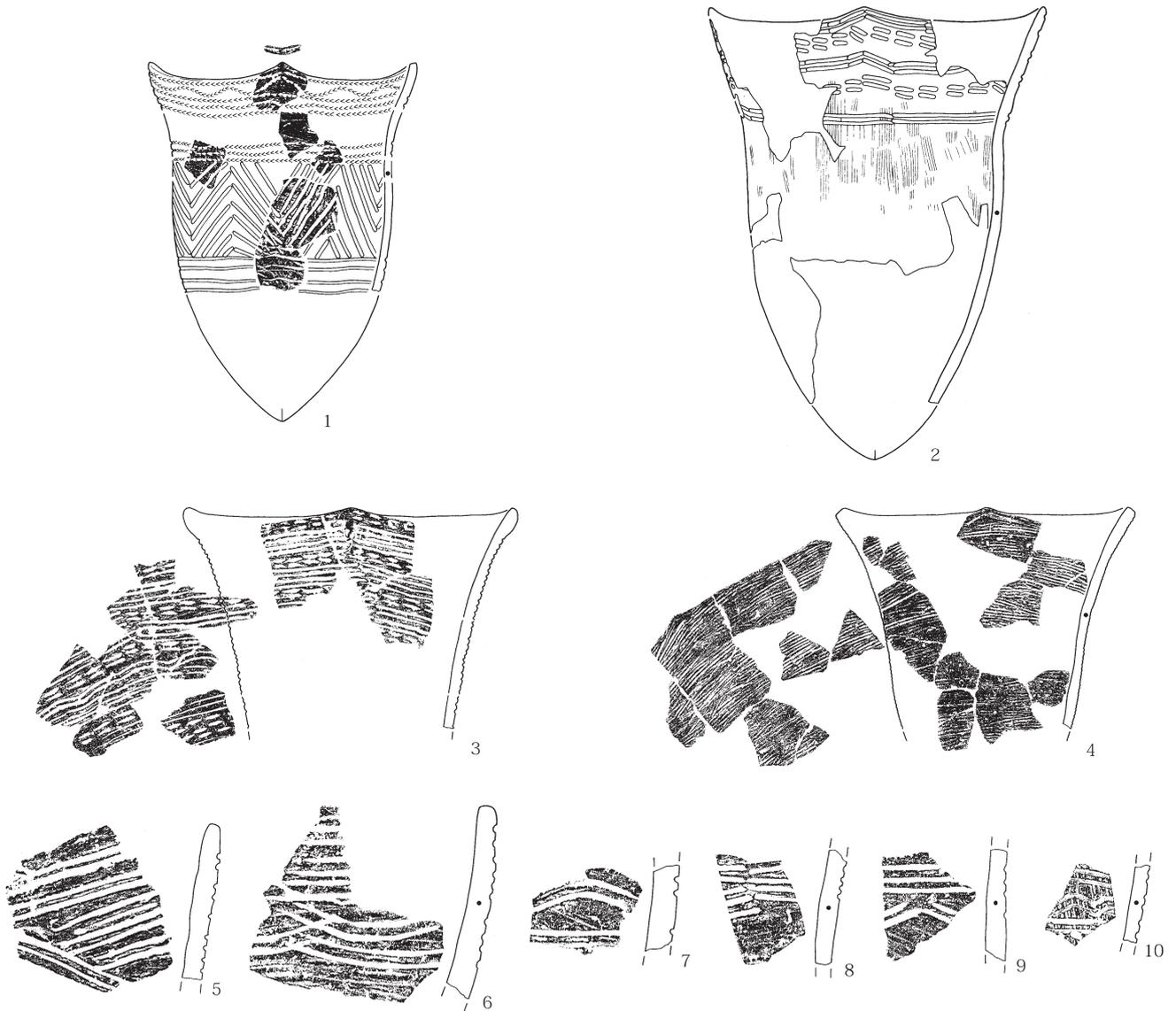


図1 西長岡宿遺跡出土の沈線紋土器（1～4 s=1/6, 5～10 s=1/3）

段重畳させている。入組むのは真ん中の押引紋で、上下はそれに沿うように連弧状に施している。口唇部にもV字状押引紋を施しており、図1-1との関連がうかがえるだろう。2は口縁が緩く内湾する器形を呈し、口縁部に紋様帯を1帯もつ。2条1単位の併行沈線、波状紋を交互にめぐらし、紋様帯下端付近には縦方向の短沈線も見られる。紋様帯下はLR縄紋を施紋している。3は6単位波状口縁で、口縁が緩く外反する器形を呈す。口縁部に1帯の紋様帯をもち、2条1単位の併行沈線、押引紋を横位にめぐらす。波頂部から縦位区画の沈線を垂下させる。4は胴下位が大きく膨らみ、口縁に向かって緩く外反する器形を呈す。やはり1帯の紋様帯をもち、2条1単位の併行沈線、波状紋を横位にめぐらす。口縁は波状を呈すと思われ、波頂部下に併行沈線による渦巻紋を配していると考えられる。紋様帯下端付近には横位の

短沈線をめぐらしている。紋様帯下はRL縄紋を施紋する。5は6単位波状口縁で、頸部でくの字状に緩く外反し、口縁が内湾する器形を呈す。器面全面に条間隔の空いたLR縄紋を施す。6は胴下位に膨らみをもち、口縁に向かって緩やかに外反する器形を呈す。緩い波状口縁で、口縁部に1帯の紋様帯をもち、2条1単位の併行沈線、波状紋、コンパス紋、押引紋を横位多段に施す。基本は横位併行沈線で、併行沈線間に波状紋やコンパス紋を介在させる構成といえるだろう。地紋に胴上位に縦位の擦痕を施しており、図1-2と共通する。7は6と似た器形、紋様構成となる。緩い波状口縁を呈し、波頂部から併行沈線を垂下させて縦位区画する。紋様帯内は横位併行沈線を多段に重ね、併行沈線間にハの字状刺突を充填施紋する。紋様帯下端には短沈線を横位にめぐらし、一部縦位に施す部分も見られる。紋様帯下



1～5 久保ノ坂遺跡 6 ナラスア遺跡 7 サザランケ遺跡

図2 神奈川県宮ヶ瀬遺跡群出土の沈線紋土器 (s=1/6)

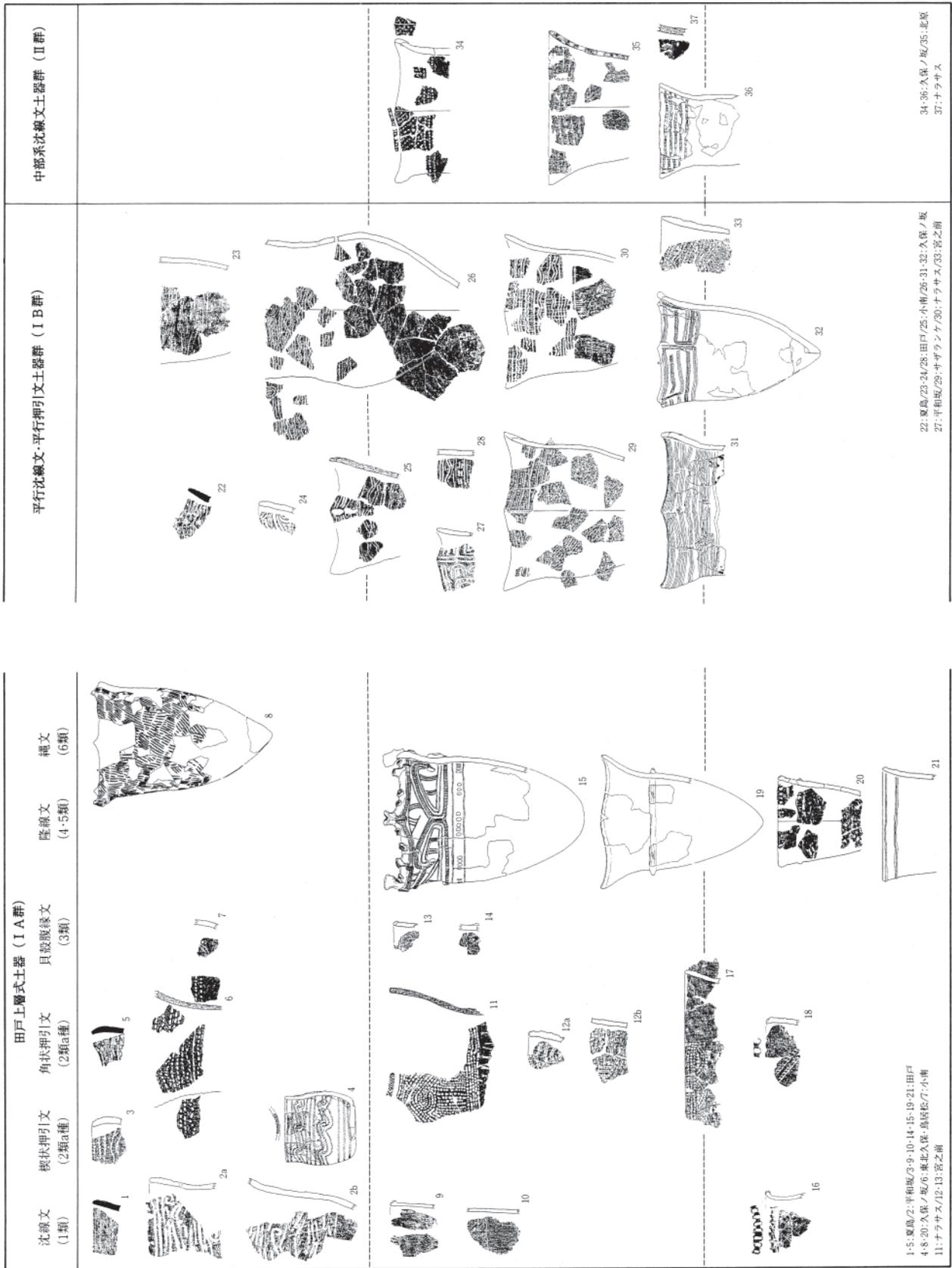


図3 恩田 (2002) による神奈川県内における沈線紋土器群後葉期の様相

1-5: 夏島/2: 平和坂/3-9: 10-14: 15-19: 21: 田戸
 4-8: 20: 久保ノ坂/6: 東北久保-島原松ノ小橋
 11: ナラサス/12-13: 宮之瀬

22: 夏島/23-24/28: 田戸/25: 小南/26-31: 32: 久保ノ坂
 27: 平和坂/29: サザランケ/30: ナラサス/33: 宮之瀬

34-36: 久保ノ坂/35: 夏島
 37: ナラサス

はRL縄紋を施紋する。

1を除いた宮ヶ瀬遺跡群出土土器に共通することは、①口縁から胴上位にかけて1帯の紋様帯をもつこと、②一部縦位施紋もあるが、2条1単位の沈線で横位多段のモチーフを施すこと、③横位多段のモチーフは単に併行沈線を重ねるのではなく、併行沈線間に波状紋、コンパス紋、押し紋、短沈線、刺突列を挟むこと、④2条1単位の沈線は半截竹管ではなく、棒状工具を2本束ねたもので施紋すること、⑤縄紋を施紋するものがあること、に要約できるであろう。これら土器群の検討を行った久保ノ坂遺跡の報告者である恩田勇氏は、「平行沈線文・平行押し文土器群」として神奈川県内出土資料の集成・分析を行い、暫定的に「久保ノ坂式」の名称を与え、田戸上層式併行に位置付けている(恩田2002)(図3)²⁾。

上記した「久保ノ坂式」の諸特徴と西長岡宿Ⅱ群土器とを改めて比較してみると、①については図1-2に共通し、②、③、④については図1-2,3に共通しており、よく似た様相を示している。破片資料である図1-5~10も④に該当しよう。もう少し細かく見ていくなれば、図1-2,3の併行短沈線は図2-7に共通すると思われるし、図1-3の併行沈線による波状紋は図2-2,4,6に共通するといえるだろう。このように西長岡宿Ⅱ群土器は「久保ノ坂式」に比定できるものであり、同一時期の土器群のまとめといえるであろう。

3 II群土器の検討

前章までが概ね報告書に記述した内容を補足、再掲したものである。報告書中ではII群土器が「久保ノ坂式」にもっとも様相が近いことを述べたが、一方で東北地方南部の田戸下層式後半段階に類似することも指摘した。「久保ノ坂式」に類似すると述べておきながら、東北地方南部の田戸下層式後半段階にも類似するという筆者の意見は矛盾しているが、それは「久保ノ坂式」が恩田氏の言われるとおり、田戸上層式併行に位置付けられるのか、検討の余地があると感じたからにほかならない。そこで本章では東北地方南部の土器群を見ていくことによって、まずはII群土器の実態に迫っていきたい。

(1) 東北地方南部の様相

福島県原B遺跡(図4)

双葉郡浪江町に所在する。1は現存器高20cmと小型の土器である。口縁部が欠損しているため口縁形状は不明であるが、胴下位に膨らみをもち、軽くすばまって口縁に向かって開く器形を呈す。2条1単位の併行沈線、[状の角押状押し紋を交互多段にめぐらして区画帯とし、紋様帯を区画、紋様帯内に併行沈線による菱形紋を横位に連続させる。一部上下に重畳するようだ。胴下位、区画帯下にも同様の菱形紋を施している。地紋に条痕を施す。西長岡宿(図1-8,9)も、このような菱形紋

の一部と考えられるであろう。2は口縁が肥厚する。2条1単位の併行沈線、ハの字状短沈線を交互に施している。併行沈線、短沈線を交互に施紋する手法は、西長岡宿(図1-2,3)、宮ヶ瀬遺跡群(図2-7)に共通する。3は沈線によるモチーフ内にワラビ手紋を描いている。4は波状口縁で、口縁が肥厚する。肥厚部にV字状押し紋を挟んだ併行沈線を施し、肥厚部下に1条の沈線をめぐらす。5は波状口縁で、斜位の短沈線を挟んだ併行沈線を口縁に沿って施し、その下に菱形区画をつくるように緩いV字状に2条1単位の併行沈線、V字状押し紋を多段に施す。最上位には斜位の短沈線を沿わせ、菱形区画内に縦位の併行短沈線を施す。6,7は同一個体と思われる。波状口縁で、口縁が肥厚する。間に短沈線を施した2条のV字状押し紋を挟んだ併行沈線でモチーフを構成する。7は紋様帯内の意匠と思われ、対弧状のモチーフが描かれている。

福島県タタラ山遺跡(図5)

いわき市に所在する。1は横位沈線をめぐらして横帯区画を多段に作出する構成となる。最上位の区画内には連弧紋、2段目には菱形紋を描き、3段目以下は矢羽根状沈線をめぐらしている。特に併行沈線を用いているわけではないが、紋様帯を意識した紋様構成になっているといえよう。西長岡宿(図1-6,7)もこうした連弧紋の部位の可能性が高い。2は2条1単位の併行沈線、刺突を横位にめぐらして紋様帯を区画、紋様帯内は同様の併行沈線、刺突を鋸歯状に多段にめぐらす。刺突は[状が基本だが、押捺の手法により形状がまちまちで、先端を押捺して[状、端部を押捺してく状と1種類の工具で3種類の刺突を施している。3は口縁部に横位沈線帯を形成し、以下、横位の条痕を施すもので3条の工具を条痕状に施紋しているようだ。掲載しなかったが、器面全面に条痕を施すものもある。西長岡宿(図1-4)に酷似するとともに、口縁部の沈線帯から田戸下層式に伴うことが確認される。

福島県竹之内遺跡(図6)

いわき市に所在する。1は波状口縁を呈し、波頂部が肥厚する。V字状押し紋を挟んだ併行沈線によりモチーフを施す。地紋に条痕を施している。2も波状口縁で、多截竹管内皮と思われる平行沈線、[状の角押状押し紋を交互多段に施す。

福島県永光院浅ノ内遺跡(図7)

須賀川市に所在する。1は胴下位が膨らむ器形を呈す。紋様帯と思われる部位に併行沈線による菱形のモチーフを描き、V字状押し紋、列点を沿わせる。2は6単位波状口縁で波頂部が肥厚、口縁がくの字状に緩く外反する器形を呈す。併行沈線、[状の角押状押し紋を交互にめぐらし、屈曲部下に紋様帯を区画、紋様帯内に併行沈線による逆くの字状の意匠を横位にめぐらす。紋様帯下

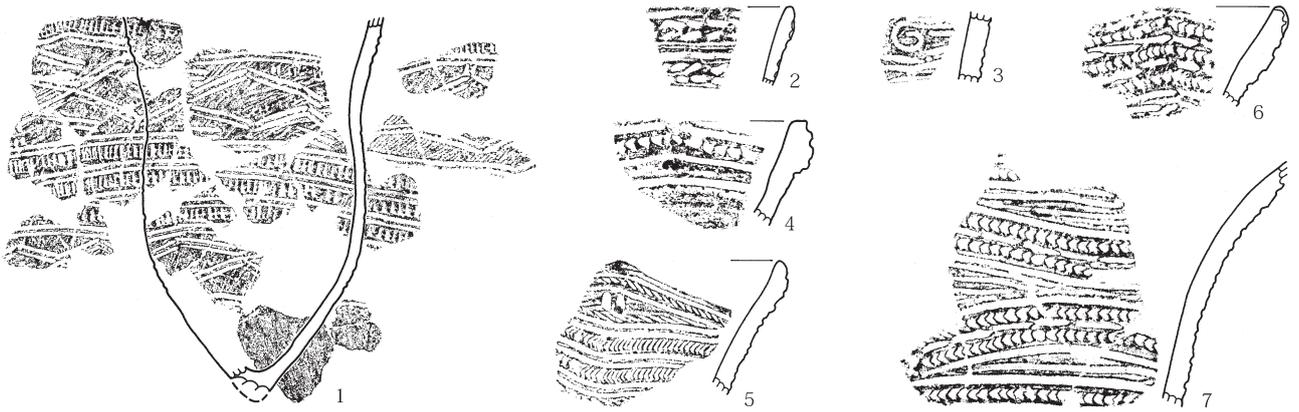


図4 原B遺跡出土土器 (1 s=1/4 2~7 s=1/3)

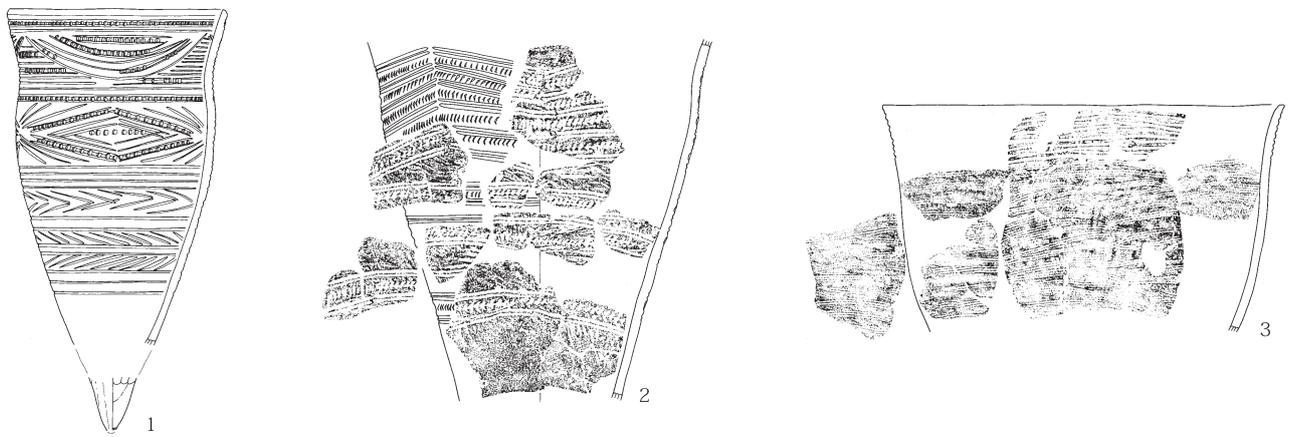


図5 タタラ山遺跡出土土器 (s=1/6)

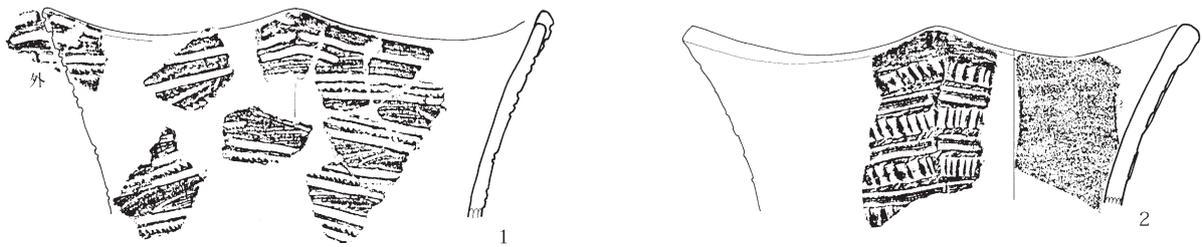


図6 竹之内遺跡出土土器 (s=1/4)

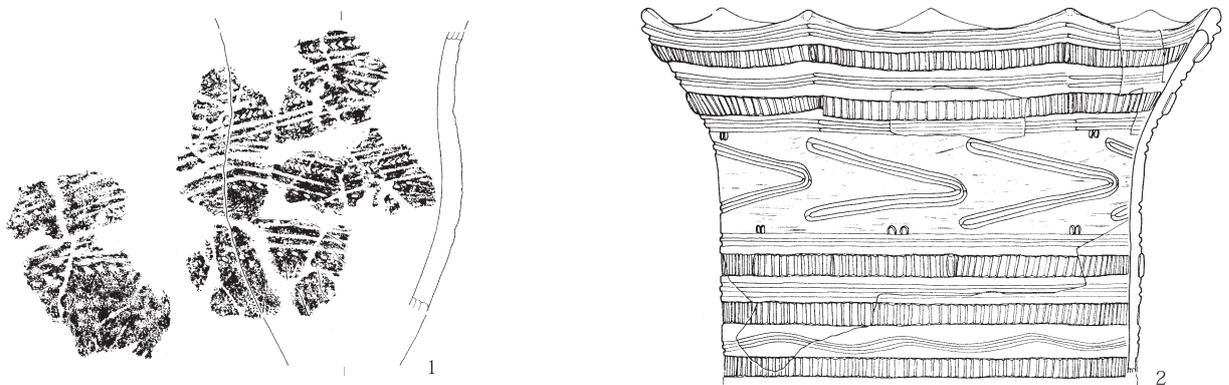


図7 永光院浅ノ内遺跡出土土器 (1 s=1/4 2 s=1/6)

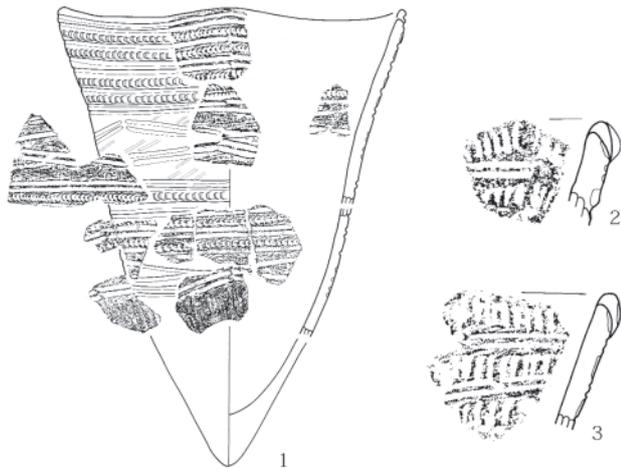


図8 糺内遺跡出土土器 (1 s=1/4 2,3 s=1/3)

の区画帯に波状の併行沈線をめぐらす部位が見られる。地紋に条痕を施している。

福島県糺内遺跡 (図8)

田村郡小野町に所在する。1は緩い波状口縁を呈す。2条1単位の併行沈線、〔状の角押状押引紋を交互多段にめぐらして区画帯とし、紋様帯を区画、紋様帯内に併行沈線による菱形モチーフを描く。胴下位の区画帯下にも同様の菱形状モチーフを施している。原B遺跡(図4-1)と同様の紋様構成といえるだろう。2,3は波状口縁で波頂部が肥厚する。併行沈線と角押状押引紋を交互多段に施紋している。

秋田県岩井堂洞窟第4洞穴 (図9)

秋田県南部の湯沢市に所在する。1は口縁部が欠損するが、胴下位が膨らみ、口縁に向かって緩く外反する器形を呈す。屈曲部に2条のV字状押引紋を挟んだ併行沈線をめぐらして区画、上位の紋様帯にはV字状押引紋を挟んだ併行沈線により鉤手状のモチーフが描かれるが、欠損していて意匠は判然としない。区画紋下には2条1単位の併行沈線による菱形紋を横位に連ね、また上下に重畳させる。上段の菱形区画内にV字状押引紋を沿わせる。3段目となる最下段は沈線が施されず、押引紋のみで閉じられている。地紋に横位の条痕を施す。2,3は2条1単位の併行沈線、角押状押引紋を交互多段に施すものである。

これらの資料は日計式や白浜式とともに第11層から、なかでも1は第11層の最上部から出土している。崩岩層である無遺物層の10層を間に挟み、上層の9層からは物見台式³⁾が出土している。物見台式は田戸上層式<新>段階併行と考えられることから、本土器群がそれ以前に位置付けられることは確実である。

以上、福島県を中心に6遺跡を見てきたが、東北地方南部の田戸下層式後半段階においても2条1単位の併行沈線によって紋様が構成される土器が多く見られること



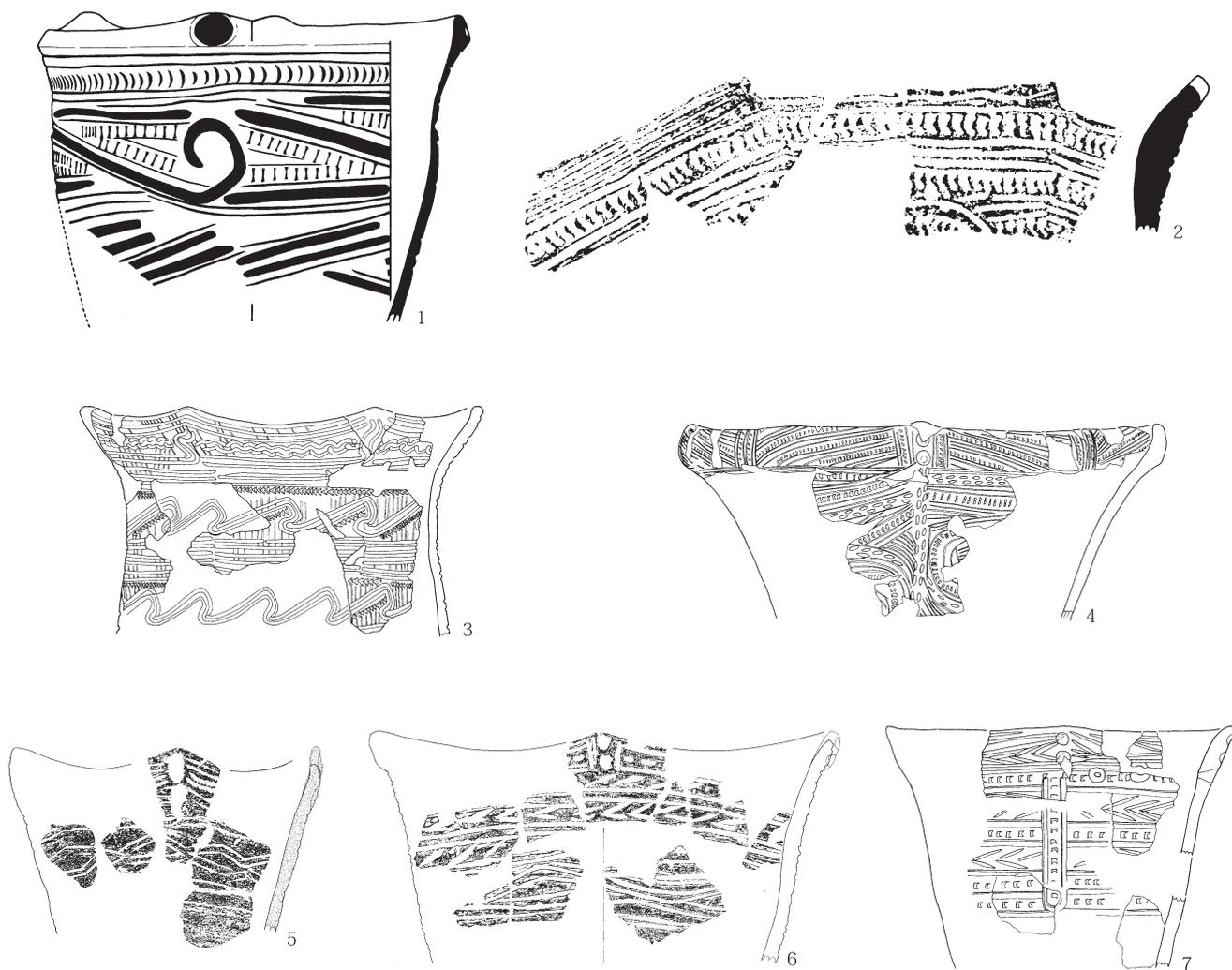
図9 岩井堂洞窟出土土器 (1 不明 2,3 s=1/3)

が確認できた。これら土器群の特徴をまとめてみると、①波状口縁で波頂部が肥厚するものがあること、また口縁が肥厚して紋様帯を形成するものがあること、②6単位波状口縁があること、③1本書きはもちろんであるが2条1単位の併行沈線を用いて紋様が描かれること、また数量的には少ないが多截竹管内皮による平行沈線も用いられること、④沈線に沿うように角押状ないしV字状の押引紋を施すこと、⑤沈線間に短沈線を施すものがあること、⑥紋様帯内に菱形紋や連弧紋、逆くの字状意匠などの単位紋を描くこと、⑦地紋に条痕を施すものがあること、⑧全面に条痕を施すものがあること、⑨紋様帯が胴下位にまで及び、幅広い施紋域をもつこと、となる。①の波頂部が肥厚すること、②、③の併行沈線を用いること、⑤、⑦が西長岡宿Ⅱ群・「久保ノ坂式」に共通する点であり、⑥、⑧は「久保ノ坂式」には見られないが、西長岡宿Ⅱ群に見られる。④の角押状やV字状押引紋は西長岡宿Ⅱ群・「久保ノ坂式」ともに見られない要素である。

(2) 関東地方の類例

(1)で概観した東北地方南部の田戸下層式後半段階の諸特徴をもとに、改めて関東地方での類例を探索してみたい(図10)。

1,2は茨城県鹿嶋市伏見遺跡出土である。1は外削ぎ状の口唇部に凹点を施す。胴部上位の菱形区画内にワラビ手紋を描き、角押状の押引紋を施す。胴下位は太沈線と細沈線が併施紋されており、田戸下層式でも新しい様相を呈している。(西川1987)では田戸下層式(新々)段階、(岡本1995)では田戸下層式<新>段階に比定されており、いずれにしても田戸下層式後半段階といえる。2は左右非対称の波状口縁で、3条沈線と角押状押引紋を多段に施し、曲線モチーフを描いている。1,2ともに東北地方南部の角押状押引紋が施紋されており、同時性を物語っていよう。3,4は千葉県成田市新東京国際



1, 2 茨城県伏見遺跡 3 千葉県一鍛田甚兵衛山西遺跡 4 千葉県東峰御幸畑西遺跡
5, 6 神奈川県小南遺跡 7 神奈川県宮之前遺跡

図10 関東地方の類例 (2 s=1/3 他 s=1/6)

空港関連遺跡出土土器で、3は一鍛田甚兵衛山西遺跡、4は東峰御幸畑西遺跡出土である。3は6単位波状口縁で口縁がくの字状に緩く外反する器形を呈す。2条1単位の併行沈線を基調とし、頸部と胴部に横位にめぐらして口縁部および胴部に2帯の紋様帯を区画する。口縁部紋様帯には波頂部下にS字状モチーフを配し、次のS字に連続するように下端を左に伸ばしている。S字間には併行沈線によるコンパス紋を充填する。胴部紋様帯には併行沈線による逆S字状モチーフを横位に連続させ、それを重畳させる。区画紋下と逆S字を連続させる斜行沈線下にV字状押引紋を沿わせる。地紋に条痕を施している。この土器は器形、紋様構成ともに永光院浅ノ内遺跡(図7-2)に酷似しており、強い関係性がうかがえる。おそらく関東在地の土器ではなく、東北地方南部の系統であろう。図7-2と同時期に近い位置付けが可能と考えられるが、図10-3は胴部のモチーフが横位に連続

すること、口縁部紋様帯が形成されていることの2点から、図7-2よりやや後出といえるかもしれない。口縁部のコンパス紋は宮ヶ瀬遺跡群(図2-5)に共通する要素である。4は田戸下層式の特徴である外削ぎの口唇部が発達して、明瞭な口縁部紋様帯を形成している。緩やかな波状口縁で波頂部下に凹点を縦位に2個配し、沈線と刺突による鋸歯状の構成となる。胴部紋様帯は2条の刺突を波頂部下に垂下させて縦位区画し、区画内に沈線を充填するもので曲線モチーフも描かれている。特にII群土器に類似するものではないが、田戸下層式〈新々〉段階の好例として、参考のため掲載した。5,6は神奈川県秦野市小南遺跡出土である。5は波状口縁で口縁が肥厚、波頂部下に凹点を縦位に2個配す。胴部に併行沈線による菱形紋を横位に連ねるモチーフが描かれており、原B遺跡(図4-1)や糞内遺跡(図8-1)に類似する。また併行沈線のほかに併行押引紋も施されてお

り、宮ヶ瀬遺跡群（図2-3, 6）に共通する。6は口縁が肥厚して紋様帯を形成、波頂部下に凹点を縦位に2個配す。胴部は併行沈線による横位多段構成となり、矢羽根状短沈線や斜位の沈線、併行沈線による波状紋を介在させる。6は神奈川県横浜市宮ヶ瀬遺跡出土である。5, 6と同様、口縁が肥厚し、口縁下に凹点を縦位に2個配す。胴部は凹点下に沈線を垂下させて縦位区画し、区画内に多截竹管による平行沈線を横位多段に施紋、角押し突、矢羽根状短沈線を介在させる。多截竹管の使用は竹之内遺跡（図6-2）に共通する。胴中位に横位沈線をめぐらして紋様帯を区画することから紋様帯は胴上位で終わり、胴下半は無紋となる。5~7は口縁が肥厚して紋様帯を形成すること、波頂部下に凹点を縦位に2個配す構成が4と共通することから、田戸下層式〈新々〉段階に比定できるであろう。さらに7は紋様帯が胴上位で終焉するといった「久保ノ坂式」の特徴をも有している。田戸下層式は底部付近まで紋様が施紋されるのが通有であり、この土器は田戸上層式への移行を示すものとして重要視すべき資料である。

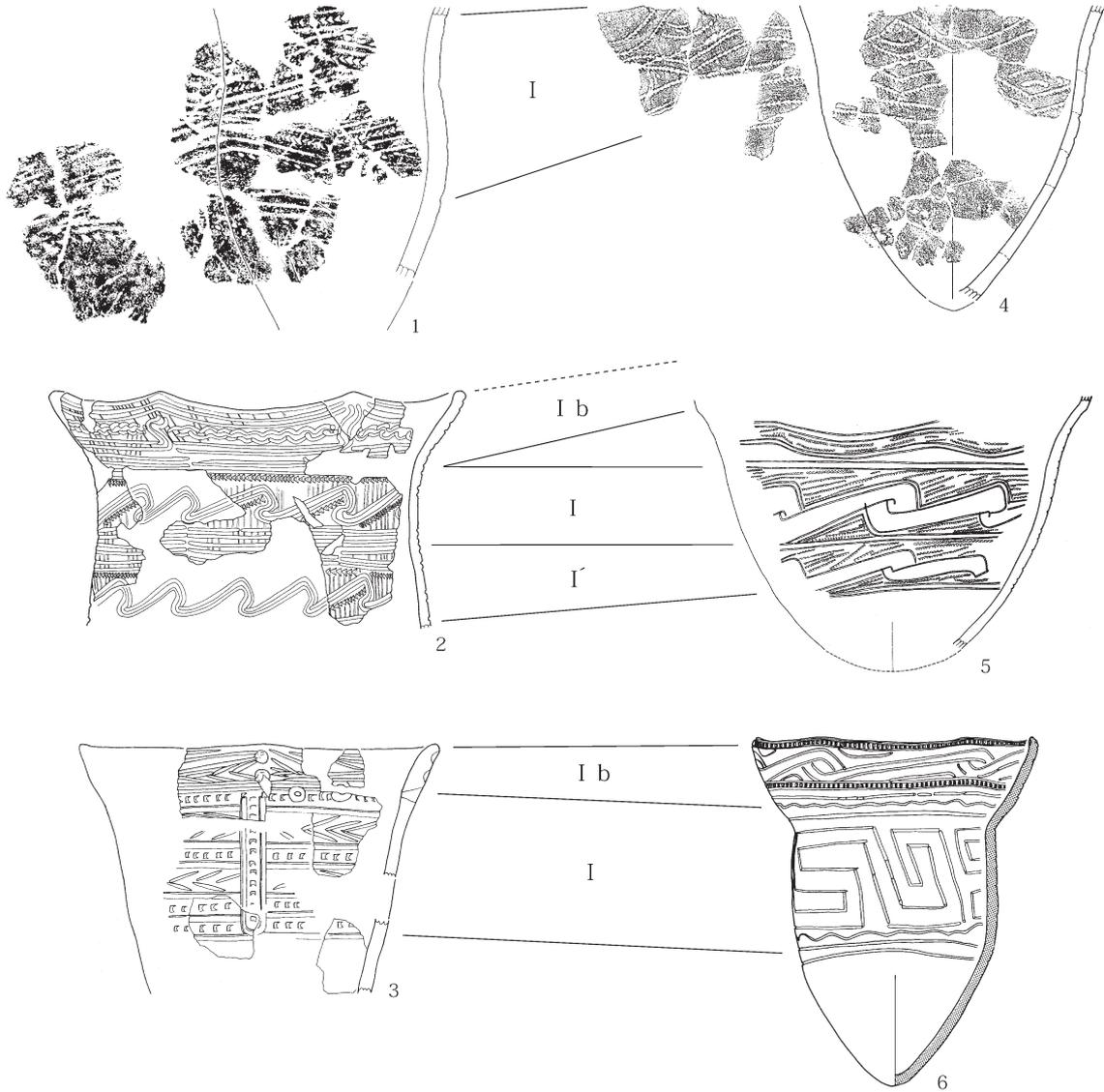
（3）Ⅱ群土器の編年的位置

これまで見てきたとおり、西長岡宿Ⅱ群・「久保ノ坂式」は東北地方南部の田戸下層式後半段階との共通点が多く認められることが分かってきた。もっとも重要な共通点は、2条1単位の併行沈線を用いた横位多段の紋様構成になることであろう。そのほかにも図2-4の口縁部に描かれた渦巻紋は、田戸下層式のワラビ手紋（図4-3, 図10-1）に通じるであろうし、図2-5の縄紋施紋土器は田戸下層式〈新々〉段階の特徴である口縁部紋様帯をもつ器形に、器面全面に縄紋が施紋されたものにとらえることができるであろう。また西長岡宿Ⅱ群に条痕紋土器があるが、タタラ山遺跡の土器（図5-3）から田戸下層式に伴うことが確実視できる。これらの点から西長岡宿Ⅱ群・「久保ノ坂式」は田戸上層式併行ではなく、田戸下層式後半段階に位置付けることが適当であろう。図3を見ても「久保ノ坂式」と田戸上層式の共通点を挙げることは難しいであろう⁴⁾。

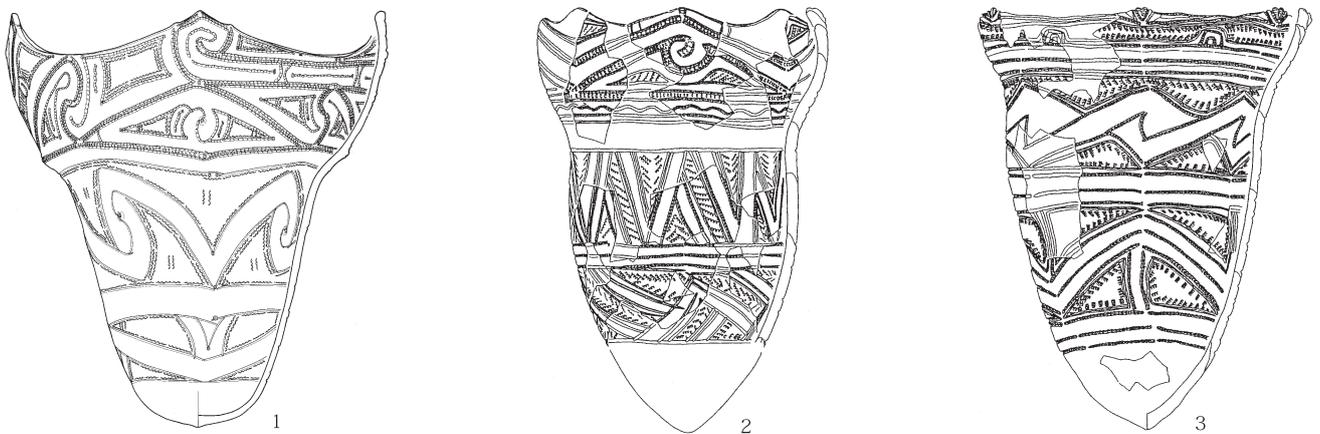
しかしながら一方で、それぞれの土器群で相違点があることも明らかとなった。それは東北地方南部では横位多段の区画帯に挟むように紋様帯を作出し、紋様帯内に併行沈線による単位紋を描くこと、関東地方の田戸下層式〈新々〉段階は口縁部が肥厚して段を有し、明確な口縁部紋様帯が形成されていること、「久保ノ坂式」は比較的単純な横位多段構成で、口縁部紋様帯や横帯によって区画された紋様帯をもたないこと、にまとめられる。これら三者の関係性についても触れておかななくてはならないだろう。それを解明する手掛かりとなるのが、次段階である田戸上層式への系譜である（図11）。

4は胴部紋様帯の部位と思われ、V字状押し引紋を横位

にめぐらして紋様帯を区画、紋様帯内に対向する連弧状モチーフを描く。この連弧状モチーフは、1の田戸下層式の紋様帯内に描かれた菱形紋が横位に連続、曲線化したものととらえられるであろう。2→5は紋様帯の系譜が連続していることを証明している。紋様帯内のモチーフも直接的に変化した様子が看取される。ただ関東地方においては胴部紋様帯が重畳されるのは稀で、どちらかといえば東北地方北部において顕著である（図12）。東北地方南部の特徴とした罫施紋域が幅広いこと、つまり図4-1, 図8-1, 図9-1のような菱形紋が重畳する紋様帯構成が、東北北部においてより強く引き継がれた結果であろう。また3のように田戸下層式〈新々〉段階にI b + Iの紋様帯構成が成立し、6に系譜すると考えられるが、紋様帯内のモチーフについては連続性を追うことが困難である。おそらく紋様帯内のモチーフについては、東北南部の系統である2から取り込まれたのだろう。これによって田戸下層式〈新々〉段階に見られた縦位区画は消滅したと考えられる。ここで重要なポイントとなるのが2条1単位の併行沈線である。東北地方南部田戸下層式後半段階の紋様帯内に描かれる単位紋は併行沈線によって描かれるが（図4-1, 図7-1, 2, 図8-1, 図9-1）、6の口縁部に描かれた入組紋も併行沈線であるし、胴部の雷紋も見方によっては少し幅広くなった併行沈線と認識できるであろう。このように東北地方南部の紋様帯内に単位紋を描く土器群は、関東地方の田戸上層式成立に深く関わっていると考えられることから、田戸上層式直前すなわち田戸下層式〈新々〉段階とすべきであろう。そして「久保ノ坂式」は比較的単純な横位多段構成で、まだ紋様帯が形成されていないことを考えると、型式学的に見れば一段階古いといえるかもしれない。ただそれが〈新〉段階になるのか、〈新々〉段階のなかでおさまっているのかはまだ資料が整っておらず、現時点での言明は控えておきたい。あるいは逆に東北地方南部では単純な横位多段構成が見られないことから、関東での変容形態という見方も可能かもしれない。図2-3, 7に施された縦位区画は、田戸下層式〈新〉ないし〈新々〉段階の影響により取り込まれたものにとらえることもできよう。いずれにしても西長岡宿Ⅱ群・「久保ノ坂式」は田戸下層式後半段階に位置付けられる土器群であり、東北地方南部との類似性、関東地方との相違性を考えれば、関東地方に進出した東北南部系統の土器群と位置付けることがもっとも妥当性がある。施紋手法の相違、すなわち東北地方南部では角押し引紋、V字状押し引紋を多用すること、西長岡宿遺跡では短沈線を施紋する割合が高いこと、宮ヶ瀬遺跡群では縄紋を施紋することについては、地域性によるものと考えておきたい。



左：田戸下層式 1 福島県永光院浅ノ内遺跡 2 千葉県一鍬田甚兵衛山西遺跡 3 神奈川県宮之前遺跡
 右：田戸上層式 4 千葉県取香和田戸遺跡 5 千葉県新東京国際空港No.14 遺跡 6 千葉県新東京国際空港No.7 遺跡
 図11 田戸下層式から田戸上層式への紋様および紋様帯の系譜



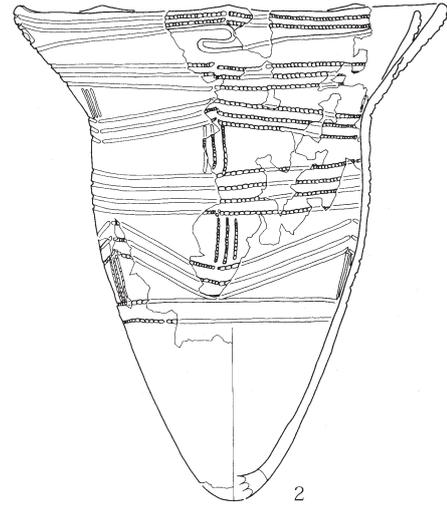
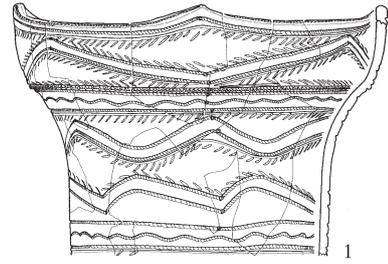
1 青森県田面木平遺跡 2, 3 岩手県新茶屋遺跡

図12 東北地方北部における田戸上層式〈古〉段階併行の土器 (1 s=1/8 2, 3 s=1/6)

4 I 群土器の検討

次にI群土器についても若干の検討を加えておきたい。I群土器はキャリパー状の器形を呈し、口縁部と胴部の2帯の紋様帯をもつこと、V字状押し引紋を主紋様として紋様を描くことを大きな特徴とする。こうした特徴は田戸上層式〈古〉段階や東北地方南部の明神裏Ⅲ式に共通するもので、I群土器の編年の位置を示唆している。西長岡宿(図1-1)は口縁部紋様帯のモチーフが入り組まずに横位に連続するもので、田戸上層式〈古〉段階のなかでも初源的な様相を呈していると考えられよう。胴部紋様帯の紋様を見れば1本書きの集合沈線で鋸歯紋を描いており、田戸下層式の伝統がまだ色濃く残っている様相が看取される。宮ヶ瀬遺跡群(図2-1)は小型の平底土器で特殊なため器形は検討対象とできないが、V字状押し引紋による紋様構成は田戸上層式〈古〉段階に位置付けて問題ないだろう。2帯の紋様帯内に3条ではあるがV字状押し引紋による入組み状のモチーフを連続させる意匠は、図10-3からの系譜がたどれるものである。

I群土器の類例を2つ挙げておきたい(図13)。1は地域が離れるが、青森県八戸市長七谷地8号遺跡出土である。4単位波状口縁で明確なキャリパー状の器形を呈す。V字状押し引紋を描線とした構成で、屈曲部と胴部に波状紋をめぐらして紋様帯を区画、口縁部には鋸歯状、胴部には対向する連環状モチーフを描く。モチーフに沿って斜位の貝殻腹縁紋を施している。胴部の区画紋下にも紋様が施紋されており、胴部に2帯の紋様帯があることが確認できる。この土器はまだ入組み紋様をもたず、V字状押し引紋を用いた横位に連続するモチーフが西長岡宿I群(図1-1)に共通する。胴部紋様帯の連環状モチーフは図11の1→4で示したのと同様、田戸下層式の菱形紋が横位に連続、曲線化したものであろう。さらに押し引紋に沿って貝殻腹縁紋を施紋しており、図11-1の列点を沿わせる手法とまったく同じ構成をしている。筆者はこの土器を、東北地方北部の田戸上層式〈古〉段階併行である千歳式の初源段階に位置付けているが(橋本2012)、東北地方南部における田戸下層式後半段階の併行沈線がV字状押し引紋に置換され、主紋様の地位を獲得した様子がよくわかるであろう。2は新潟県新発田市狐森B遺跡出土である。5単位の緩い波状口縁で、口縁の内湾は緩いが頸部でくの字状に外反するキャリパー状の器形を呈す。上から3、4、2条のV字状押し引紋をめぐらして口縁部と胴部2帯の紋様帯を区画する。口縁部紋様帯には波頂部下に単沈線による逆S字モチーフを描き、端部を横に伸ばして横位に連続させる。胴部紋様帯には3条のV字状押し引紋を鋸歯状にめぐらし、区画紋とでできる三角形の頂部から3条のV字状押し引紋を縦位に連結させる。口縁部に横位の条痕を施している。



1 青森県長七谷地8号遺跡 2 新潟県狐森B遺跡

図13 I群土器の類例 (s=1/6)

この土器はキャリパー状の器形を呈すこと、V字状押し引紋を主紋様とすることから田戸上層式〈古〉段階に比定できると考えられるが、5単位波状口縁になることや口縁部紋様帯に施紋された単沈線による逆S字モチーフ、地紋条痕施紋は田戸下層式〈新々〉段階の要素を残しているといえる。田戸下層式から田戸上層式への過渡期の資料として重要であろう。

ここで一つ注意しておかなくてはならないのが、V字状押し引紋のとらえ方である。3で見たとおり東北地方南部においては、田戸下層式後半段階にすでにV字状押し引紋が施紋されていることが分かる。しかし、それらは沈線が主紋様であり、V字状押し引紋は沈線に沿って施される副次的な要素として用いられているといえるだろう。また田戸下層式段階のV字状押し引紋は比較的粗大な傾向が看取されるが、次段階である明神裏Ⅲ式になると押し引紋はより小さな工具によって繊細に施紋されるようになる。V字状押し引紋=明神裏Ⅲ式とされる傾向がしばしば見受けられるが、明神裏Ⅲ式の認定については、①V字状押し引紋が主紋様の地位を確立していること、②キャリパー状の器形を呈し、口縁部と胴部の紋様帯に分化することの2点を定義として付け加えておきたい⁵⁾。

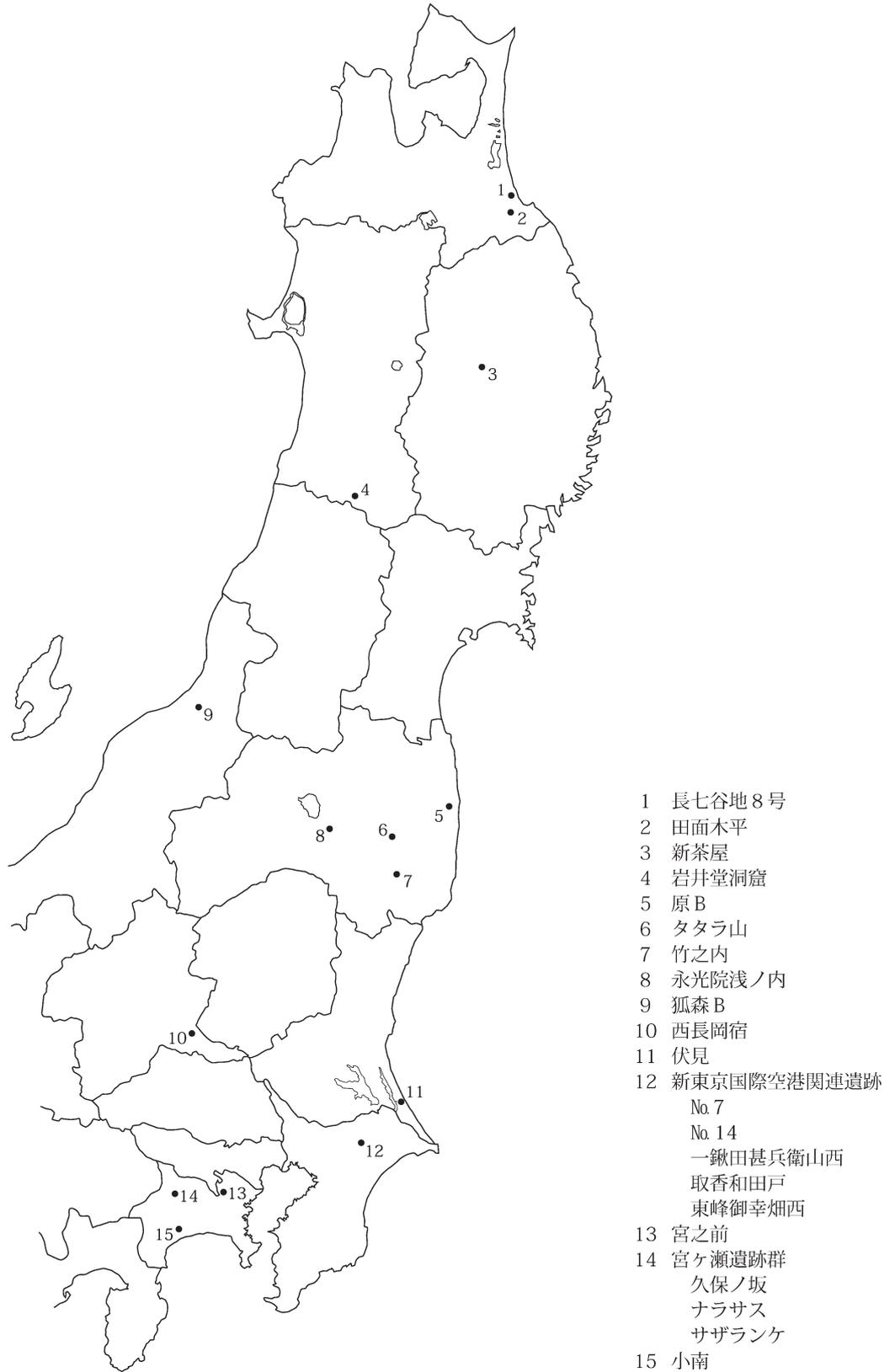


図14 各遺跡の位置

おわりに

西長岡宿遺跡出土の沈線紋土器をⅠ群とⅡ群に分類

し、特に東北地方南部の土器群と比較・検討することによってⅠ群を田戸上層式〈古〉段階、Ⅱ群を田戸下層式

後半段階にそれぞれ位置付けた。また西長岡宿Ⅱ群および「久保ノ坂式」はその様相から、田戸下層式後半段階に関東に進出した東北南部系統の土器群であることが明らかとなった。しかしいまだ類例は乏しく、関東在地の田戸下層式との相互の関係など課題が残る。また東北南部系統と結論づけたにも関わらず、現在もっともまとも出土しているのが関東のなかでも東北地方からは離れた神奈川県であるという事実も少々気にかかるのである。より東北に近い北・東関東での類例の追加を待ちつつ、さらなる検討を重ねていきたい。

最後に、西長岡宿遺跡出土早期土器の観察・執筆の機会を与えてくださった整理担当の関根慎二氏に深く感謝するとともに、資料見学に際しご配慮いただいた方々および諸機関、有益なご教示をいただいた方々を明記し、感謝の意を表したい（五十音順・敬称略）。

阿子島香・小笠原善範・櫻村友延・神原雄一郎・日下和寿・金野寛子・佐野勝宏・穴戸信悟・鈴木清子・高橋総司・芳賀英一・皆川隆男・森 幸彦

いわき市考古資料館・神奈川県立埋蔵文化財センター・白石市教育委員会・須賀川市歴史民俗資料館・東北大学考古学研究室・八戸市博物館・福島県文化財センター白河館・福島県立博物館・盛岡市遺跡の学び館・湯沢市院内銀山異人館・湯沢市教育委員会・六ヶ所村立郷土館

本研究は、平成22年度財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成金による成果の一部である。

註

- 1) 施紋具を区別するため、半截竹管内皮によって施された沈線を平行沈線、2本の棒状工具を束ねて施紋した沈線を併行沈線と表記することにする。
- 2) 特に図に示されていないが、筆者の田戸上層式三段階区分案（橋本1995）を参考に、上段を〈古〉、中段を〈新〉、下段を〈新々〉段階に配置していると考えられる。
- 3) 筆者は（橋本2012）のなかで、従来いわれていた物見台式を千歳式と物見台式に2細分し、千歳式を田戸上層式〈古〉段階に、物見台式を田戸上層式〈新〉段階に併行させた。ここでいう物見台式は細分後の物見台式を指している。
- 4) 筆者は図3の右側、平行沈線文・平行押し文土器群（I B群）とされたすべて及び左側、田戸上層式土器（I A群）とされた2 a, 2 b, 6, 8, 12 a, 12 bについても田戸下層式後半段階と考えている。今回は2条1単位の併行沈線を定点として各地域の併行関係を追ったため、併行沈線を強調しすぎてしまったきらいがあるが、田戸下層式後半段階には2 a, 2 bのような太い単沈線によって紋様が構成される土器もあることを付け加えておきたい。
- 5) 誤解を招く恐れがあるので補足しておくが、V字状押し紋は明神裏Ⅲ式のみ要素ではもちろんない。関東地方の田戸上層式〈古〉段階（橋本1995）、東北地方北部の千歳式（橋本2012）にも用いられている。この時期は東北地方北部から中部、東海、北陸地方にまで広範囲にわたって似た様相をもつ土器群が展開しており、型式区分が困難である。そのために地域型式としての考え方で、田戸上層式〈古〉段階併行の土器を、出土したそれぞれの地域の型式名で呼ぶのが適当と考える。そのため東北地方南部で出土した田戸上層式〈古〉段階併行の土器を明神裏Ⅲ式とすることから沈線施紋のものももちろん含まれる。ただしV字状押し紋が東北地方南部から広がっていることは確実視できることから、田戸上層式〈古〉段階や千歳式に施紋されるV字状押し

引紋は明神裏Ⅲ式の影響によるものという理解が可能であろう。

引用・参考文献

- 阿部知己ほか 2007 『常磐自動車道遺跡調査報告50 原B遺跡・朴迫B遺跡・朴迫C遺跡・東畑遺跡・上平A遺跡』財団法人福島県文化振興事業団
- 市川一秋ほか 1987 『永光院浅ノ内・ジダイ坊・京塚』長沼町教育委員会
- 岡本東三 1995 「考察 田戸下層式土器（第Ⅱ群土器）について」『城ノ台南貝塚発掘調査報告書』千葉大学考古学研究室
- 岡本東三ほか 1995 『城ノ台南貝塚発掘調査報告書』千葉大学考古学研究室
- 小川岳人ほか 1999 『長津田遺跡群V 宮之前遺跡』財団法人かながわ考古学財団
- 小野真一ほか 1979 『常陸伏見』伏見遺跡調査会
- 恩田 勇ほか 1996 『宮ヶ瀬遺跡群Ⅵーサザランケ（No.12）遺跡ー』財団法人かながわ考古学財団
- 恩田 勇 1998 『宮ヶ瀬遺跡群ⅩⅥー久保ノ坂（No.4）遺跡ー』財団法人かながわ考古学財団
- 恩田 勇 2002 「縄文早期沈線文土器後葉期の異相ー「久保ノ坂式土器」設定へ向けての予備的検討ー」『神奈川考古』第38号
- 神原雄一郎 2009 「盛岡における縄文時代草創期・早期の土器」『盛岡の縄文時代草創期～早期の土器文化【資料集】』盛岡市遺跡の学び館
- 国井秀紀ほか 1993 『東北横断自動車道遺跡調査報告22 作田B遺跡・糀内遺跡』財団法人福島県文化センター
- 国井秀紀ほか 1996 『常磐自動車道遺跡調査報告9 タタラ山遺跡』財団法人福島県文化センター
- 小久貴隆史ほか 1994 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅷー取香和田戸遺跡（空港No.60遺跡）ー』財団法人千葉県文化財センター
- 関根慎二ほか 2010 『西長岡宿遺跡（2）（縄文時代編）』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 田中耕作 2007 『狐森B遺跡発掘調査報告書』新発田市教育委員会
- 中橋彰吾ほか 1976 『白石市史』別巻 考古資料編
- 長岡文紀ほか 1991 『宮ヶ瀬遺跡群Ⅱーナラサス遺跡・ナラサス北遺跡ー』神奈川県立埋蔵文化財センター
- 永塚俊司ほか 2001 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅣー一鍛田甚兵衛山西遺跡（空港No.16遺跡）ー』財団法人千葉県文化財センター
- 西川博孝 1987 「田戸下層式土器ー千葉県内新出土例を加えた検討ー」『古代』第83号
- 西川博孝ほか 1984 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書ⅣーNo.7遺跡ー』財団法人千葉県文化財センター
- 西山太郎ほか 1983 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書ⅢーNo.14遺跡ー』財団法人千葉県文化財センター
- 橋本 淳 1995 「考察 田戸上層式土器（第Ⅲ群土器）について」『城ノ台南貝塚発掘調査報告書』千葉大学考古学研究室
- 橋本 淳 2012 「物見台式土器二細分論ー東北地方北部における縄文時代早期中葉の編年整備に向けた基礎的作業ー」『千葉大学文学部考古学研究室30周年記念考古学論叢Ⅰー岡本東三先生退職とともにー』
- 馬目順一ほか 1982 『竹之内遺跡』いわき市教育委員会
- 宮 重行ほか 2000 『新東京国際空港埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅢー東峰御幸畑西遺跡（空港No.61遺跡）ー』財団法人千葉県文化財センター
- 村上吉正ほか 1997 『小南遺跡（No.28） 東北久保・鳥居松遺跡（No.29）』財団法人かながわ考古学財団
- 山下孫継 1979 『岩井堂洞窟第4 洞穴第8次発掘調査報告書』ニューサイエンス社
- 領塚正浩 1987 「田戸下層式土器細分への覚書」『土曜考古』第12号
- 領塚正浩 2005 「東北・北海道地方における早期中葉の土器編年」『第18回縄文セミナー 早期中葉の再検討』縄文セミナーの会
- 領塚正浩 2008 『貝殻・沈線文系土器』『総覧 縄文土器』（株）アム・プロモーション

灌漑用水遺構・女堀の終末地点の再検討

飯 島 義 雄

元・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 5. 粕川の変流と旧赤堀町女堀の位置 |
| 2. 女堀と粕川とその周辺の遺構等の位置関係 | 6. 桂川女堀の経路選択の目的 |
| 3. 「堀下耕地整理組合地区現形図」における「女堀」 | 7. まとめ |
| 4. 旧赤堀町女堀と粕川の旧流路との関係 | |

— 要 旨 —

赤城山南麓に長大な姿を遺す「中世初期の農業用水址」とされる女堀は、その起点を旧利根川河道に近接する前橋市上泉、終点を旧佐波郡東村西国定であるとされている。

近年、女堀の起点は前橋市上泉の桃ノ木川ではなく、赤城山南麓を流下する藤沢川ではないかとし、女堀の桃ノ木川取水説は成立しないのではないか、との見解が示されている。女堀の起点とその経路を確定させることは、その歴史的意義を考える上で前提となるべき事柄である。

筆者は、女堀の規模からしてその取水先には利根川が存在する筈であるとの考えから、女堀の踏査を続けるとともに、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団等による発掘調査の成果の他、絵図や地形図そして航空写真等により耕地整理や河川改修により失われた微地形を復元し、女堀の実像の把握に努めてきた。

その結果、起点である取水予定地は前橋市上泉町ではなく、前橋市上小出町地先の利根川であり、また赤城山南麓への引水地点は前橋市五代町であるとした。さらに、その後、終末地点を旧佐波郡東村国定とする既成概念を再検討することの必要性を述べた。

本稿では、大正年間に測図された「群馬県佐波郡赤堀町堀下 堀下耕地整理組合地区現形図」等に基づき、女堀は粕川を越えようと企図されたものではなく、女堀の終末地点は桂川女堀の東端部の粕川の流路であると考えるのが、無理のない理解であるとした。そして、その粕川への引水の前提として、粕川を変流させ、旧佐波郡東村の独鉦田へ瀬替えしようとしたのである。その瀬替えは、女堀から粕川への通水が可能になった時点でなされる筈であったが、女堀による粕川への通水は果たされず、粕川の瀬替えも実施されなかった、と理解した。

粕川を変流させ、粕川による洪水の危険性を排除した上で、利根川の豊富な水を引水し、粕川流域の肥沃な沖積地を安定した耕地に変えようとしたこと、それこそが女堀構築の主眼であった、と考えるのである。

女堀の基本的な内容は理解できたとしても、粕川の瀬替えによる地域の再開発ともいべき事業の全貌は未だ見えず、多くの検討すべき課題が残っている。

キーワード

対象時代 中世
対象地域 赤城山南麓
大間々扇状地
研究対象 女堀

1. はじめに

赤城山南麓に長大な姿を遺す「中世初期の農業用水」(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985)とされる女堀は、昭和57年(1982)10月22日、文化財保護審議会から文部大臣に対し史跡として指定すべきことが答申され、昭和58年(1983)10月27日に官報告示された。その答申時の紹介文によれば、女堀の「起点は旧利根川河道に近接する前橋市上泉、終点は佐波郡東村西国定であり、上泉の標高97.5メートル、西国定の標高90メートル、わずか7.5メートルの落差しかないが、12キロに亘って堀と土手が連続的に確認でき、その規模の大きさにおいて他に例をみないものである」(文化庁文化財保護部 1983)とされた。

この女堀の起点について、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下、「群埋文」と略す。)の報告書(群埋文 1985)の最終章では、「女堀の取水点を前橋市上泉町地内の桃ノ木川に想定して分析を進めてきたが、女堀はさらに西へ伸びる可能性が旧くより論ぜられている」として、「今後を検討すべき課題の一つ」とされた(鹿田 1985b)。一方、女堀の発掘調査そして考古学的研

究の中心的役割を担った能登 健は、同報告書中で「女堀は、その始発点が前橋市上泉町にあり、ここは赤城山麓から流下する藤沢川が利根川水系の桃ノ木川に合流するところにあたる」とし(能登 1985)、その後、「女堀の取水点は、前橋市上泉町地内にある。現在では、この地域の女堀は埋め立てられており、旧地形は失われている。しかし、地籍図による分析では、藤沢川左岸までは女堀の旧状を追跡することができる。これに対して右岸では、女堀を示す地割りがないことから、藤沢川左岸が取水地点であることが想定できよう。ここは、藤沢川が桃ノ木川に合流する地点からやや藤沢川に入ったところにあたる」と女堀の取水点を桃ノ木川とはせず、「藤沢川からの直接取水説を新たに提起した」のである(能登 1989)。そして、「女堀藤沢川取水説を総合的な見地に立ってまとめていく」とし(能登 2008)、女堀の桃ノ木川取水説が成り立たないことを示唆した(能登 2010)(註1)。

このように、女堀の起点そしてその経路について、検討すべき課題があることや疑義が示されており、女堀の歴史的意義を考える上で前提となるべき基礎的事柄にお

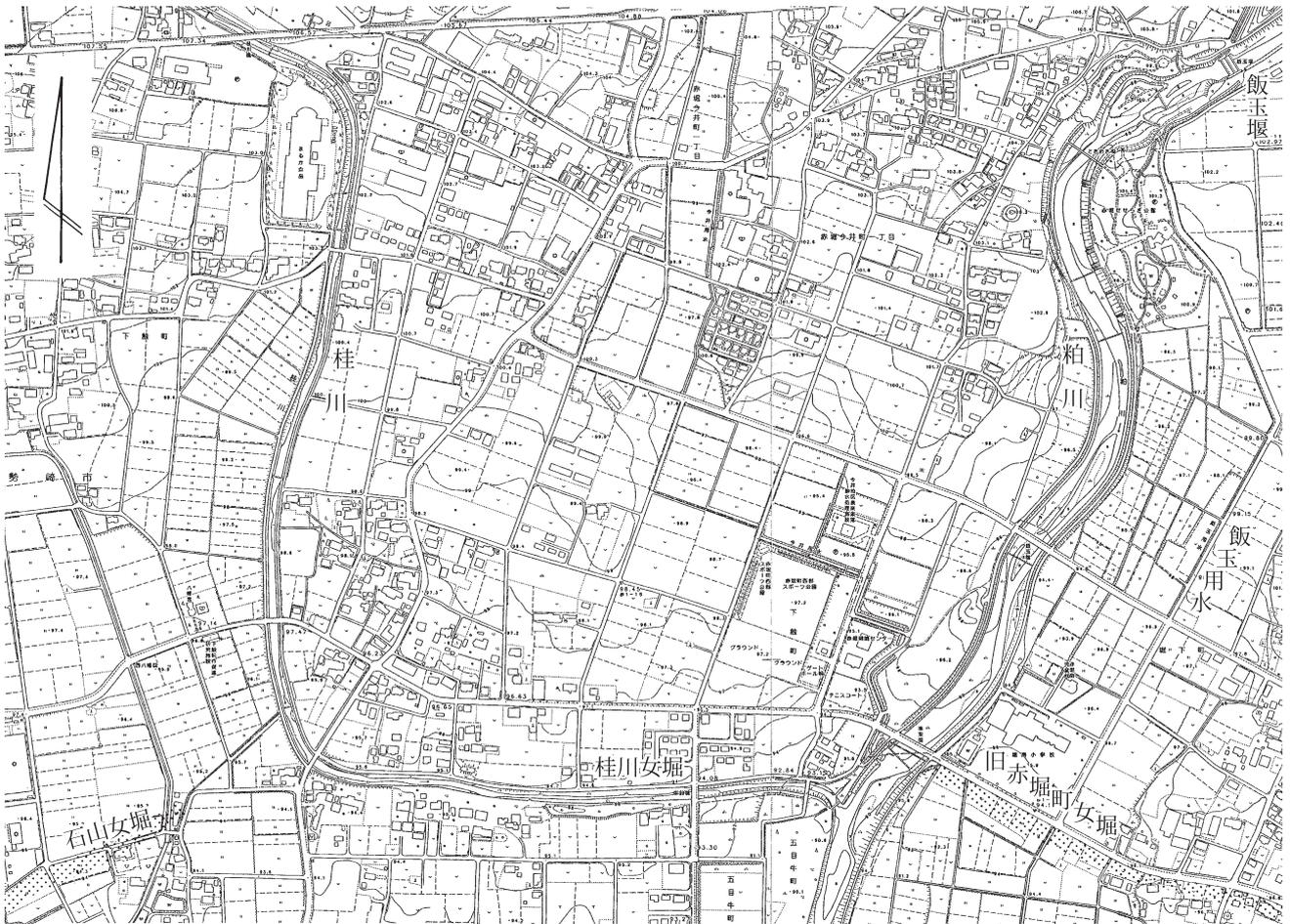
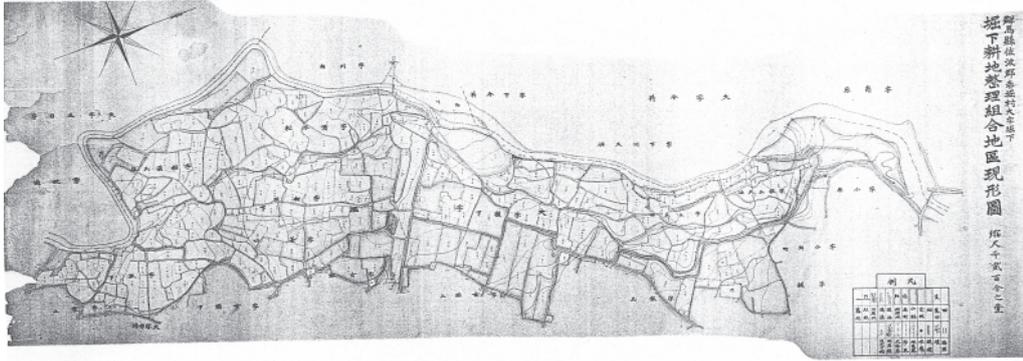
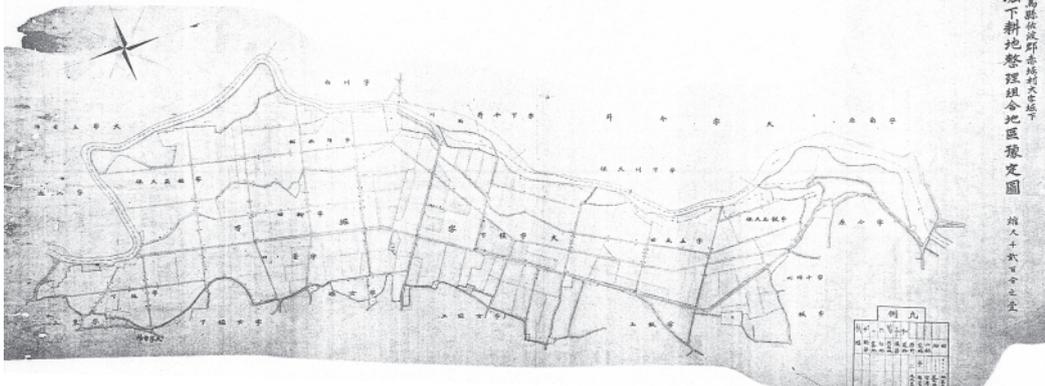


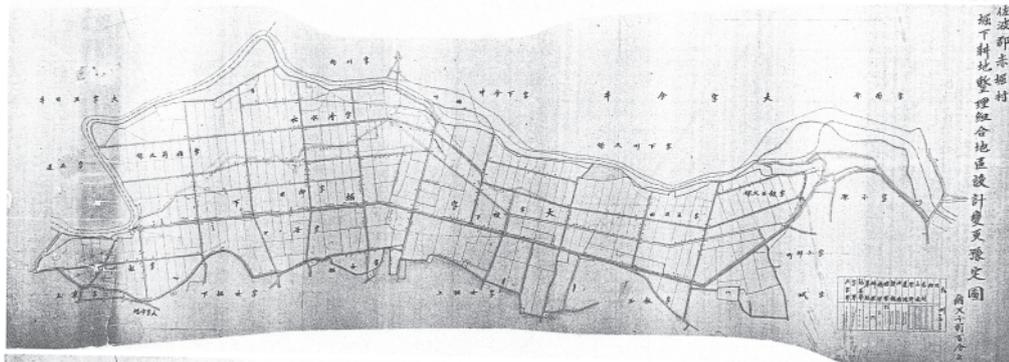
図1 粕川と女堀の位置関係 縮尺1/10,000 (原図 伊勢崎市現況図11(左)・12(右) 縮尺1/2,500 撮影平成17年7月 測図・現調 平成17年9月)



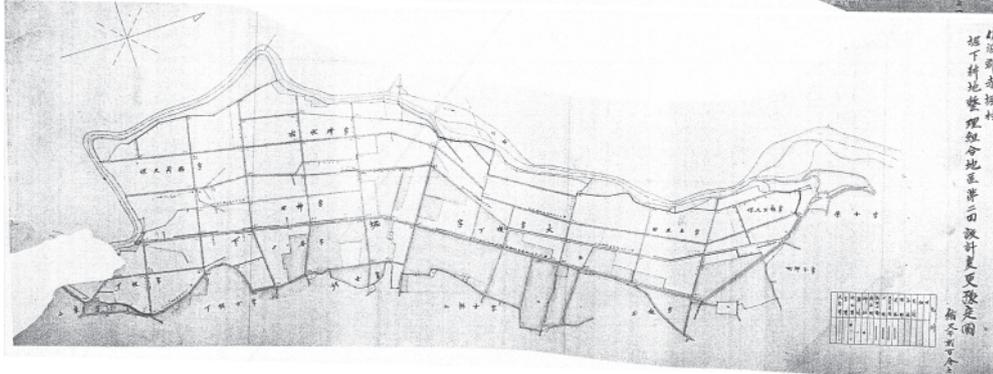
①群馬県佐波郡赤堀村
大字堀下 堀下耕地
整理組合地区現形図
縮尺千貳百分之壹



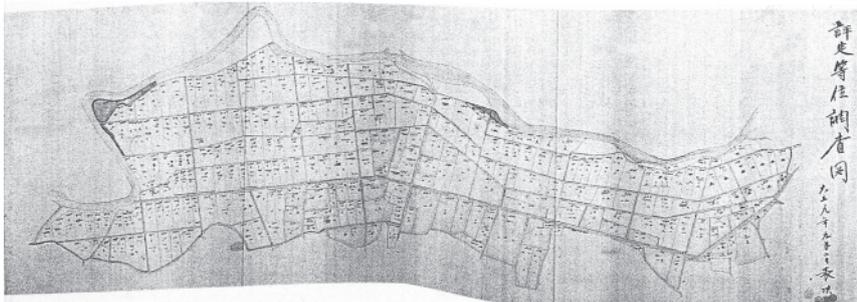
②群馬県佐波郡赤堀村
大字堀下 堀下耕地
整理組合地区予定図
縮尺千貳百分之壹



③佐波郡赤堀村 堀下
耕地整理組合地区設
計変更予定図 縮尺
千貳百分之一



④佐波郡赤堀村 堀下
耕地整理組合地区第
二回設計変更予定図
縮尺千貳百分之一



⑤評定等位調査図 大正九年九月二
日表決

写真1 堀下耕地整理事業関連図
(いずれも、5分割して撮影後、合
成した。)(原図 大正用水伊勢崎
飯玉支線水利組合蔵 伊勢崎市赤
堀歴史民俗資料館寄託)



けるとともに、群埋文による発掘調査の成果の他、近現代の絵図や地形図そして航空写真等により、耕地整理や河川改修により失われた微地形を復元し、女堀の実像の把握に努めてきた。

その結果、起点である取水予定地は前橋市上泉町ではなく、前橋市上小出町地先の利根川であり（飯島 2001）、また赤城山南麓への引水地点は前橋市五代町であるとした（飯島 2009）。

さらに筆者の前稿（飯島 2011）では、女堀の終末地点を旧佐波郡東村国定（現伊勢崎市国定町）とする既成概念を再検討することの必要性を述べた。同稿の本文中においては、資料的な制約の中で、その終末地点は粕川であるとする蓋然性が高いと示唆するに止めざるを得なかった。しかし、その脱稿後、重要な資料の存在を知り、女堀の終末地点は粕川であり、粕川以東の「女堀」は粕川の瀬替えを企図したものであるとの理解に至ったため、稿末にその旨を「補註」として記したのである。

本稿は、上記「補註」の内容を詳しく述べようとするものである。

2. 女堀と粕川とその周辺の遺構等の位置関係

まず、本稿で問題にする女堀と粕川、そしてその周辺の遺構等の位置関係を確認しておこう（図1）。

女堀は赤城山南麓への引水地である前橋市五代町から東南方向へ向かい、赤城山南麓を流下する寺沢川や荒砥川を越え、さらに神沢川を渡り伊勢崎市域に入る。その先では、行く手を遮る石山（標高121m）の丘陵南端を大きく迂回し（以下、この石山を迂回する部分を「石山女堀」と呼ぶ。）、ほぼ直線状に東方向へ向かい粕川に至る。現在、この石山女堀から粕川までの女堀の中には、赤城山南麓を流下する桂川が女堀との交点で東方へほぼ直角に折れて粕川に注いでいる（以下、この桂川がその中を東流する部分を「桂川女堀」と呼ぶ。）。

そして、粕川左岸の大間々扇状地の面には、桂川と粕川の合流点から少し上流の地点を起点として、伊勢崎市立赤堀南小学校（以下、「赤堀南小」と呼ぶ。）の南を南東方向に向かう「女堀」の遺構が存在している（以下、この「女堀」を前稿（飯島 2011）と同様に「旧赤堀町女堀」と呼ぶ。後述するように、筆者はこの赤堀町女堀と前述の桂川女堀とは連続させようとは企図されていなかったと考えている。）。また、この赤堀南小の敷地の東辺に沿い、粕川上流の飯玉堰から取水した飯玉用水の水路があり、旧赤堀町女堀を横切って南部の水田を潤しているのである。

図3 堀下耕地整理事業対象地の現況（原図 伊勢崎市現況図12 縮尺1/2,500 撮影 平成17年7月 測図・現調 平成17年9月）（縮尺 1/10,000）

ら粕川までの女堀は、ほぼ直線状であり、丘陵地を越える際には南方へ迂回するが、迂回した後の経路は、迂回場所の直近西部の経路の延長上より山よりに設定されることはなく、粕川を挟んでの桂川女堀と旧赤堀町女堀の食い違いは異例と言える。

現在の一般的な理解は、この桂川女堀と旧赤堀町女堀は連続した用水として構築されたものであるとする。しかし、筆者は何度この地点に立っても、地形のあり方と両者の位置関係から、両者を連続させる方法が想定できなかったのである。

では、連続させることが想定されていなかったとすれば、遺構として確かに存在するその両者をどう理解すべきか、以下に検討したい。

3. 「堀下耕地整理組合地区現形図」における「女堀」

さて、前述した女堀に関する「重要な資料」とは、大正用水伊勢崎飯玉支線水利組合が伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館へ寄託している「群馬県佐波郡赤堀村大字堀下堀下耕地整理組合地区現形図」（写真1-① 以下、「堀下現形図」と呼ぶ。）である。

その堀下現形図は、他の「予定図」（写真1-②）・「設計変更予定図」（写真1-③）・「第二回設計変更予定図」（写真1-④）そして「評定等位調査図」（写真1-⑤ 以下、「評定等位図」と呼ぶ。）とともに保管されている（いずれも、縦約90cm、横180cmの大きな図である）。

「堀下耕地整理」事業は大正6年（1917）から「開田32町歩」を目的に開始され、県内の近現代における耕地整理としては比較的初期のものである（群馬県土地改良事業団体連合会 1990）。現状ではその全容を明らかにすることはできないが、上記の図を参考にすると、その概要は堀下地区の開田を目的とした耕地整理を実施するにあたり、まず計画立案の前提作業として、対象地の基本的な情報を得るべく地形図を作成し、耕地整理の当初計画を2度変更し、大正9年（1920）9月2日に最終的な区割り等が決定され、耕地整理が実施されたものと推定される。

堀下現形図（図2-①）と評定等位図（図2-②）によれば、この「堀下耕地整理」事業の対象地は、粕川左岸で粕川から取水する飯玉用水を幹線水路とする受益地の中で、北端部の飯玉堰南部の堀下村字飯玉久保から南端部の同字坂下までである。現在の地割り（図3）と比較して見ると、本事業により整理された区画が現在の基本的地割りに継承されていることが理解される。

さて、本稿で重要視して取り上げるのは、上記の耕地整理前の地形が記録されている堀下現形図である。その理由は、本図に基づき粕川と桂川女堀そして旧赤堀町女堀の位置関係が、縮尺1/1,200という比較的大縮尺の測量成果により明らかにされているからである。また、旧

赤堀町女堀の一部が本耕地整理事業の対象地に含まれており、1尺（註2）ごとの等高線によりその周囲を含めて微地形が把握されることである（図4・5）。本地域では、これまでも明治18年（1885）の実測になる迅速測図が存在し（迅速測図原図復刻版編集委員会編1991）、重要な情報を提供している。筆者も同図を活用してきたが、縮尺が1/20,000とやや小縮尺であり、人為的な遺構や微地形の詳細を把握するには限界があったのである。

それでは、堀下現形図により粕川と女堀の関係を検討してみよう。

堀下現形図によれば、粕川右岸は「堀下耕地整理」事業の対象地外のため、広範囲にわたる測図はなされておらず、桂川女堀の中を流れる桂川の末流で粕川への流入部が図化されているだけである。それでもその北部に接する東西方向の道路に並行するわずかであるが桂川女堀の走向が図化されている（図4）。

まず、桂川女堀から旧赤堀町女堀の南岸の土手まで直線状に連続させた場合の痕跡の有無を確認しよう。堀下現形図で旧赤堀町女堀の西端部の状況を見ると、平面図では南側に土手の痕跡はない。また、東西方向の立面図（図5①A-A'、②A-A''、④B-B''、⑥D-D'、⑩J-J'）を見ると、やはり土手の痕跡も溝のそれもない。つまり、桂川女堀と旧赤堀町女堀を連続させようとした積極的な痕跡は認められないのである。

次に、旧赤堀町女堀そのものの状況を検討しよう。その中央部の状況を立面図（図5⑩I-I'）で見ると、それを横切る飯玉用水の旧赤堀町女堀との交点部分における悪水によると思われる扇状地状の堆積部から粕川の東岸に向け、緩やかな傾斜で下がっている。このことは、旧赤堀町女堀の堀の底部が粕川東岸まで連続していることに規定されていると想定されよう。そして、旧赤堀町女堀の北岸は、粕川の浸食崖まで違和感なく直線状に連続しているのである。こうした旧赤堀町女堀西端部の中央部と北岸の状況は、旧赤堀町女堀の走向は北西から南東方向へほぼ直線状であり、旧赤堀町女堀は粕川の左岸まで達していることを示しているものと判断される。

さらに、粕川を介しての桂川女堀と旧赤堀町女堀の接続の可能性を検討してみよう。前稿（飯島 2011）では、執筆時における資料を基に、桂川女堀と旧赤堀町女堀がクランク状であり、その間の距離は約80mであったとした。堀下現形図によれば、粕川の流れの中心軸を境にして、旧赤堀町女堀はほぼ直角に位置するが、桂川女堀の西からの延長部は粕川上流域とやや鈍角に交わる位置関係にある。そのため、旧赤堀町女堀と桂川女堀の走向は並行ではなく、桂川女堀の走向をそのまま東へ延長すると南下する飯玉用水と旧赤堀町女堀の交点よりも東方で交わる。つまり、桂川女堀と旧赤堀町女堀の間の距離は



写真2 旧赤堀町女堀の中から西を望む
(左側中央部は旧赤堀町女堀の
土手)



写真3 粕川右岸の深い堀



写真4 飯玉橋から南西方向を望む



図4 群馬県佐波郡赤堀村大字堀下 堀下耕地整理組合地区現形図(部分)(原図 大正用水伊勢崎飯玉支線水利組合蔵 伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館寄託)(縮尺 1/2,500)

測る位置により変動することとなる。旧赤堀町女堀南部の明瞭な土手の西端部における旧赤堀町女堀と桂川女堀の中央部の距離は約56mであり、粕川の流路の中心軸の位置では、両者間の中心部では約81mとなる。また、粕川の流路における両者の延長部の比高を立面図(図5 @H-A-I-C)で見ると、等高線の間の高差は連続して推移しているとすれば、約3尺、約90cmとなる。

このように、桂川女堀と旧赤堀町女堀とは走向が異なり、粕川の流路を介して連続させようとするならばクランク状にならざるを得ない。また、その際、両者間の比高差約90cmを乗り越えて桂川女堀から旧赤堀町女堀まで通水させるためには、桂川女堀の粕川への流入部で堰止めて水面高を上げなければならない。さもなければ、旧赤堀町女堀の底面高を桂川女堀の水面高より下げなければならない。しかし、前者においては、粕川から桂川女堀への水の流入が避けられず、後者にあつては粕川から旧赤堀町女堀への水の流入が不可避となるのである。これまで、旧赤堀町女堀における発掘調査がなされておらず、その構造の詳細は不明であるが、その西端部でのボーリング調査でもその底面の標高(92.298m)は、石山女堀の東部(旧赤堀村下触267)の標高(91.799m)より高

いと報告されている(小島・齊藤 1985、鹿田 1985a)。つまり、粕川と桂川女堀と旧赤堀町女堀の位置関係からは所在する場所の地形に制約され、粕川の流れを維持するために洗堰を設置して水面高を上げて粕川から桂川女堀への水の流入なしに旧赤堀町女堀への桂川女堀からの通水は想定できないと言えよう。つまり、桂川女堀と旧赤堀町女堀は本来接続されるものであったと考えるべきではないのである。

それでは、このように桂川女堀と旧赤堀町女堀は接続されることが企図されていなかったとすれば、別個の遺構の可能性が考えられるのである。そのことを検討するためには、両者の接合部のみではなく、この地点の周囲の状況を見る必要がある。

4. 旧赤堀町女堀と粕川の旧流路との関係

赤堀南小の南の旧赤堀町女堀の中に立ち、その西への走向の先を望むと、西部スポーツ公園のケヤキの林の手前に竹と雑木の繁茂する荒蕪地が見える(写真2)。近づいてみると、その荒蕪地の西に深い堀が存在している(写真3)。この堀を西からまわり込み、地割りに沿って進むと、粕川右岸に近づく。この荒蕪地を粕川の少し上

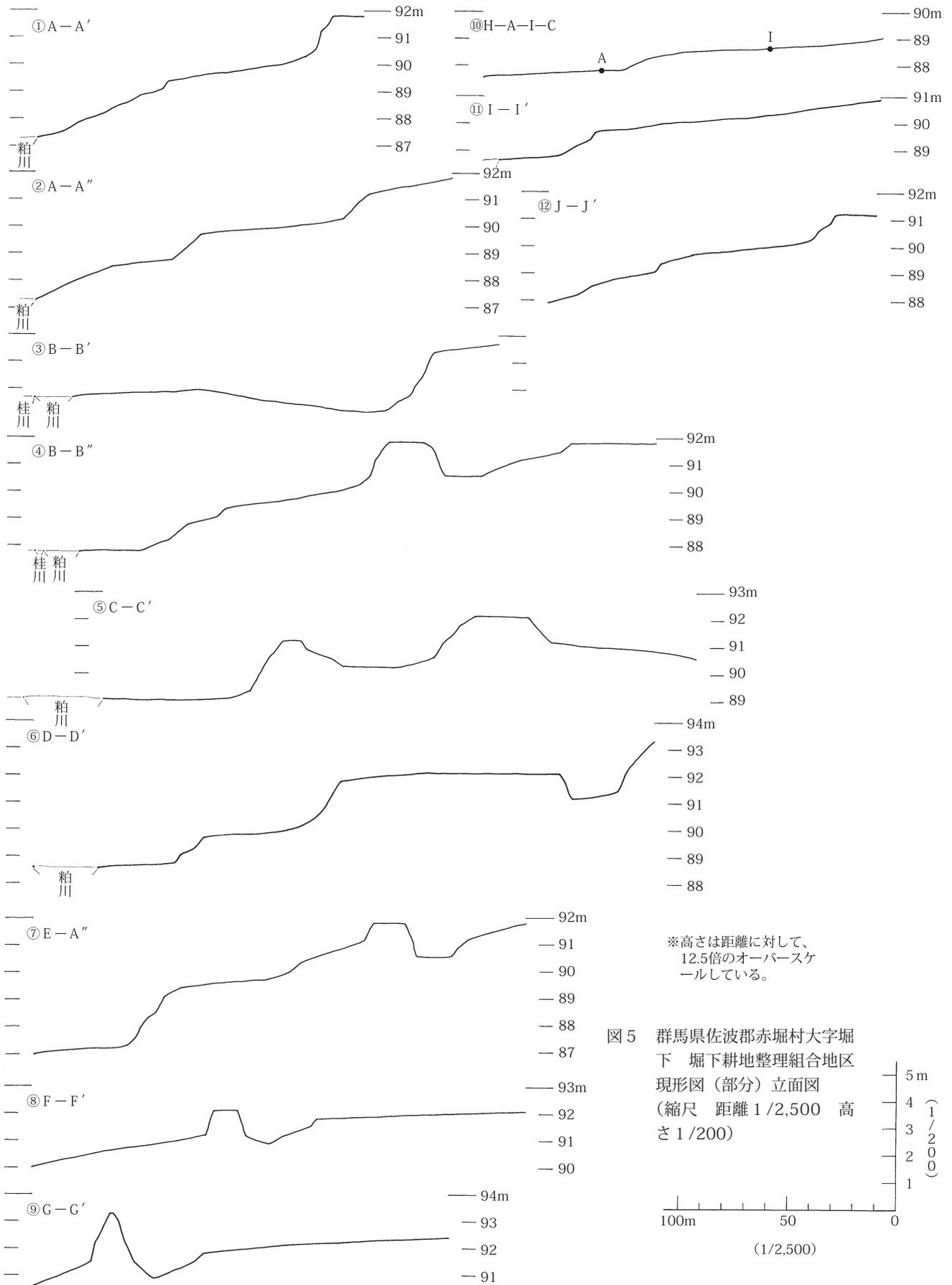




図6 旧赤堀町女堀の周辺 縮尺1/2,500 (原図 伊勢崎市現況図12 撮影 平成17年7月 測図・現調 平成17年9月)



図7 米軍撮影の航空写真（50・51・52-V 82 RSP R408 314CW 29OCT47）により図化した地形図 縮尺1/2,500

流に架かる飯玉橋から望むと（写真4）、同橋の西詰のやや下流部右岸からの地割りが南西方向へ延び、カーブして荒蕪地の西に取り付くように見え、この場所が粕川の旧流路の痕跡であることが推定されるのである。

現況図（図6）で確認すると、現在この深い堀は今井用水が粕川へ注ぐ末流の一部であることが知られる。なお、この今井用水は大正用水から分水されており、その上流部には大正用水の当初の終点として想定された毒島の地があり（丑木編 1983）、伊勢崎市指定史跡の毒島城跡が所在している。

さて、この深い堀は、「く」の字状に西側へ突出しており、粕川へは「く」の字の端部から鋭角に擦りつくように合流する。そして、この「く」の字状の端部から東南部への走向の延長部に旧赤堀町女堀の西端部が存在しているような位置関係にあるのである。それでは、この「く」の字状の堀は何なのであろうか。その由来を求めて、まず当該地の粕川兩岸の堤防が築かれる以前の状況を米軍の航空写真を基にして図化した地形図（図7、註3以下、「米軍写真地形図」と称す。）で検討してみたい。

この図は、昭和22年（1947）10月29日に米軍が撮影した写真を基にしており、同年9月13日から15日にかけてカスリーン台風の影響で大雨が降り、赤城山南麓を襲った大洪水（群馬県 1950）の結果が反映されている。本図によれば、蛇行しながら南流した粕川は現赤堀南小の西部で「く」の字状に屈曲して反転している様子が確認される。

しかし、平成17年（2005）の測量になる現況図（図6）と比較すると、昭和22年のカスリーン台風後の屈曲部は平成17年時のそれより東部に位置するようである。

さらに、その屈曲部の北東部には、粕川の旧流路に営まれていると思われる水田の地割りが確認される。

こうした粕川の流路の状況を念頭に置きながら、カスリーン台風による流路と洪水の状況、さらに洪水から復旧する状況が撮影された米軍の航空写真（写真5）から、周辺の微地形を把握してみたい。

カスリーン台風による洪水前の写真（写真5-①）と後のそれ（写真5-②~④）を比べると、粕川の兩岸、とりわけ左岸と今井用水の流域が広く洪水を受けていることが知られる。また、粕川の本流が現在の赤堀南小の西部で「く」の字に屈曲する部分の北部から西部にかけてと、その北東部に水に浸からないか、水に浸かっても量的にはわずかなことを示す状況が、田の洪水後の乾燥状況により見て取れる。このことは、それらの地点が周囲より標高の高い土地であることを示している。また、今井用水の粕川へ合流する流路を見ると、粕川の「く」の字の屈曲部西側を迂回しており、この「く」の字の屈曲

部の北西部側に高まりがあることを示唆している。

また、粕川の「く」の字に屈曲する部分の北東部の高まりは、カスリーン台風の洪水時にはその右岸に位置する。

この状況を現況図（図6）と米軍写真地形図（図7）を参考にして検討すると、カスリーン台風時の粕川の「く」の字の屈曲部の位置と、現況図によるそれは位置が異なり、この現況図の「く」の字の屈曲部は、先に見たその北東部の高まりの西側に沿った低地部に接続するように見られるのである。

次に、本地点の粕川の流路が実測されて図化されている迅速測図を併せて粕川の流路の状況を見てみよう（図9）。

明治18年の測図になる迅速測図で見れば（図9-①）、現在の赤堀南小の北部では東北部から南西部にかけ、粕川の本流は大きく蛇行することなく、ほぼ直線状に流下している。また、その右岸には荒蕪地が広がり、右岸は「櫛」の表示があり樹木の生える森林域である。

先に見た昭和22年（1947）（図9-②）と平成17年（2005）（図9-③）の状況を併せて見ると、桂川女堀が粕川に流入する部分の上流域は、粕川が時期により流路を変えながら大きく蛇行する部分であったのである。

そうした状況を踏まえて、当該地の明治6年に作成された地券発行にかかる地引絵図（堀下村）を見ると（図10）、旧赤堀町女堀の西部から北部にかけて広く「石河原」がひろがることが表現されていることが良く理解される。また、「石河原」の西部は公有地そして水田・畑と連なる。ここで「石河原」と区別されて「公有地」が存在し、粕川を挟んで南東方向の旧赤堀町女堀の西部にも「公有地」が存在していることが注目される。粕川右岸のそれは、先に見た高まりのある可能性を考えると土手が存在したのかも知れない。また、粕川右岸のそれも護岸施設の存在を想定すべきかも知れない。

5. 粕川の変流と旧赤堀町女堀の位置

前項で、赤堀南小の西部で粕川が「く」の字に屈曲することがあり、そのいわば最大に西部に寄った状況が現況図の地形図に表現されている今井用水の流末部である、と考えられる。

そうしたことを踏まえ、旧赤堀町女堀の意味を考えるため、その変流部の下流部を見てみよう。

再度、堀下現形図を見ると、旧赤堀町女堀の延長部（図4・5 ③B-B'）の状況によれば、粕川の東岸でわずかに標高が高まり、その東の浸食崖の手前で最も標高が低くなっている。

この状況を千田 稔による河川の「曲線部河床概念図」（図11、千田 1991）をモデルとして見ると、この旧赤堀町女堀の延長部は、粕川が変流して転向した下流の

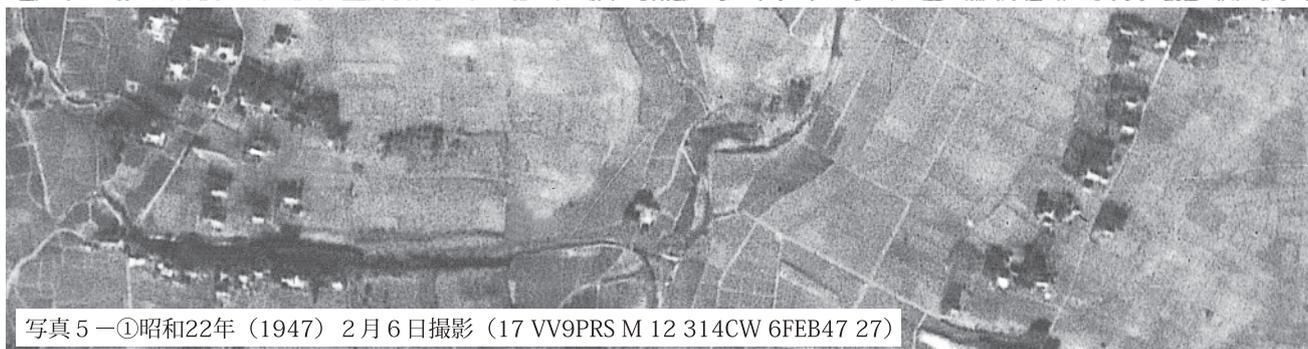


写真5-①昭和22年(1947)2月6日撮影(17 VV9PRS M 12 314CW 6FEB47 27)

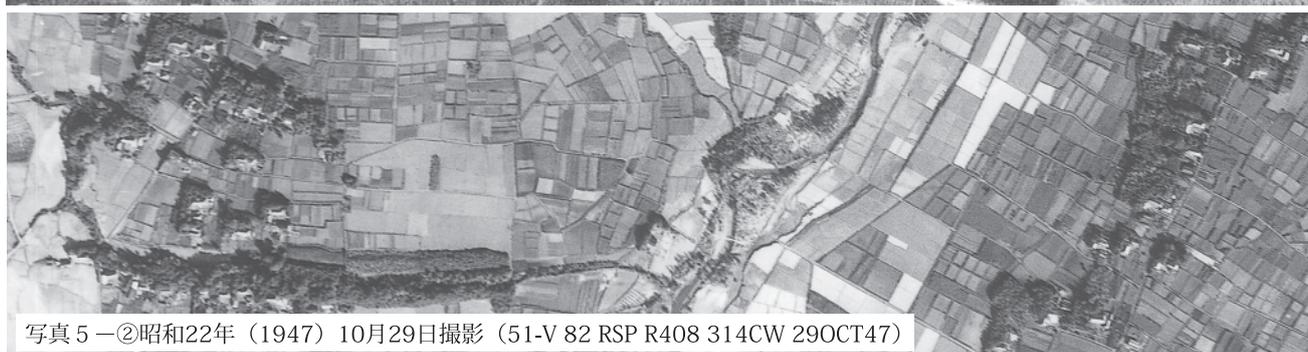


写真5-②昭和22年(1947)10月29日撮影(51-V 82 RSP R408 314CW 29OCT47)



写真5-③昭和23年(1948)4月6日撮影(51V 82 RSP R1250 71RG 6APR48)

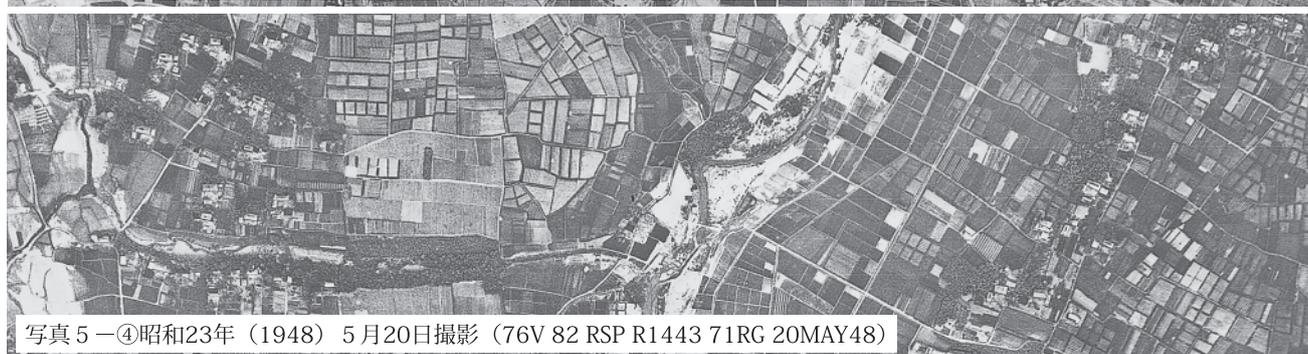
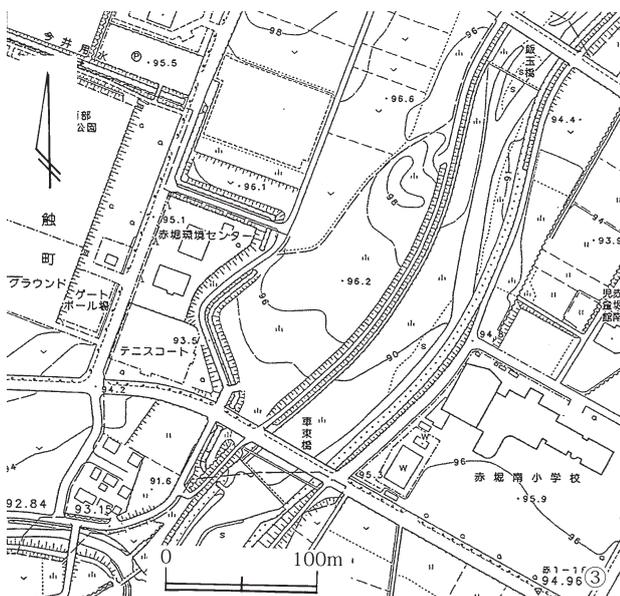
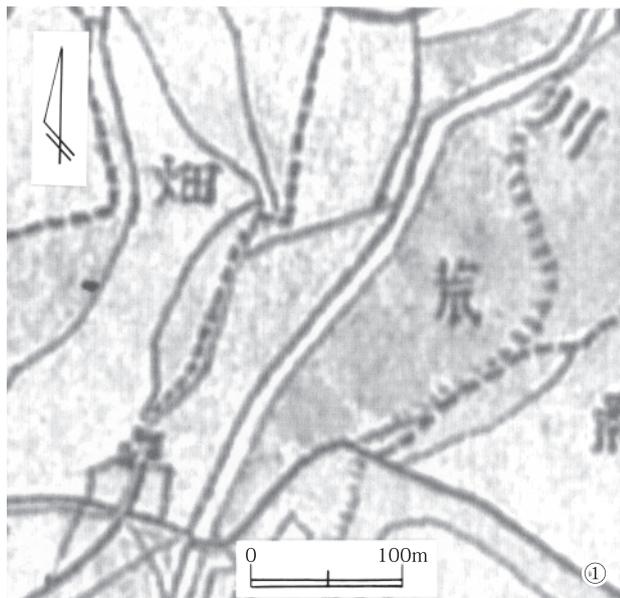


写真5-④昭和23年(1948)5月20日撮影(76V 82 RSP R1443 71RG 20MAY48)

写真5 米軍撮影の航空写真

図8 米軍撮影の航空写真の位置図(縮尺1/10,000)



早瀬から淵にかけての部分であり、前項で見た「く」の字状の堀はこの轉向部の上流にあたる淵の痕跡と理解される。また、桂川女堀の延長部の浸食崖の手前のわずかな高まりは中州にあたると言えよう。河川の流れにあつては、「曲線部は遠心力が働き、曲線外側の凹岸の水位が高まり、曲線内側の水位は低下」し、「凹岸側には下降する流れが生じて洗掘され、凸岸側は堆積」するとされる(千田 1991)。つまり、旧赤堀町女堀の西端部は流れの「洗掘」する力が減少する粕川の轉向部にとりついているのである。

前述のように、「く」の字状の深い堀の下流部の走向は旧赤堀町女堀の西端部に向かうように見える。この粕川の轉向部に土手を築造して堰き止めて閉め切れば、変流を利用して洗堀の力を弱め、土手の耐久性を最小限にしてスムーズに粕川の流れを変えられるのである。

ところで、この今井用水の流れる谷底平野の最奥部には、毒島城が存在している(山崎 1971)。同所での古墳時代の豪族居館の存在を確認しようとした発掘調査では、弘仁9年(818)の地震に伴う地滑りや岩屑なだれに起因する可能性のある土壌ブロック層の厚い堆積が確認されている(早田 2007 註4)。この毒島城は今井用水の粕川への流入部からおよそ2.5kmの上流部に所在しているが、女堀の構築は当地震の後の12世紀代と想定されており、その直接的な影響は考えられない。さらに、これまでの発掘調査によれば、弘仁9年(818)の地震の発生以来、昭和22年(1947)のカスリーン台風による洪水までの間に、当地域における大規模な地滑りや山崩れ等の発生とその影響は確認されておらず、大きな地形変化は想定できない。

また、迅速測図の原図で「群馬県上野国南勢多郡東大室村」(迅速測図原図復刻版編集委員会編 1991)の桂川女堀の部分を見ると、その中央部には両岸に土手の存在が描かれているが、西部については右岸のみに、東部は両岸ともその標記はない。桂川女堀の掘削に際し、排土を直近の場所に盛り土したとするならば、桂川女堀の東部については、赤堀南小の西部を粕川が浸食した際の流路が轉向した反転部にあたり、桂川女堀の構築時には粕川の流路もしくは流路跡の低地部であったことを示しているものと考えられる。

つまり、粕川の本流は桂川女堀の構築時以降、その位置、形状を変えながらも、流域と周辺の地形に大きな変

図9 粕川の流路の変遷

- ①迅速測図「大胡町」(部分)(桐生近傍第廿五号(第一師管地方迅速測図)明治18(1885)年測量)
- ②米軍撮影の航空写真により図化した地形図(昭和22年10月29日撮影)
- ③現況図(撮影 平成17年7月 測図・現調 平成17年9月)

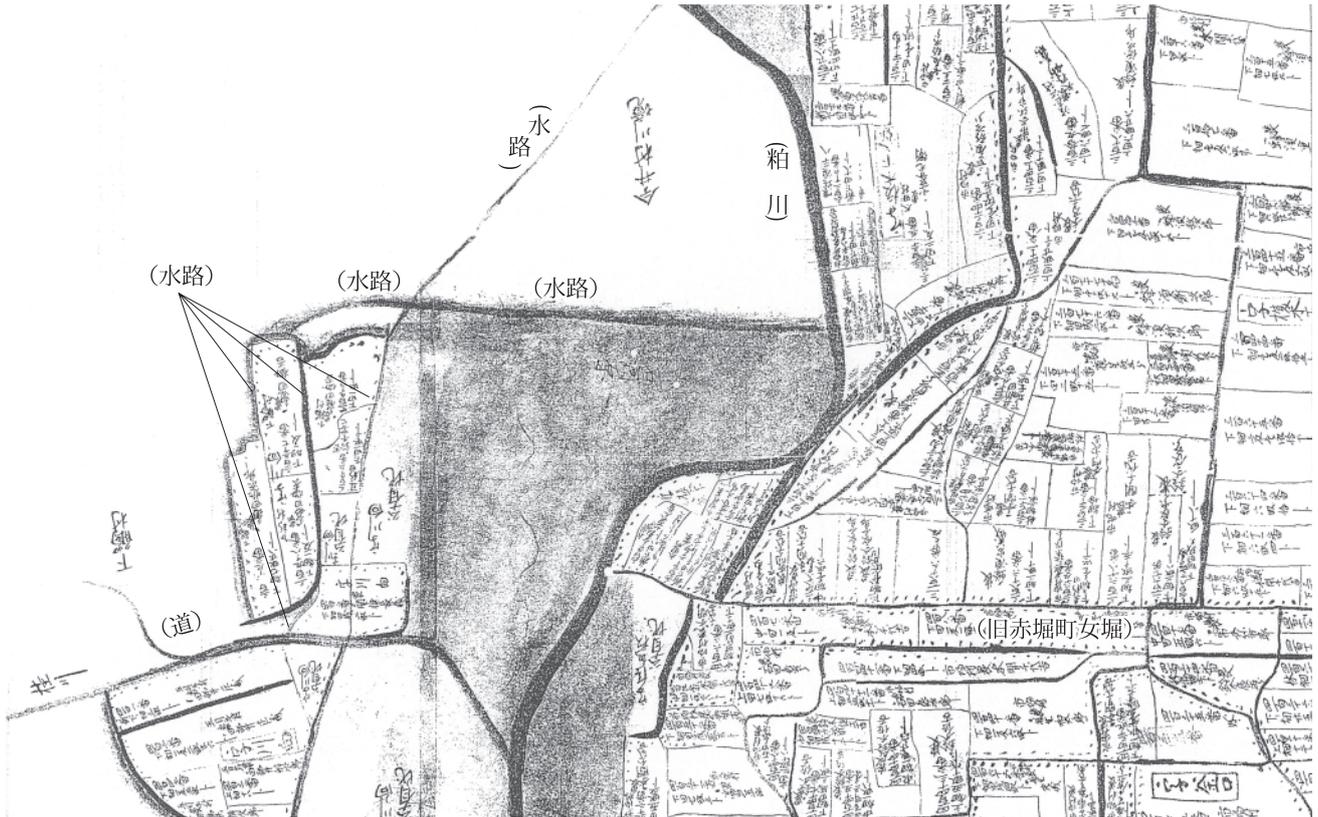


図10 地券発行に係る地引絵図「佐波郡堀下村」(部分) (群馬県立文書館保管) による桂川女堀と粕川と旧赤堀町女堀

化が生じていないと想定されるのである。

そうであるとすれば、先にみた堀下現形図における桂川女堀と粕川、そして旧赤堀町女堀との位置関係は、基本的に桂川女堀の構築時の状況と同様であると想定され、桂川女堀と旧赤堀町女堀の接続は企図されていなかった、と考えるのである。

前稿(飯島 2011)で検討したように、『荒砥村郷土史』(荒砥第二尋常高等小学校 1939)の中で、女堀と粕川の交差点において、「殊に東側が徹底的に痕跡がみられない」としたのは、その執筆者が河川改修前の状況を実際に観察した上での認識であり、吉田東伍が女堀は「粕川に至る」と言い切った(吉田 1904)のも、そうした認識の史料に依拠したものと思われる。

なお、これまで「く」の字状の屈曲部等を流路としてきたが、その北東部の粕川へ向かう地割りを含め、人為的な掘削、つまり人為的に流路を誘導しようとした可能性もあるものと考えている。今後の確認調査の課題のひとつである。

6. 桂川女堀の経路選択の目的

石山女堀が石山を南方へ大きく迂回した後、桂川女堀はほぼ真東へ走向を取り、粕川へ向かっている。なぜ、このような走向になったのであろうか。

この女堀の路線について、能登 健は、「上泉町の始

発点から二之宮町の現女堀沼にかけての路線は安定した線形を有する理にかなったものであるが、ここから先の終末点までの線形は石山丘陵を境にして飯土井町および

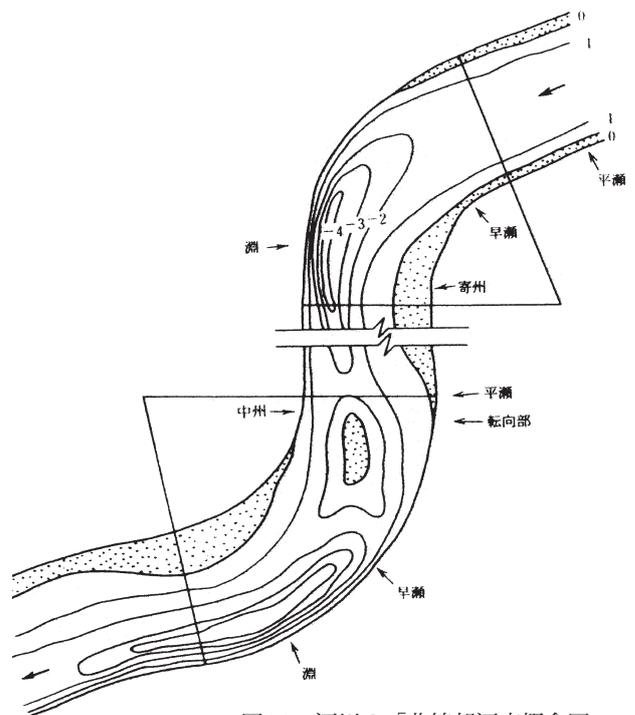


図11 河川の「曲線部河床概念図」(千田 1991による。)

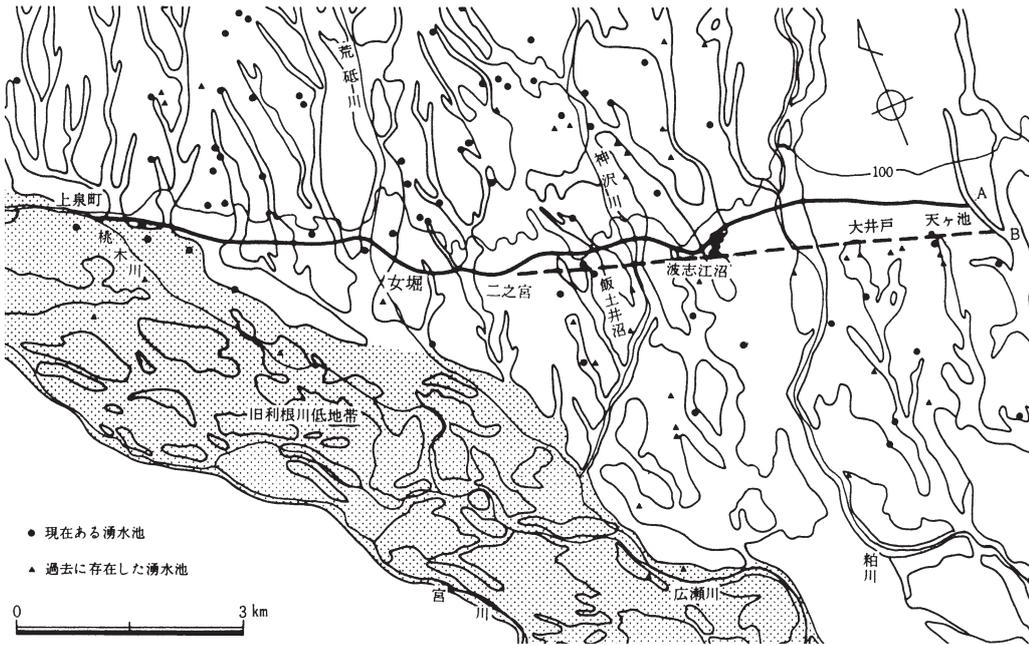


図12 女堀の通過地帯 (能登 1985による。)

粕川周辺で大きく山麓上方に弧を描いており、不自然である」とし、「終末点を独鈷田B地点に定めて安定した勾配を保つためには、女堀沼から直線的な路線を決定した方がよほど合理的である」と考えられるが、実際はその路線をとっていない。その理由は広大な水田地帯や重要な水源の湧水池を避けようとした結果であるとした(能登 1985)。

しかし、前稿(飯島 2011)で述べたように、女堀の経路は前橋市上泉町から粕川右岸まで、必ずしも不自然な状況を示しているとは言えないと判断される。その上で、本稿で問題にした女堀と粕川との関係で言えば、

上記の見解の前提が異なり女堀は粕川を越えているとは考えられないが、石山女堀から桂川女堀への強引ともいふべき路線の選択には、特別な理由が求められなければならないであろう。そのことを明らかにするのは、桂川女堀と粕川そして旧赤堀町女堀の位置関係にあると考えられる。

つまり、旧赤堀町女堀は粕川を東方へ変流させ、瀬替えしようとした施設の溝であり、桂川女堀はその変流させようとした地点の直下へ導かれようとしたのである、と考えるのが妥当であると判断される。

これまで旧赤堀町女堀での発掘調査例はなく、確実な



図13 女堀と粕川と五目牛清水田遺跡・同II遺跡 (国土地理院 1/25,000「大胡」)

ことは言い難いが、現状で見る限り、旧赤堀町女堀へ導水するには粕川を堰き止めれば良いだけになっていた、と推定される。しかし、それは果たせなかった。その堰き止める前提は、粕川まで築かれた女堀に利根川の水が通水されることであつたからである。

なぜ、そこまでして、利根川の水を引こうとしたのであろうか。

7. まとめ

上述のように、女堀は粕川を越えようと企図されたものではなく、女堀の終末地点は桂川女堀の東端部の粕川の流路であると考えるのが、無理のない理解であるとした。その前提として粕川を旧赤堀町女堀の溝へ変流させ、旧佐波郡東村の独鈷田へ瀬替えしようとしたのである。その変流は、女堀から粕川への通水が可能になった時点でなされる筈であつたが、粕川への通水は果たされず、粕川の瀬替えも実施されず、旧赤堀町女堀も機能することがなかったのである。

そうした理解が正しいとすれば、粕川を瀬替えする必要とその粕川への利根川の水の供給の必要性に女堀開削の理由が潜んでいる、と言えよう。その理由を考える時、想起されるのは、五目牛清水田遺跡（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993）や五目牛清水田Ⅱ遺跡（伊勢崎市教育委員会 2005）等の粕川流域で検出される洪水に覆われた水田等の生産遺構である。

粕川のたびたびの氾濫により形成された肥沃な沖積地があり、豊かな生産力の可能性を持ちながらも、ひとたび洪水に襲われると、基幹作物である米の生産は大打撃を受け、日常生活の各面への影響も図りしれないものがあつたに違いない。

今後の粕川下流域における遺構の詳細な分析を待たなければならぬが、粕川を変流させ粕川による洪水の危険性を排除した上で、利根川の豊富な水を引水し、粕川流域の肥沃な沖積地を安定した耕地に変えようとしたこと、それこそが女堀構築の主眼であつた、と言えるのではなからうか。

女堀の構築にあたっては、赤城山麓への引き込み部で藤沢川を瀬替えしていることを指摘している（飯島2009）。その瀬替えは藤沢川の悪水による引き込み部の損壊を防止しようとしたものと考えられる。しかし、この粕川の瀬替えは女堀の構築の目的に係わるものであつたのである。

もし、そうであつたとすれば、粕川の瀬替えにより新たに洪水を被らざるをえなくなった地域はどうしようとしたのか、また、利根川から粕川まで大きな溝を掘削し、片側あるいは両側に土手を築くことによる影響への配慮はなかつたのか。女堀が交差したであろう灌漑用水としても生活用水としても活用したであろう自然流下する河

川との折り合いはどうつけたのであろうか、等々、疑問は尽きない。

さらに、粕川を独鈷田へ瀬替えしようとするれば、その影響は早川流域に及び、新田荘の領域に関係せざるを得ない。そして、新田荘における水の問題を検討する際には、渡良瀬川からの灌漑用水のあり方を考える必要がある。つまり、女堀の歴史的意義を考えるためには、利根川から渡良瀬川にいたる地域を視野に入れなければならないのである。

女堀の基本的な内容は理解できたとしても、粕川の瀬替えによる地域の再開発ともいべき事業の全貌は未だ見えないのである。その追求を期し、ひとまず筆を置きたい。

本稿を執筆するにあたり、大正用水伊勢崎飯玉支線水利組合には堀下耕地整理事業関係図の写真撮影と複写及び本稿掲載の許可をいただき、伊勢崎市立赤堀歴史民俗資料館には同関係図の写真撮影に便宜を図っていただき、国土地理院から航空写真と地図データ、伊勢崎市教育委員会から都市計画図、群馬県立文書館から地券発行にかかる地引絵図の複写の提供を受けました。また、石田利代氏・鈴木久雄氏には粕川や旧赤堀町女堀の旧状そして飯玉用水等について御教示をいただき、本間 泉氏・割田博之氏・小栗宗一氏には地形図の読み方について御教示を得、新船直孝氏・久保田了次氏には資料閲覧の際にお世話になり、矢島裕子氏には文献の探索に協力をいただき、川道 亨氏にはともに女堀の踏査を重ねる中での議論で多くのことについて示唆を受けました。明記して御礼を申し上げます。しかし、本稿において事実誤認や誤解があれば、その責はすべて筆者にあります。

註

- 1 能登のこの論考中には藤沢川の瀬替えについて首肯できない事柄が含まれているため、別稿を用意して検討したい。
- 2 「堀下現形図」では、「同等線」として「300」前後を1単位ずつ増減する値が示された朱線が描かれている。耕地整理事業の対象地における現在の標高と比高差を考えると、この3桁の値は1単位を「尺」とする等高線である、と理解した。また、その換算した標高値は現在の当該地の標高とやや開きがある。その理由は不明であるが、地形の理解においては問題ないものと考えている。
- 3 本図の作成にあたっては、国土地理院のホームページ (<http://fgd.gsi.go.jp/download/>) から、基盤地図情報ダウンロードサービスにてデータを取得した。その後、同ホームページから基盤地図情報ビューワ・コンバータを使用し、一般的に使用できるDMファイルに変換を行い地図データとした。一般的には図化地図情報レベル1/2,500を作成するには、撮影縮尺1/10,000~1/12,500で撮影するのが標準であるが、今回使用した米軍撮影の撮影縮尺は1/15,813である。また、使用カメラのレンズの歪み・正確な焦点距離などのデータの欠如により正確さを期し難かった。しかし、昭和22年（1947）10月29日の米軍撮影の3枚の航空写真（50・51・52-V 82 RSP R408 314CW 29OCT 47）と現況の都市計画図を比べ、図化対象地内に経年変化の比較的小さいと想定した10箇所を選んで標定点として図化を行った。
- 4 この土壌ブロックの堆積層については、調査責任者の橋本博文は「人為的な盛り土とも推定される不自然な土層」（橋本 2007）とし、

澤口 宏は「自然堆積層と考えることは困難」であり、「人工による盛り土」とする(澤口 2007)。

引用・主要参考文献(年代順)

- 吉田東伍 1904 富田『大日本地名辞書』第四冊 下 東国 坂東六州 上野 勢多郡 p.3351
- 荒砥第一尋常高等小学校 1922 女堀の溝址『荒砥村郷土誌資料』前編 第十 史蹟名勝天然記念物の部 (三) 古趾 1
- 荒砥第二尋常高等小学校 1939 女堀『荒砥村郷土史』下 特別精査 三
- 群馬県 1950 『カスリン台風の研究 利根水系に於ける災害の実相 日本学術振興会群馬県災害対策特別委員会報告』
- 山崎 一 1971 『群馬県古城墓址の研究 上巻』
- 文化庁文化財保護部 1983 女堀『月刊 文化財』№232 昭和58年 1月号 新指定の文化財 記念物 史跡の指定 pp.29・30
- 丑木幸男編 1983 『大正用水史』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 『女堀—中世初期・農薬用水址の発掘調査— 県営圃場整備事業荒砥南部・北部地域に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 小島敦子・斉藤利昭 1985 開削計画およびその結果『女堀』Ⅲ 女堀の開削とその実行2 pp.75~100 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 鹿田雄三 1985a ハンドオーガーボーリング調査結果『女堀』Ⅲ 女堀の開削とその実行2 開削計画およびその結果 pp.80・81 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 能登 健 1985 女堀と中世の水田開発『女堀』Ⅳ 女堀の解明と地域発達史 pp.93~100 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 鹿田雄三 1985b 成果と問題点『女堀』Ⅴ pp.109・110 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬県立文書館 1986 『群馬県行政文書簿冊目録 第4集 明治期地図編』
- 能登 健 1989 計画とその顛末『よみがえる中世』5 浅間火山灰と中世の東国 3 女堀の謎を解く pp.122~127
- 能登 健・内田憲治・早田 勉 1990 赤城山麓の歴史地震—弘仁九年の地震に伴う地形変化の調査と分析—『信濃』第42巻第10号 pp.1~18
- 群馬県土地改良事業団体連合会 1990 『群馬県土地改良史』第3章 現代の主な事業 第1節 明治・大正の主な事業(1868~1925)(中毛) p.27
- 迅速測図原図復刻版編集委員会編 1991 『明治前期 手書彩色関東実測図 第一軍管地方二万分之一迅速測図原図復刻版』
- 千田 稔 1991 『自然的河川計画—改修における自然との調和と対策—』
- 新里村教育委員会 1991 『資料集 赤城山麓の歴史地震—弘仁九年に発生した地震とその災害—』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 『五日牛清水田遺跡 一般国道17号(上武道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(古代・中近世編)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第144集
- 飯島義雄 2001 未完の灌漑用水・女堀の取水予定地の再検討『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』19 pp.35~44
- 伊勢崎市教育委員会 2005 『五日牛新田遺跡・五日牛南組Ⅱ遺跡・五日牛清水田Ⅱ遺跡・柳田Ⅱ遺跡 北関東自動車道(高崎~伊勢崎)地域埋蔵文化財発掘調査報告書』伊勢崎市文化財報告書第57集
- 會田貴生・大澤佑輔・清野真弓・高宮史絵・直江唱子・沼岡達也・橋本博文・堀菜美子・牧野耕作 2007 群馬県伊勢崎市 毒島城遺跡発掘調査報告『新潟大学考古学研究室 調査研究報告』7 pp.7~26
- 橋本博文 2007 まとめ『新潟大学考古学研究室 調査研究報告』7 群馬県伊勢崎市 毒島城遺跡発掘調査報告 4 pp.22~25
- 澤口 宏 2007 毒島城遺跡の地層について『新潟大学考古学研究室 調査研究報告』7 群馬県伊勢崎市 毒島城遺跡発掘調査報告 pp.27~31
- 早田 勉 2007 毒島城遺跡テフラ分析報告『新潟大学考古学研究室 調査研究報告』7 群馬県伊勢崎市 毒島城遺跡発掘調査報告 pp.33

~37

- 能登 健 2008 回想 女堀発掘のころ『群馬文化』pp.3・4
- 飯島義雄 2009 灌漑用水遺構・女堀の赤城山麓への引水経路の検討『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』27 pp.77~96
- 能登 健 2010 女堀の発掘調査 その後—女堀研究のための今後の分析視点を整理する—『近藤義雄先生卒寿記念論集』pp.207~223
- 飯島義雄 2011 灌漑用水遺構・女堀の終末地点の検討—女堀は柏川を越えようとしたか?—『財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要』29 pp.143~158

群馬県玉村町福島飯玉遺跡における 中世掘立柱建物の検討

— 齊田竹之内遺跡北・南館の再評価を兼ねて —

飯 森 康 広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 福島飯玉遺跡における掘立柱建物の検討
2. 齊田竹之内遺跡との比較と再評価

3. 考察

おわりに

— 要 旨 —

福島飯玉遺跡と齊田竹之内遺跡は隣接する中世屋敷であり、5か所の屋敷が集合する環濠屋敷群を形成している。筆者は齊田竹之内遺跡における掘立柱建物の報告に関わったことを契機に、福島飯玉遺跡の掘立柱建物についても再検討を行い、追認も含めて27棟の掘立柱建物を認定して図示した。また、そこから得られた知見をもとに、齊田竹之内遺跡のうち南館を中心に再評価を試みた。建物は主軸方位の違いから、5～6種類に分類でき、遺構同士の重複関係や出土遺物の所見から変遷を検討した。その際、区画溝や井戸など周辺からの出土遺物も考慮し、遺構群としての把握に努めた。その成果として、齊田竹之内遺跡建物の1・2類を古段階に修正し、別の区画屋敷段階と考えた。福島飯玉遺跡では、2号屋敷5類を屋敷群の最古段階とし、次いで1・3・4類段階、最終を2類段階と結論づけた。

建物の桁行平均柱間の分析では、福島飯玉遺跡1号屋敷を中心に、約8尺を基準とする建物群が数時期にわたり営まれたことが判明した。それ以外に全屋敷を通じて、約7尺と約6尺の2種類が使用されている状況も明らかとなったが、その選択意図などの解明には至らなかった。

屋敷群をまとめるとして評価した場合、福島飯玉遺跡1号屋敷と齊田竹之内遺跡北・南館は別々の成立期を持つが、16世紀後半頃(秋本IV期)では、ともに関係し合う屋敷群であったことが判明した。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県玉村町

研究対象 屋敷 掘立柱建物

はじめに

福島飯玉遺跡(図1)は、国道354号線バイパス建設に先立って発掘調査され、未周知の中世屋敷が発見された複合遺跡である(徳江2008、以下報告書1)。また、その西に隣接する齊田竹之内遺跡(図1)も同様な遺跡である(飯田・石守2011、以下報告書2)。筆者は、この報告書2において、掘立柱建物の報告に関わっており、その際東隣する福島飯玉遺跡も再検討を行った。ただし、報告書2においては、紙数の関係でその成果を掲載することができなかった。このため、本稿は福島飯玉遺跡における建物検討案を発表するもので、あわせて報告書2の成果についても再評価を行うものである。なお、図版は各報告書掲載図を下図として、加筆したものである。

掘立柱建物の認定は、構成するピットが小規模であるため、数量が多く密集する場合、認定作業が難しくなる。調査段階の時間的な制約、測量体制の状況、あるいは調査担当の熟練度など、様々な要因により相違が生じる。もちろん、技術的な問題ばかりでなく、遺構認定に対する意義についても個人差があり、事実認定か遺構解釈か不分明なところもある。

掘立柱建物の認定について、筆者は常々網羅的な認定を心がけている。ピットは、基本的に全て建物の一部と考えるからであり、建物として認定されないピットは不十分なまま残されたと考えるからである。このため、報告段階で見直しに関わるケースが多々あり、一方で報告済みの資料についても再検討を行っている(飯森2011bなど)。

中世屋敷の検討には、遺構の年代把握が最も重要とな

ってくる。その際、出土遺物の編年研究が不可欠となる。いまだ決定段階ではないが、筆者は報告書2において、それらを基礎に検討を行った。しかし、在地系の鉢については、検討不十分なまま安易に編年を援用したため、歪な成果となってしまった。これについては反省し、本稿では慎重に扱うこととする。なお、本稿では在地系の内耳土器・カワラケの編年について、秋本太郎氏の成果を使用する(秋本2005、同2008)。これは、研究史を受けた現在の到達点と考えるからである。また、筆者が参加する玉村中世史研究会でも、地域的な編年作業を進めており、その所見も参考としている。

1. 福島飯玉遺跡における掘立柱建物の検討

(1) 建物の認定と分類

福島飯玉遺跡4区では、西から1号・2号屋敷が発見され、各4棟ずつの掘立柱建物が報告されている(図2参照)。しかし、筆者の検討によれば、全体で20棟が追加認定できる。そこで、追加建物を提示し、あわせて報告済み建物についても、修正を加えることとする。

検討にあたっては、調査原図を使用した。縮尺の関係で精度が高いためである。具体的には、実測されたスケール1/20の平面図を1/40に縮小し、1尺30.3cmを1マスとした方眼を基準に、柱穴の規模や深さ、間隔を考慮して掘立柱建物の認定を行った。

建物の名称は報告書掲載番号に従い、1~3、6~8号掘立柱建物(以下建物と略す)に修正を加え、4号建物は認定根拠に乏しく欠番とした。5号建物は追認した。9~28号建物は本稿で任意に付番したものである。

具体的な修正状況として、1・2・8号建物は桁行で1間を追加した。3号建物は桁行で1間と南庇を追加し、7号建物は西辺を入れ替えた。6号建物は大幅に追加したため、平面形も大きく変更を加えた。

認定の状況を総括すると、1号屋敷はピット数が多く、建物の重複が著しい。しかし、南半部は北辺のみの柱穴列が多く、南辺は調査区域外となるため、建物認定を基本的に控えた。全体の建物の認定率は低い。北半部に限れば認定率は高い。また、2号屋敷のピット数は120基弱と少なく、認定率も高い。したがって、1号屋敷南半部以外の建物状況は、ほぼつかめたものと判断できる。

建物は主軸方位の違いにより、5種類に分類される。詳細は表1のとおりであるが、真北に対して東西に若干ず

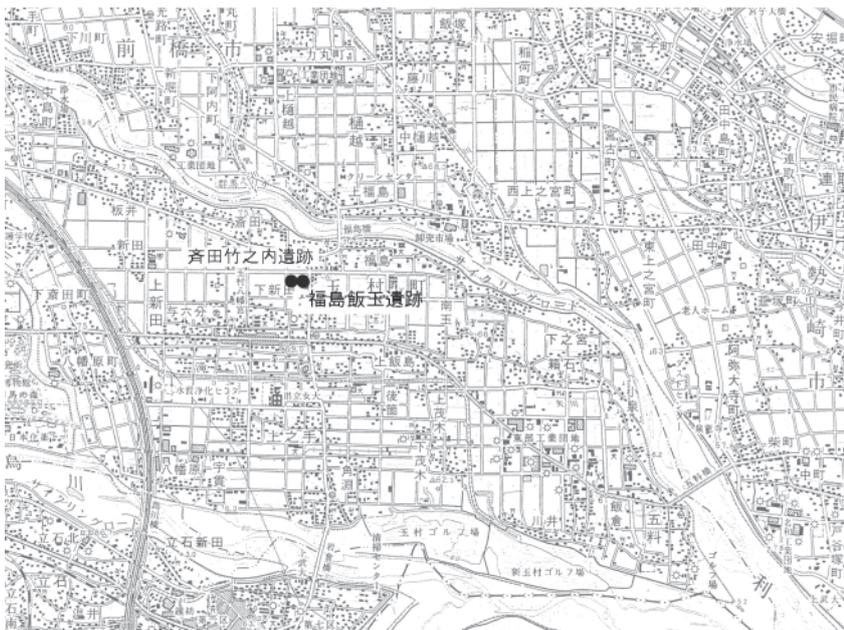


図1 福島飯玉遺跡・齊田竹之内遺跡位置図
(国土地理院発行1/5万地形図「高崎」使用)

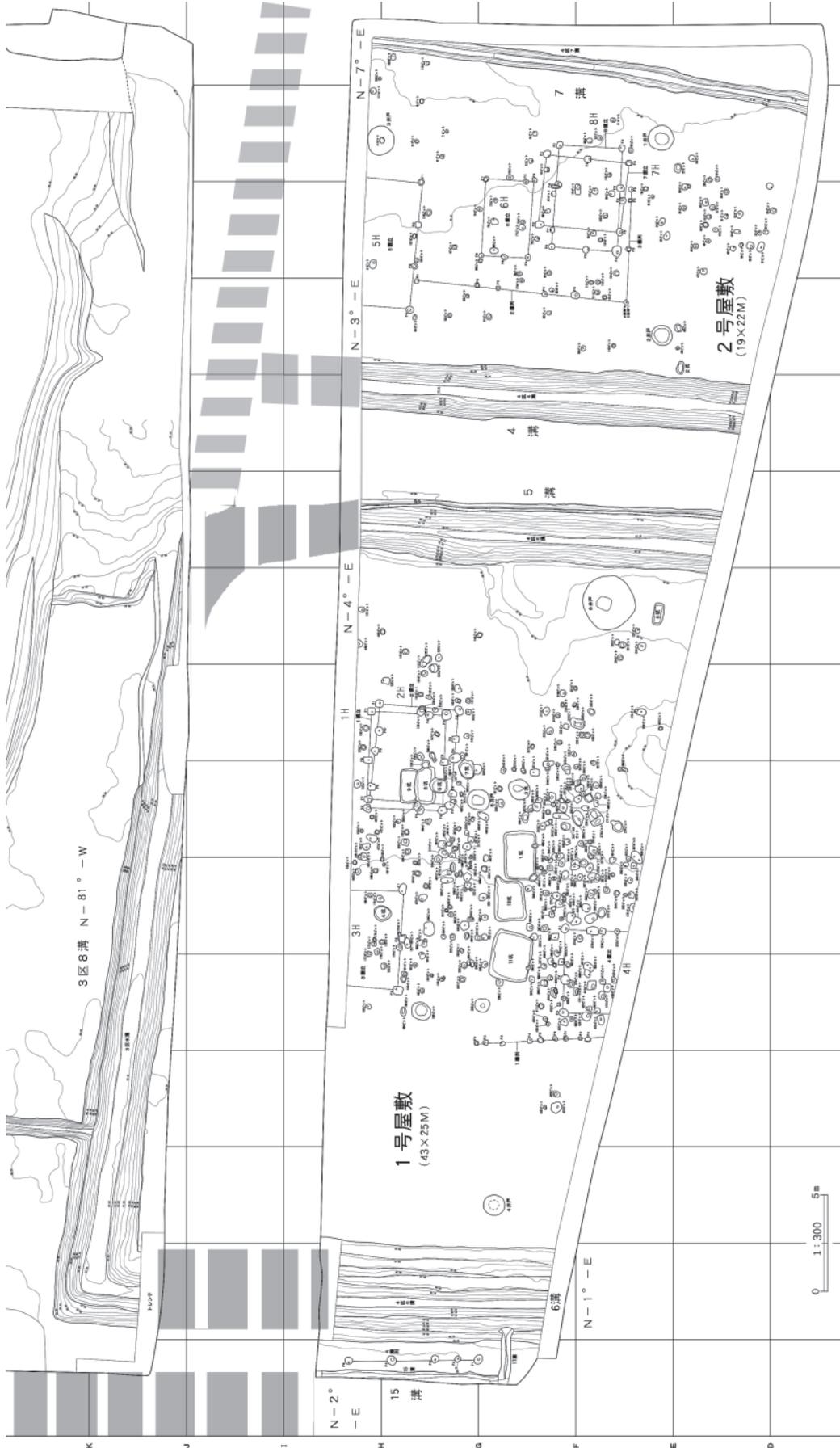
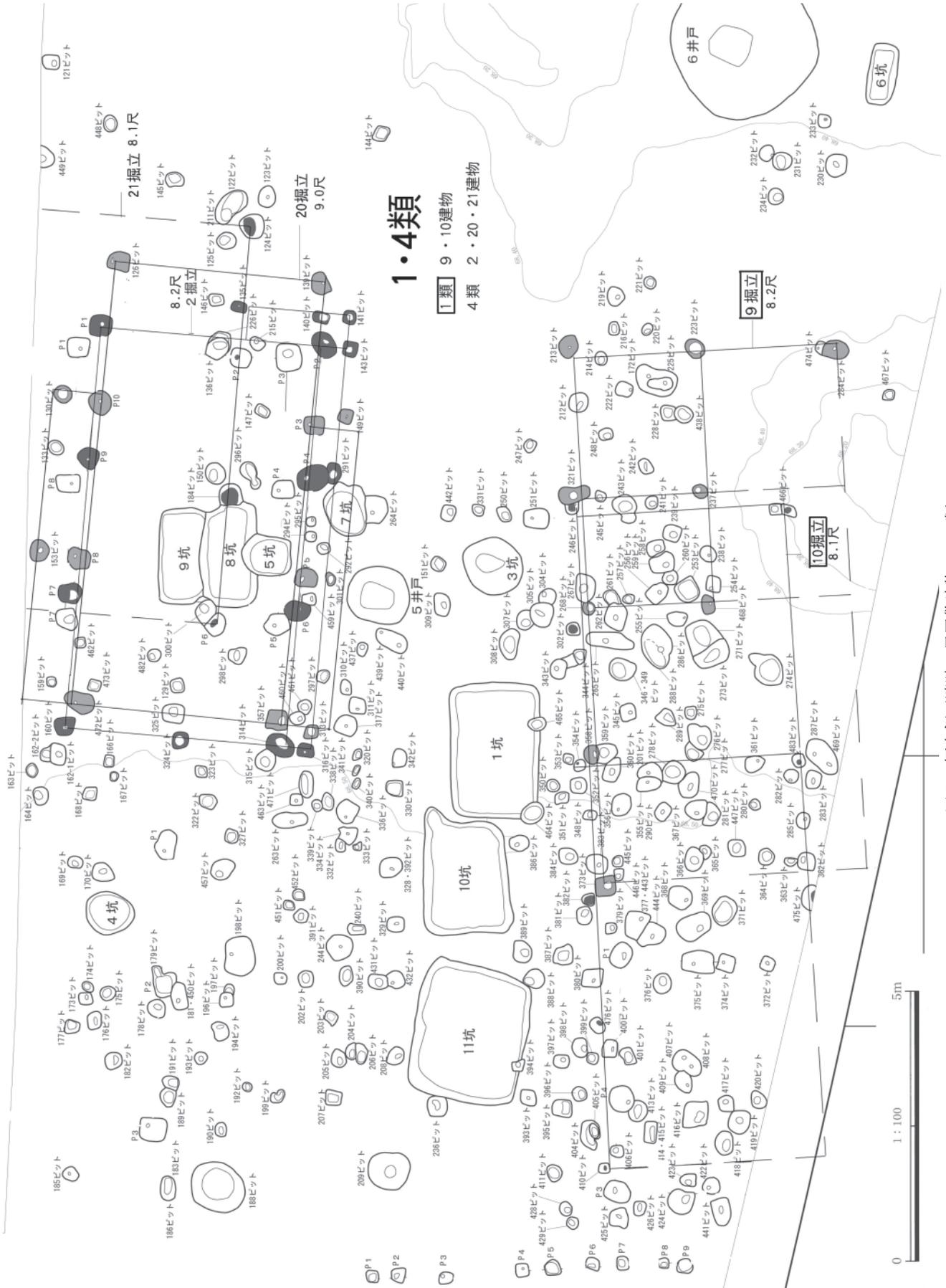


図2 福島飯玉遺跡3・4区1・2号屋敷



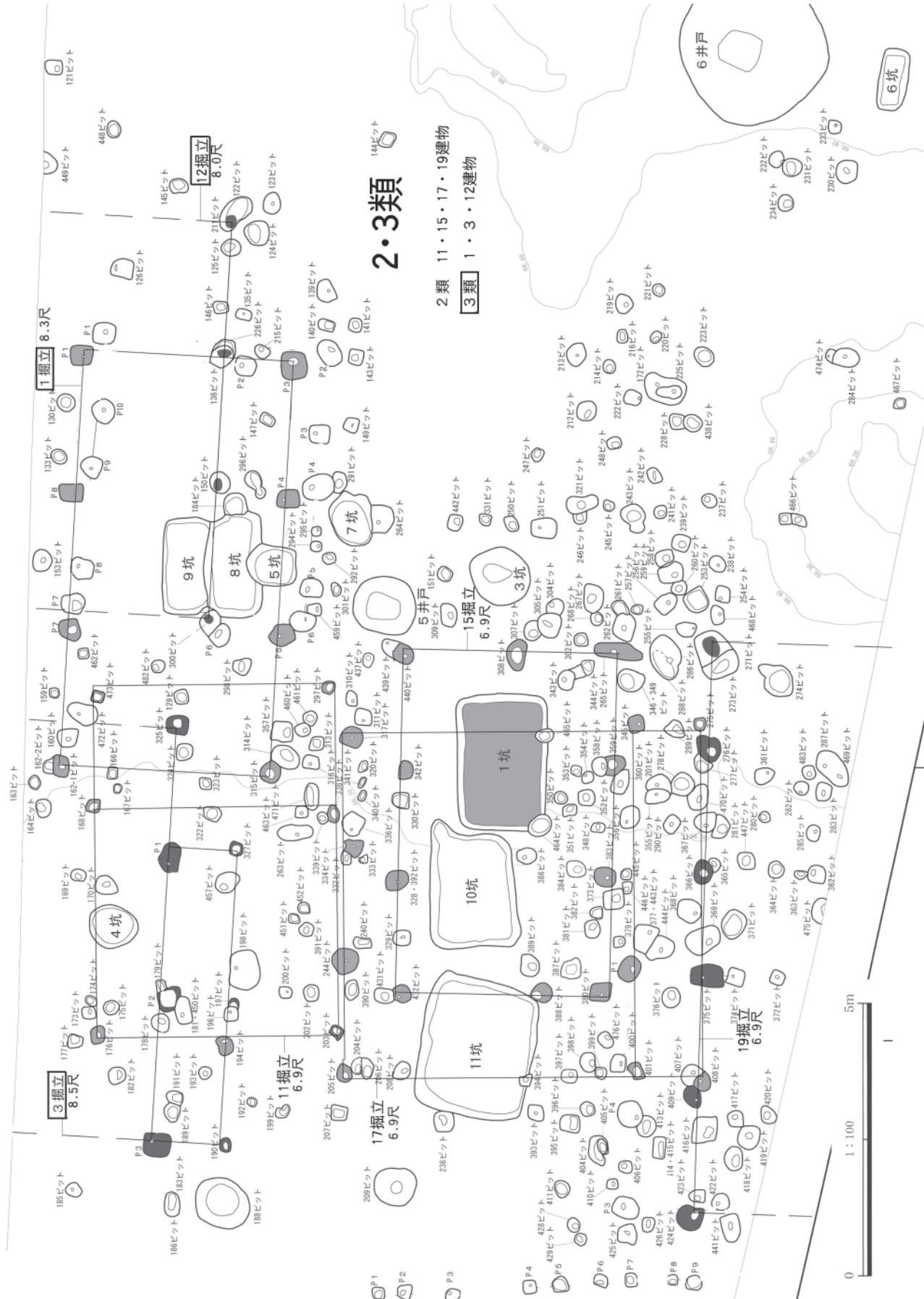


図4 福島飯玉遺跡1号屋敷建物2・3類

つ振れている。分類の根拠となる数値の差異が、極めて小さい点は、本遺跡の特徴である。建物の重複が激しく多時期にわたるため、重複要素を加味してなるべく細分した結果である。

表1のとおり、1号屋敷では1～4類、2号屋敷では2～5類と、同じ4種類ながら若干のズレがある。同種類が同時期とは即断できないが、4種類ずつある共通点は認めて良いだろう。各分類を比較すると、1号屋敷では2類が8棟と多く、重複も激しく6棟が重なる。2類だけで6時期の変遷が存在することとなる。図示も困難なため、図版を2枚に分けた(図4・5)。1・3・4類についても、基本重複している(図3)。なお、重複する建物の柱穴を見分けるため、トーンの濃淡を変えて示してある。

2号屋敷でも同じく、同分類での重複が多いが、2棟程度は分布する傾向にある(図6)。この傾向は、1号屋敷も一部認められるため、本遺跡では同種分類で1・2棟程度が並存するものと言える。したがって、建物数に比較して、時期変遷が多いことも特徴と言える。

(2) 建物の形態的な特徴と配置

表2のとおり、両屋敷ともに東西棟が多く、分類の半数以上が東西棟のみとなっている。これは、東西棟が主屋である場合が多いからで、各分類で1・2棟ずつ並存と少ないため、付属屋となる南北棟や正方形の建物が少

ないからとも言える。もちろん、両屋敷とも未調査部分が多く残っているからでもある。また、南北棟でも主屋となる特徴的な建物も見られる(後述)。

建物の規模では、1号屋敷の1・2類が大きい。面積においても同様だが、分類全体として1号屋敷よりも2号屋敷の方が小規模な状況がうかがえる。これは屋敷全体の印象に合致していよう。以下、個別に検討する。

1号屋敷 1類の2棟は、ともに南半部にあり、南辺がやや不明な点で不測要素がある。柱穴同士の重複により、9号建物の方が10号建物より新出である。この2棟付近が、1号屋敷の中心部分という想定もできる。その意味で、周辺の建物認定できていないピットに、この段階のものが数棟ありそうな気もする。構造では9号建物が一部総柱である点が注目される。

2類は8棟と最も多く、内容も多様性がある。6棟が重複関係にあるが、残る2棟も近接しており、19号建物が13・15号建物いずれかと並存する可能性を残す程度である。基本的には時期の異なる建物が混在していると言える。19号建物は桁行5間と本遺跡中最長のものの1棟で、1類と同様に南辺が調査区域外にあり、それらと同様な系統にある印象を受ける。16・18号建物はともに南北棟で、位置関係からも同系統であろう。規模は後者の方が大きく桁行4間であるが、前者も北に下屋を持つことで近い面積を確保している。両者の構造は多

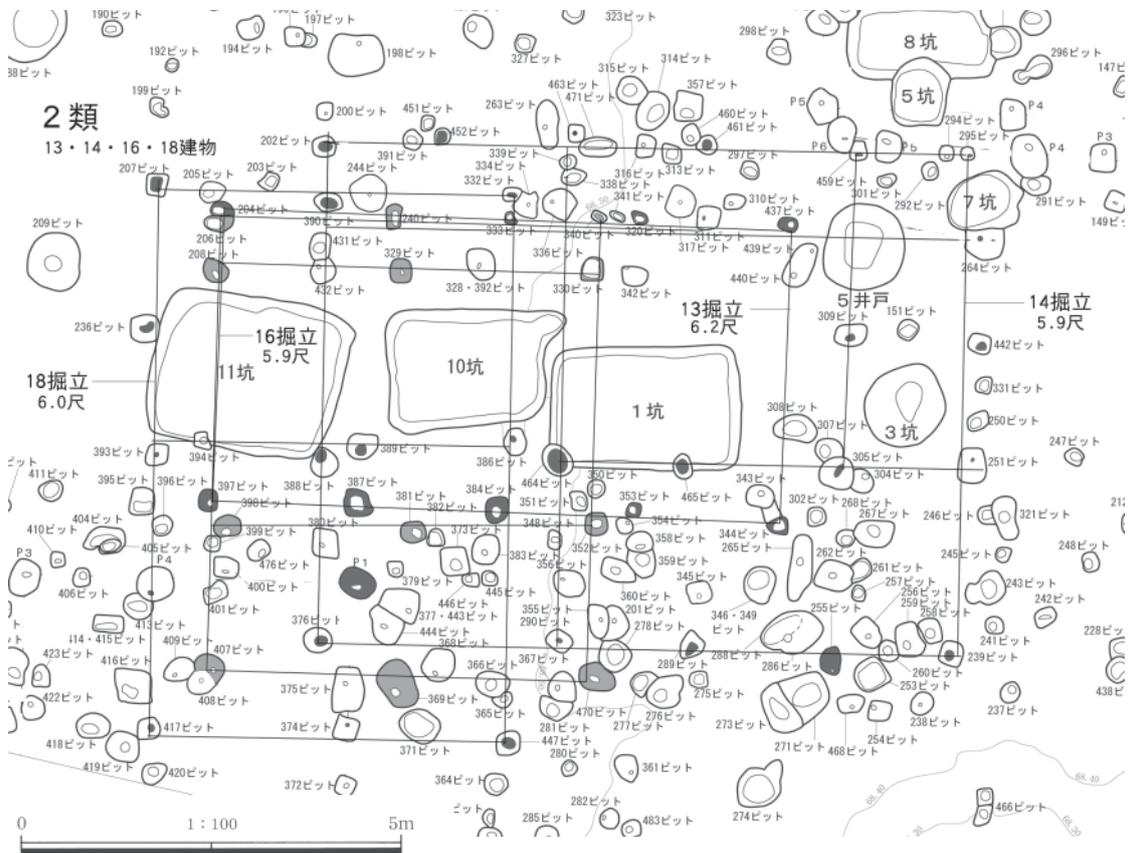


図5 福島飯玉遺跡1号屋敷2類建物(2)

表1 福島飯玉遺跡4区屋敷建物計測値一覧

屋敷別	NO	分類	主軸方位	面積	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	梁間平均柱間	寸尺	規格・備考
1	9	1	N-86°-E	48.70	9.98	2.495	8.2	4.88	2.44	8.1	2×4間・東西棟・10Hより新
1	10	1	N-87°-E	48.19	12.20	2.44	8.1	3.95	1.975	6.5	2×5間・東西棟・9Hより古
1	11	2	N-89~90°-E	26.69	6.235	2.0783	6.9	4.28	2.14	7.1	2×3間・東西棟
1	13	2	N-87~88°-W	29.55	7.50	1.875	6.2	3.94			1×4間・東西棟
1	14	2	N-87~88°-W	55.31	5.39 3.035	1.7967 1.5175	5.9 5.0	6.565	1.8757	6.2	3.5×5間・東西棟 西2間を別計算
1	15	2	N-88~90°-W	24.10	6.26	2.0867	6.9	3.85	1.925	6.4	2×3間・東西棟
1	16	2	N-0~1°-E	29.98	5.355	1.785	5.9	4.98	2.49	8.2	2×3間・南北棟・北下屋・17Hより古
1	17	2	N-89°-W	40.03	6.275	2.09167	6.9	5.225			1×3間・東西棟・南下屋・16H・19Hより新
1	18	2	N-0~1°-E	34.14	7.28	1.82	6.0	4.69	2.345	7.7	2×4間・南北棟
1	19	2	N-88°-W	-	10.40	2.08	6.9				?×5間・東西棟・17Hより古
1	1	3	N-87°-W	28.61	7.54	2.5133	8.3	3.795			1×3間・東西棟
1	12	3	N-87°-W	-	7.30	2.4333	8.0				?×3間・東西棟
1	3	3	N-87°-W	-	7.70	2.5666	8.5				?×3間・東西棟・南庇
1	20	4	N-85°-W	39.32	8.19	2.73	9.0	3.83			1×3間・東西棟・南北下屋
1	2	4	N-84~85°-W	34.95	7.48	2.4933	8.2	4.025			1×3間・東西棟・南東下屋
1	21	4	N-84°-W	-	7.36	2.45333	8.1				?×3間・東西棟
2	22	2	N-87~90°-W	20.19	5.15			3.92			2×2間・東西棟・東下屋
2	23	2	N-83~88°-W	18.47	5.13	1.7100	5.6	3.60	1.80	5.9	2×3間・東西棟
2	8	3	N-86~87°-W	21.35	6.55	2.1833	7.2	3.26			1×3間・東西棟
2	5	4	N-85°-W	-	6.64	2.2133	7.3				?×3間・東西棟
2	6	4	N-5~9°-E	35.97	5.375	1.7917	5.9	5.525	1.8417	6.1	3×3間・正方形・北庇
2	24	4	N-85~87°-W	24.74	7.44	2.480	8.2	3.325			1×3間・東西棟
2	25	4	N-85°-W	24.38	6.11	2.0367	6.7	3.99			1×3間・東西棟
2	26	5	N-83°-W	(7.29)	4.12			1.77			2×1以上間・南北棟?
2	7	5	N-6~9°-E	17.3	4.23			4.12			2×1間・正方形
2	27	5	N-81~82°-W	12.64	3.51			3.60			2×2間・正方形
2	28	5	N-11°-E	9.22	3.245			2.84			2×1間・東西棟

分類1:W-1~3-N/2:N-0~2-E/3:N-3-E/4:N-4~5-E/6:N-6~11-E

表2 福島飯玉遺跡4区屋敷建物総括表

屋敷別 棟別	1					2					合計	比率
	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計		
東西棟	2	6	3	3	14	2	1	3	1	7	21	77.8%
南北棟		2			2				1	1	3	11.1%
正方形					0			1	2	3	3	11.1%
計	2	8	3	3	16	2	1	4	4	11		27
規模	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
2×1間					0				2	2	2	7.7%
2×2間					0	1			1	2	2	7.7%
?×3間			2	1	3			1		1	4	15.4%
1×3間		1	1	2	4		1	2		3	7	26.9%
2×3間		3			3	1				1	4	15.4%
3×3間					0			1		1	1	3.8%
1×4間		1			1					0	1	3.8%
2×4間	1	1			2					0	2	7.7%
?×5間		1			1					0	1	3.8%
2×5間	1				1					0	1	3.8%
3.5×5間		1			1					0	1	3.8%
計	2	8	3	3	16	2	1	4	3	10		26
面積㎡	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
~10					0				1	1	1	4.8%
~20					0	1			2	3	3	14.3%
~30		4	1		5	1	1	2		4	9	42.9%
~40		1		2	3			1		1	4	19.0%
~50	2	1			3					0	3	14.3%
~60		1			1					0	1	4.8%
計	2	7	1	2	12	2	1	3	3	9		21
桁行平均柱間(尺)	1類	2類	3類	4類	計	2類	3類	4類	5類	計	合計	比率
~5.8						1				1	1	4.5%
~6.3		4			4			1		1	5	22.7%
~6.8					0			1		1	1	4.5%
~7.3		4			4		1	1		2	6	27.3%
~7.8					0					0	0	0.0%
~8.3	2		2	2	6			1		1	7	31.8%
~8.8			1		1					0	1	4.5%
~9.3				1	1					0	1	4.5%
計	2	8	3	3	16	1	1	4	0	6		22



図6 福島飯玉遺跡2号屋敷建物

少異なるが、ともに明確な間仕切りを持つ点で共通している。14号建物は最大の建物で、4室を間取りしている点で最も複雑である。西側2間分を土間と考えれば、3間取りの民家建築にも見える。そうなると、近世の建物と考へたいが、相応する出土遺物が無く、推定の域を出ない。

15号建物は構造的に普通であるが、位置関係から1号土坑を伴う可能性が高い。この場合、一般的な居宅とは別な機能が想定できよう。また、13号建物も近似しており、10号土坑の存在も考慮される。

3類は北端部に集中する3棟で、うち2棟は北辺が調査区域外となり不測要素がある。3号建物は南に下屋を持つため、1・2号建物も北に下屋を持つかもしれない。

4類も北端部に集中する3棟である。主軸方位の違いは、3類と僅差であり、同分類と言っても問題ない。構造も似ており、北辺が調査区域外となる21号建物を除き、2面に下屋を持つ。8・9号土坑との関連も想定されるところである。

以上、1号屋敷の建物群は、2類以外同一分類内で規模・構造ともに近似する傾向を持つと言える。また、2類も配置された位置には共通性が認められる。

2号屋敷 2類の2棟は、東西棟がほぼ並行に並ぶ。両者とも平面形が歪んでいる点も一致する。

3類は1棟のみであるが、主軸方位は2類と僅差であり、同種としても差し支えない。柱筋は2類の23号建物と近く、桁側を1間分扉状に延長するなど共通点もあり、並存した可能性もある。

4類は4棟あり、うち3棟が重複している。残る1棟は北端部であり、柱筋も一致しない。重複する3棟のうち、24・25号建物は規模・構造とも近似し、同じ系統と言えよう。6号建物は3間四方に北庇の構造で、特徴的な平面形であるが、柱穴の規模・柱筋の通りなどは規格性に乏しい。お堂など宗教的な施設にしては、低級に見えるので、そうした可能性は薄いだらう。

5類は4棟あり、2棟は重複するものの、ともに北側に隣接する7号建物とは柱筋も通り、並存していた可能性が高い。これら3棟はいずれも小規模で、主屋と言えるものではない。26号建物も3棟からはやや離れるが、柱筋もほぼ一致する。北辺は調査区域外と思われ、規模は判然としないが、屋敷内では北に偏在しており、主屋とは見なしがたい。本建物群で注目される点は、主軸方位が東側の7号溝に一致することである。

以上、2号屋敷は4類がやや多様な面も見えるが、1号屋敷同様、同一分類内では規模・構造とも近似する傾向を見ることができた。

(3) 桁行平均柱間の検討

桁行平均柱間は、建物の基準尺を考える手がかりとなる。明確な傾向がある場合には、建物群の相互関係を反

映したものと考えている。

表2総括表に各分類の傾向を示したが、分類ごとにまとまりがある。便宜的に0.5尺単位で分けするが、本事例では境界を0.3尺ずらした方が状況にあっている。

本遺跡の場合、主要なものは3種類に分かれる。①5.9～6.2尺が5棟、②6.9～7.3尺が6棟、③8.0～8.3尺が7棟であるが、桁行2間は平均化には適さないので除外するため、全22棟中18棟がこの3種類に含まれる。割合は8割を越える。しかも、分類の要素を加えると、かなり特徴的に分かれる。

最も多い約8尺のものは、1号屋敷1類全2棟、同3類の3棟中2棟(1棟も8.5尺)、同4類の3棟中2棟で、1号屋敷では明確に分かれる。2号屋敷は4類1棟に過ぎない。次に約7尺のものは、1号屋敷2類4棟(残る4棟はすべて約6尺)で、2号屋敷は3類1棟と4類1棟である。約6尺のものは、1号屋敷2類4棟と、2号屋敷4類1棟である。つまり、4類の20号建物を除けば、1号屋敷の建物群はすべてこの3種であることが判明する。2号屋敷も概ね当てはまるが、4類に関しては、やや検討が必要に思える。3種類が混在していて、形態検討でも述べたとおり、異種がまさしく混在していると言える。2～4類は僅差であり、誤差という見方をすれば、4類建物の2類のものが3棟混入し、3類も2類に属するものの混入という見方もできると考える。つまり、5・6・25号建物および8号建物を2類に含めることにより、約6尺と約7尺が混在する状態が明確となる。その結果、4類は約8尺の24号建物のみとなるのである。

(4) 建物の変遷と出土遺物

ここで出土遺物の要素を加えよう。図7は報告書1から時期判定に有用な遺物を抽出したものである。ただし、非掲載遺物についても実見しており、全体的な把握もしている¹⁾。

15号建物からは、カワラケが出土している。体部は直線的に立ち上がり、器高は底径に対してやや低い。口唇部は尖っている。秋本氏の土師器編年(秋本2005:以下同じ)ではA群に属し、編年のⅡ期(以下、秋本〇期と呼ぶ)に位置づけられよう²⁾。

9号建物からは小片ながら、内耳土器の口縁部が出土している。口唇部は内外とも外側に引き出され、上面はやや凹んでいる。頸部の稜は明確だが、段にはなっていない。秋本氏の内耳土器編年(秋本2005:以下同じ)ではD群に含まれ、明確ではないが3類に近く、秋本Ⅳ期に位置づけられよう。なお、同建物の321号ピットからは古瀬戸の縁釉小皿(非掲載)も出土している。

出土遺物はともに小片であり、両建物の上限は示すが、時期判定や新旧を判断する材料としては危ういだらう。

次に、屋敷全体の時期変遷について、出土遺物を見ていく。出土遺物は屋敷を区画する溝から多く出土してい

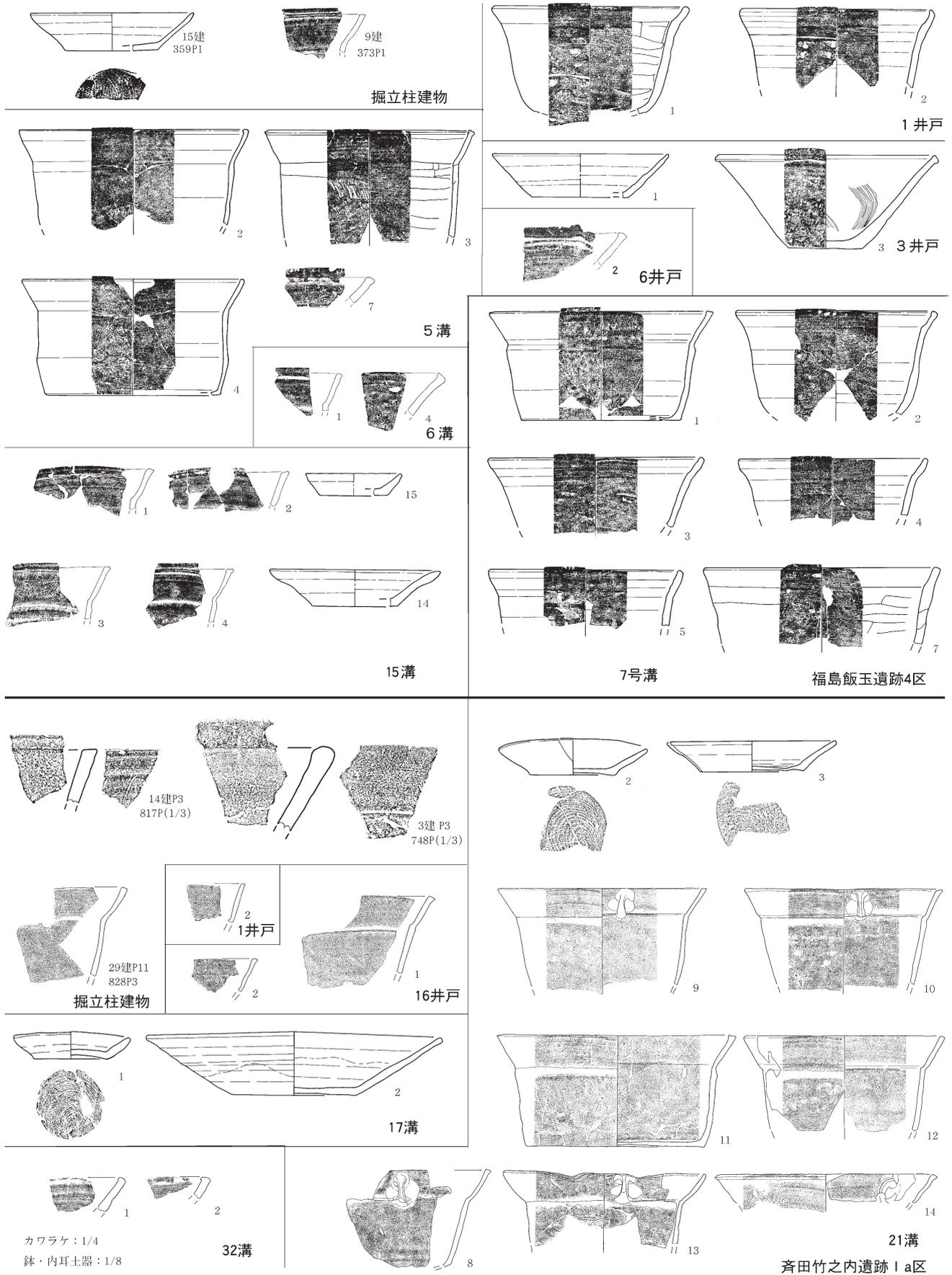


図7 福島飯玉遺跡・齊田竹之内遺跡出土遺物

る。5号溝は1号屋敷の東辺を区画する溝と位置づけられ、量は少ないが大きな破片が出土している。内耳土器は2種類が認められ、2と4は口唇部外側は平らで、内側が少し出ている。頸部の稜は顕著ではない。3は口唇部内外、特に外側が明瞭に引き出されている。上面は平らで、頸部の稜は明瞭ながら段はない。秋本氏の編年では、前者はC～D群の中間、後者はD群の1・2類に属し、ともに秋本Ⅲ期と位置づけられよう。4の鉢は還元炎焼成で、口唇部内外とも丸みを持って引き出される。時期は内耳土器の年代観に近いと思われる。

1号屋敷の西辺を区画する6号溝は、出土遺物がやや少なく破片も小さい。1は内耳土器で口唇部の特徴からD群1・2類か。4は鉢で体部は外反気味で口唇部内側が尖って大きく突出する。鉢の年代観は置くとして、内耳土器は5号溝のものと同様とは言える。ただし、気になるのは出土量と破片の大きさである。1号屋敷北辺を区画する3区8号溝では出土遺物がない。また、5号溝の東で2号屋敷を区画すると報告される4号溝も遺物が出土していない。つまり、4号溝も1号屋敷を区画する溝である可能性も十分あると言える。

2号屋敷の7号溝は、規模が小さく内部を区画する溝にも見える。出土遺物はやや多く大きな破片が多い。内耳土器は概ね5種類が混在する。2は口縁が短く口唇部は丸みを持ち上面は平らで、口縁内側は丸みがあり明瞭な稜を持つ。器壁は厚く丸底で、体部の調整は荒いヨコナデである。7は口径が大きい、口縁は短く口唇部は平らで、口縁内側は直線的で明瞭な稜を持つ。その他は2と同様。3・4は口縁が短く内面の稜が弱い。その他は2と同様。以上4点は秋本氏編年のA群に属し、いくつかの変化を持っている。5は3・4よりも口縁が少し長く、内面の稜はかなり弱い。秋本氏編年ではB群に近いと思われる。1は他と全く異なり、9号建物と同じくD群3類に近似する。以上から時期は1を除き、秋本Ⅰ期に位置づけられる。なお、1は明らかに時期が違うもので、出土位置は溝の底部である。このため、混入ではなくピットのような別の遺構が、7号溝を掘り込んだと見なさざるを得ないだろう。

4区西端の15号溝は位置関係から、齊田竹之内遺跡南館（以下、南館と略す）の東辺を区画する溝として報告されている（以下、飯玉15号溝と呼ぶ）。出土遺物はやや多いが、大きく復元されたものはない。内耳土器はD群3類に近い特徴を持つ一群である。14のカワラケは、やや厚手で器高は扁平、口縁部は外反気味だが口唇部は摩滅して尖っている。秋本氏のかわけ編年（秋本2008）のA類4群に近いが、合致しない面もある。内耳土器の様相から秋本Ⅳ期に位置づけられよう。

最後に井戸の出土遺物を見る。1号井戸は2号屋敷にある。内耳土器2点は、7号溝同様秋本編年のA群に属

するが、2は口唇部内側が上向きに尖っている。3号井戸の1は、15号建物のカワラケに近く、体部は直線的に外傾している。3は半完形の鉢で、6条1単位とするすり目5本が左回転で湾曲して施される。体部は直線的で口唇部は内外ともに丸く突出する。カワラケの年代観と齟齬はないと考える。

以上の検討を踏まえると、秋本Ⅰ期段階では、2号屋敷の7号溝・1号井戸があり、これと主軸方位が一致し隣接する5類の建物を同時期と考えたい。ただし、26号建物は3号井戸より新出のため、秋本Ⅱ期以降として分離される。1号屋敷を区画する5号溝は、秋本Ⅲ期に属するが、合致する建物はなく、2類の15号建物が秋本Ⅱ期を上限としている点が参考となる。また、建物では1類の9号建物が秋本Ⅳ期以降であり、同時期では南館を区画する飯玉15号溝と合致する。しかし、区画溝としては5・6号溝、3区8号溝があり、出土遺物がわずかである点を積極的に評価し、最終段階として扱うことも考慮されよう。本屋敷群については、次章の検討を受けて、再度考察したい。

2. 齊田竹之内遺跡との比較と再評価

(1) 建物形態などの比較検討

南館（図8）は、福島飯玉遺跡4区1号屋敷（以下、1号屋敷）と隣接している。特に後者飯玉15号溝は前者の区画溝と報告されている。しかも、出土遺物から秋本Ⅳ期に位置づけられることとなった。そこで、本章では前章を受けて、この南館を再評価したい。

表3は南館建物の詳細な数値であり、参考に表4では遺跡全体の建物総括表も示した。建物については、すでに報告書2において1号屋敷と同様に、主軸方位による分類を行い、6つに分類を行っている。ただし、注意しなければならないのは、両遺跡で分類名称と内容が合致しない点であり、南館の4類が、1号屋敷1・2・3類に一致することである。なぜなら、後者は重複が激しいため、僅差でも分類したためである。また、南館3・5類および1号屋敷4類は、相互に一致するものがない。

詳細に照合すると、南館の1a区4類建物9棟中8棟は1号屋敷1類であり、残る1棟も2類との境界値である。また、南館1b区4類建物12棟中8棟は1号屋敷2類であり、数値に幅があり両属のものがほかに3棟で、残りは1類のもの1棟である。つまり、南館の場合は1号屋敷と同様な細分をする必要がないのである。

図8・9は南館4類建物の平面図である。南部の1b区は重複が激しく、図版を4枚に分割した。重複の関係で見やすさを考慮したため、並存関係は示していない。ただし、3棟ずつがほぼ同様に配置されているのは偶然ではないだろう。

次に桁行平均柱間を検討する。遺跡全体では約6.8～

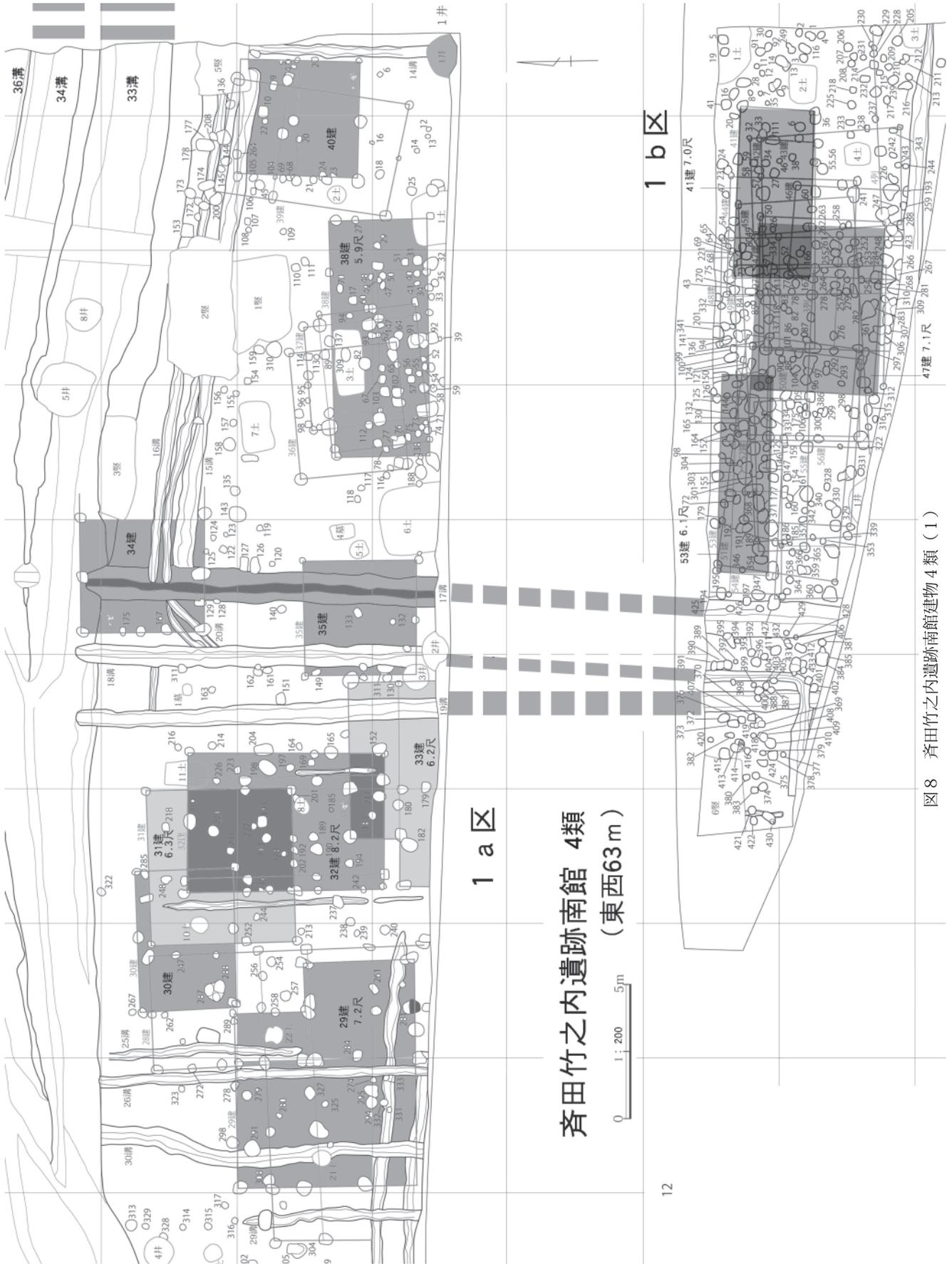


図8 斉田竹之内遺跡南館建物4類 (1)

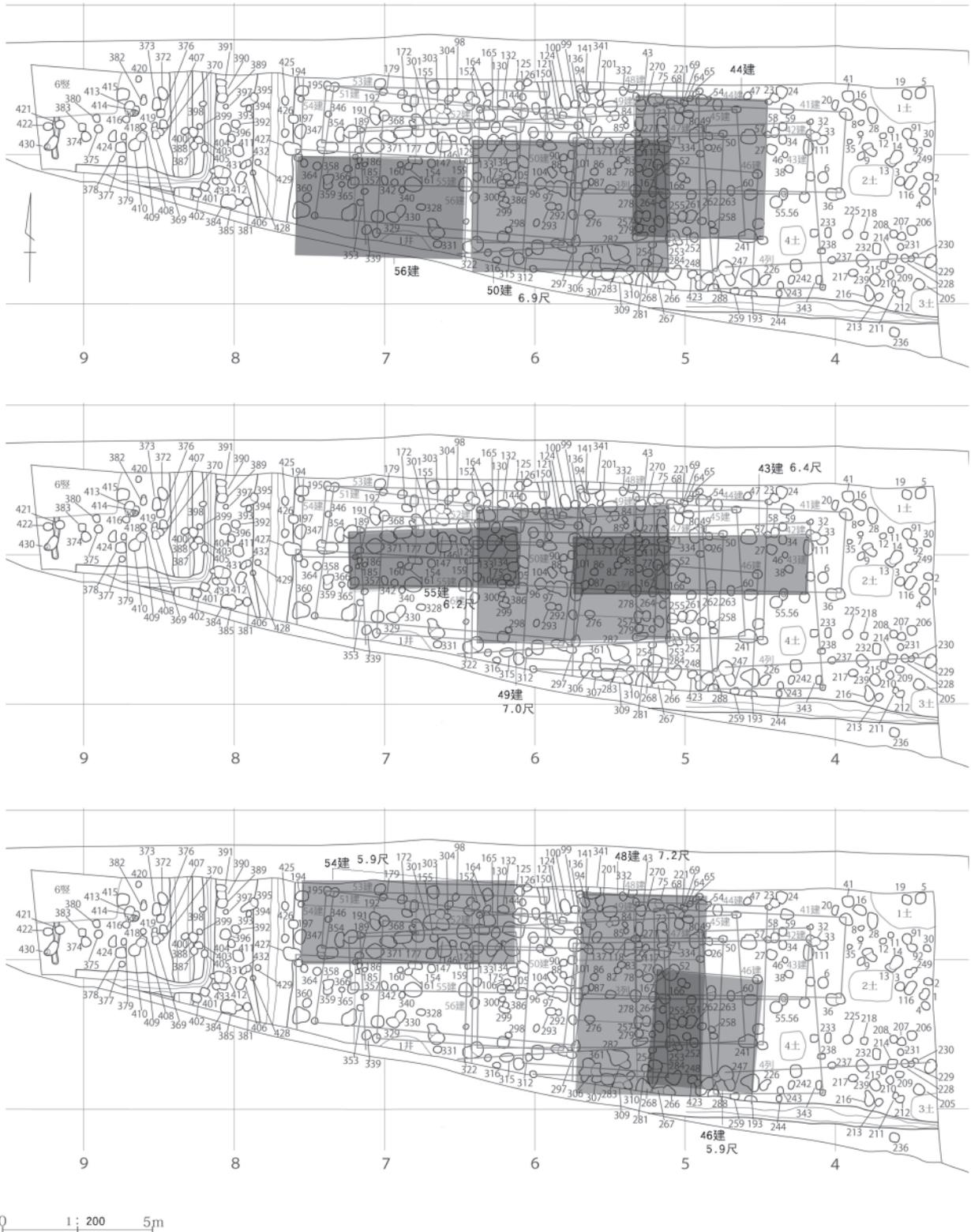


図9 斉田竹之内遺跡南館建物4類(2)

表3 齊田竹之内遺跡建物計測値一覧

区	分類	NO	主軸方位	面積㎡	桁行平均	桁行平均柱間	寸尺	梁間平均	梁間平均柱間	寸尺	規格・備考
1a南	3	28	N-85~87°-E	(84.70)		2.18	7.2				2×5間・東西棟・北2間張出/29Hより新
1a南		36	N-83~86°-E	21.12	4.6	2.3		4.225			1×2間・東西棟
1a南		37	N-7~9°-W	19.93	3.65	1.825		3.7			1×2間・南北棟・東西北下屋
1a南	4	29	N-3°-W	(50.56)		2.1833	7.2				1×3間・南北棟・東2間張出/28Hより古
1a南		30	N-87~88°-E	18.55	5.225	2.6125		3.55			1×2間・東西棟
1a南		31	N-88°-E	31.90	5.75	1.9167	6.3	5.5	1.8333	6.1	3×3間・正方形/3間相当
1a南		32	N-1°-W	43.09		2.4767	8.2				1×3間・南北棟・東低下屋
1a南		33	N-88°-E	21.24~		1.8825	6.2				1~×4間・東西棟・北庇/4間相当
1a南		34	N-88°-E	18.92~	4.325	2.1625					2×2~間・東西棟
1a南		35	N-0°	18.92		2.2					2×2間・正方形
1a南		38	N-89~90°-E	32.56	8.88	1.776	5.9	3.55			2×5間・東西棟/総柱系
1a南		40	N-1°-W	20.34		2.26			2.25	7.4	2×2間・正方形
1a南		5	39	N-7~9°-E	29.48	6.535	2.1783	7.2	4.6	2.3	7.6
1b	3	42	N-5°-W	20.46	5.44	1.8133	6.0	3.7			1×3間・南北棟/2Hより古
1b		45	N-86°-E	(53.75)		2.0833	6.9				2×6間・東西棟
1b	4	41	N-88°-W	19.29	6.315	2.105	7.0	2.85			1×3間・東西棟/3Hより新
1b		43	N-89~90°-E	15.70	7.725	1.9313	6.4	1.875			1×4間・東西棟
1b		44	N-88~89°-W	20.69	4.375	2.1875		4.625			1×2間・正方形
1b		46	N-2°-E	11.73~	3.55	1.775	5.9				1×2~間・南北棟
1b		47	N-85~89°-W	29.53	6.475	2.1583	7.1	4.475			1×3間・東西棟
1b		48	N-0°	(26.45)		2.1767	7.2		2.025	6.7	2×3間・南北棟/総柱
1b		49	N-88~90°-E	28.54	6.4	2.1333	7.0	4.59	2.295	7.6	2×3間・東西棟
1b		50	N-89°-W	(26.78)		2.1	6.9		2.125	7.0	2×3間・東西棟
1b		53	N-88~90°-W	13.87	7.4	1.85	6.1	1.825			1×4間・東西棟
1b		54	N-90°	16.39~		1.8	5.9				1~×4間・東西棟/17Hより古
1b	5	55	N-87~89°-E	11.48	5.625	1.875	6.2	1.9			1×3間・東西棟/12Hより古
1b		56	N-2°-E	9.99~					1.85	6.1	3×1~間・南北棟/15Hより新
1b		51	N-83~84°-W	38.28	8.725	2.1813	7.2	4.275	2.1375	7.1	2×4間・東西棟/16Hより新
1b		52	N-83~84°-W	26.24	6.375	2.125	7.0	4.05			1×3間・東西棟

分類1:W-22~27-N/2:W-16~21-N/3:W-4~12-N/4:W3~N~E3/5:N-6~9-E/6:N-10~16-E

表4 齊田竹之内遺跡建物総括表

棟別	1a区北(北館)							1a区南(南館)				1b(南館)				2a(西館)				合計	比率	
	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計			
東西棟	6	3	3	4	1		17	2	4	5	11	6	1	8	2	11	5	4	5	14	48	59.3%
南北棟	2	2		3		1	8	1	2	1	4	1	3		4	1	6	1	8	24	29.6%	
正方形	1					1	2		3		3		1		1		2	1	3	9	11.1%	
計	9	5	3	7	1	2	27	3	9	1	13	2	12	2	16	6	12	7	25	81		
規模	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率	
2×1間	1					1	2									1			1	3	4.1%	
1×2間			1	1		1	3	2	1		3		1		1	1	2	1	4	11	14.9%	
2×2間	1		1	1			3		2		2						1		1	6	8.1%	
1×3間	6	5	1	3			15		2		2	1	3	1	5	3		3	6	28	37.8%	
2×3間				1			1		1	1	1		3		3	1	4		5	10	13.5%	
3×3間									1		1									1	1.4%	
1×4間	1						1						2		3			1	1	5	6.8%	
2×4間														1				1	1	1	1.4%	
1×5間																	1	1	2	2	2.7%	
2×5間								1	1		2						2		2	4	4.1%	
3×5間																	1		1	1	1.4%	
2×6間					1		1					1			1				1	2	2.7%	
計	9	5	3	6	1	2	26	3	7	1	11	2	9	2	13	6	12	6	24	74		
面積㎡	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率	
~10																1			1	1	1.4%	
~20	3		1	5		2	11	1	2	1	4		4		4	3	2	3	8	27	36.5%	
~30	2	3	2	1			8	1	1		2	1	5	1	7	2	6	1	9	26	35.1%	
~40	3	2					5		2		2			1	1		2	2	4	12	16.2%	
~50	1						1		1		1						2		2	4	5.4%	
~60					1		1		1		1	1			1					3	4.1%	
~70																				0	0.0%	
~80																				0	0.0%	
80~								1			1									1	1.4%	
計	9	5	3	6	1	2	26	3	7	1	11	2	9	2	13	6	12	6	24	74		
桁行平均柱間(尺)	1類	2類	3類	4類	5類	6類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	5類	計	3類	4類	6類	計	合計	比率	
~5.3				1			1				0				0				0	1	1.7%	
~5.8							0				0				0		1		1	1	1.7%	
~6.3	1			2			3		3		3	1	4		5	2	2	2	6	17	29.3%	
~6.8	1	1					2				0		1		1	1	1		2	5	8.6%	
~7.3	4	4		3	1		12	1	2	1	4	1	5	2	8	1	5	1	7	31	53.4%	
~7.8	1						1				0				0				0	1	1.7%	
~8.3							0		1		1				0				0	1	1.7%	
~8.8							0				0				0				1	1	1.7%	
計	7	5	0	6	1	0	19	1	6	1	8	2	10	2	14	4	9	4	17	58		

7.2尺が57棟中30棟、約5.8～6.3尺が18棟で、ほぼ2種類が6割を占めている。このうち南館4類は、表4のとおり、北側1a区南で、①5.9～6.3尺が3棟、②7.2尺が4棟、③8.2尺が1棟である。1b区は、①5.9～6.2尺が4棟、②6.9～7.2尺が8棟である。残る2棟のうち1棟は、6.4尺と近似している。つまり、数値として有効な建物22棟のうち21棟が、約6尺と約7尺に二分される。この状況は、1号屋敷の2類と一致する。また、注目されるのは、1号屋敷で半数近くを占める約8尺の建物が1棟あり、方位も1号屋敷の1類と一致していることである。

(2) 出土遺物による再評価

報告書の見解では、北・南館について、「3類が14世紀後半から15世紀前半、4類が15世紀前半から16世紀初め、5・6類が16世紀前半、1・2類が16世紀半ばから後半」とした(飯森2011a)。しかし、これについては鉢の編年に頼りすぎた点と、少ない遺物から結論を急いだ点で、修正が必要と考える。

まず、北館1類の14号建物出土の内耳土器(非掲載)を秋本編年のCかD1群としたが、図7に新たに掲載したとおり、口唇部外側が引き出され、上面は平らで、D群1か2類で良いと思う。また、同5類の3号建物出土の鉢(非掲載)を高崎市史編年のⅢ類にあたり、14世紀後半に比定したが、図7に掲載したとおり、口唇部は丸みがあり、内側がふくらみ、口唇部下がわずかに凹んでいる。現在のところ、時期判定は難しいと言える。更に、南館4類の29号建物出土の内耳土器は、非掲載ではなく、P828と接合する資料で、口唇部内側がやや引き出され、上面は平らで、秋本編年のC群とD群の中間に位置づけられよう。

以上、若干出土遺物を再評価したが、大きな変更は生じていない。ところが、建物群の変遷として、「3類→4類→5・6類→1・2類の順位」とし、上記年代観を与えたことは問題と考えている。3類→4類→5類の順は、遺構同士の直接の新旧関係であるが、5・6類→1・2類は遺物からの評価であった。ところが、1・2類を最終段階とするのは早計であった。

北館の東西南面を囲む21号溝は、やや出土遺物が多く破片も大きい。出土遺物は内耳土器が多く、秋本編年のD群3類に近似する。これは、飯玉15号溝と同じで、カワラケも同様である。すると、21号溝は1類の建物より1段階新しくなる。元来、走向方位によれば、21号溝には4～6類が一致しており、1～3類は方位が違っていた。これを遺物評価により、強引に解釈したとも言える。

補強する資料として、16号井戸出土の内耳土器2点もD群3類に近似する。これは4～6類の建物群に近接している。また、1～3類に走向方位が一致する32号

溝では、少ない遺物ながら、鉢2点が出土し、口縁部は丸みを持ち、口唇部内外が引き出されるが、秋本Ⅳ期よりは前代と思われる。したがって、1・2類建物も3類を前後する時期に修正したい。

北館の4～6類が変遷の後半に位置づけられると、南館の多くを占める4類建物群も考慮される。前掲の29号建物は秋本Ⅲ期を上限とする。1a区南東の1号井戸では小片ながら、D群3類に近似する内耳土器が出土している。その東には、東辺を区画する溝が想定されるが、その延長となる飯玉15号溝も、D群3類・秋本Ⅳ期に位置づけられる。

南館を細分する溝として、17溝→(33溝)=18溝→19溝と変遷する溝があるが、この17号溝から2の古瀬戸の大皿のほか、1のカワラケが出土している。器壁は厚手で扁平、口唇部はやや尖り気味だが、内湾しており、秋本編年のD類(秋本2005)と思われる。これは秋本Ⅳ期のなかでも後半に位置する。南館でも古い段階の溝でもあり、4類が遺跡全体でも変遷の後代となる証左となろう。なお、1b区では時期判定に有用な資料が得られなかったため、出土遺物は省略した。

3. 考察

福島飯玉遺跡の1・2号屋敷と、斉田竹之内遺跡北・南館について、出土遺物から得られた変遷を確認した上で、いくつかの課題を検討したい。

秋本Ⅰ期に該当する最古段階の遺構群として、2号屋敷の5類がある(ただし、26号建物は除く)。小規模な建物3棟であり、1号井戸・7号溝と並存する。

秋本Ⅱ期の遺物は、1号屋敷2類15号建物から出土した小片であり、年代の上限を示すにすぎない。2号屋敷の3号井戸も、この時期の可能性が高いが、まとまった遺構段階として把握できない。

秋本Ⅲ期では、1号屋敷を区画する5号溝がある。北館では1類(1号屋敷とは違う方位)14号建物、南館では4類29号建物があり、この頃から建物数が増大すると思われる。北館の32号溝も同時期と想定される。

秋本Ⅳ期では、1号屋敷1類9号建物が確認でき、北館では16号井戸、21号溝があり、4～6類の建物群の並存が想定される。南館では1号井戸、17号溝、飯玉15号溝があるが、並存する建物を絞り込むことは難しい。

以上が出土遺物から得られた遺構年代であり、秋本Ⅲ～Ⅳ期が建物群の中心と評価される。ただし、1号屋敷の区画溝である4・6号溝、3区8号溝や、南館を区画する9・33・34・35・36号溝からは、ほとんど遺物が出土しておらず、むしろこうした溝の方が後代であることも想定すべきと考える。

次に桁行平均柱間を分析に加えよう。特に注目される

のは、約8尺を基準とする建物である。齊田竹之内遺跡単独では、やや異例なものとして考えたが、福島飯玉遺跡では有力な構成要素となっていた。1号屋敷の北側に配置される3・4類は、建物の規模・形態とも同じ系統に含まれ、一連の遺構と言える。一方、1類は屋敷の南側に配置され、主軸方位も他の2者とは異なり、建物規模も大きい。同系統とは見なしにくい。このうち、9号建物が秋本Ⅳ期の遺物を伴うが、区画溝と走向方位も一致しておらず、しっくり来ない。南館では32号建物1棟だけが、同じ柱間である。大型の南北棟で他の周辺建物とは馴染まない。したがって、約8尺を持つ建物群は、1号屋敷を中心に限定して作られ、短期間ではなく数時期程度は継続した一群であったと言える。おそらく、この段階が1号屋敷2類より先行すると考えたいが、9号建物が秋本Ⅳ期以降では、やはり相応しくないと思える。一応、9号建物を除く1・3・4類の建物群を5類の次段階としたい。

さて、約6尺と約7尺のものは、ほぼ同数程度が混在すると言えるが、北館の1・2類では約7尺のものが多くを占めている。この一群は北館の区画溝よりも古い段階であり、出土遺物からは秋本Ⅲ期以降となるが、屋敷群全体の中では古い時期を想定しておきたい。

一方、1号屋敷2類、2号屋敷の2～4類、南館の3・4類では、約6尺と約7尺が混在している。この一群を本屋敷群の最終段階と考える。図5は1号屋敷2類の約6尺のものを集めたが、13号建物を除く3棟は、間仕切りが多い特徴を持つ。これは南館北側の29号建物も同様である。建築的な観点では、最新段階と位置づけておきたい。

また、南館南側では図8・9に3棟ずつを示したが、41号建物を除けば中央の比較的大きな建物が約7尺、両側の小規模な建物が約6尺となっている。こうした場合、建物の規模により選別された場合、建築時期が違う場合、当初2種の柱間で作られ、それを踏襲して建て替えが繰り返された場合などが挙げられる。この問題には、様々な事例があり、筆者もかつてまとめて検討したことがある(飯森2005)が、本稿でも明確な要因は見いだせない。

最後に、総括的なまとめに入る。屋敷群としてのまとめで考えた場合、1号屋敷と南館は前者2～4類、後者4類段階で並存し、関連し合っていたと思われる。ただし、区画溝同士が接するだけで、独立した別個の屋敷であろう。1号屋敷の場合、建物が北寄りの段階、南寄りの段階、中央寄りの段階に分かれ、内部はそれぞれに散漫な状況であったと思われる。2号屋敷は本屋敷群では最も初源的な屋敷でもあるが、7号溝は早い段階で埋まっており、東辺を区画する溝を確認できない。あるいは区画されていない可能性もある。2～4段階でも少数

ながら建物が存続しており、屋敷群周辺の離れ家的な空間に変化したと思われる。南館は規模も大きく、溝により東西に区分されるが、一団の屋敷遺構と見られる。西側区画が大型の建物空間であり、東側区画は北側に竪穴状遺構・土坑が目立つも、南側は小規模な建物空間として機能していたのだろう。また、北館は本稿で検討不十分だが、当初の1・2・3類は全く別の区画屋敷段階であり、その後北館段階では小規模な建物が多く、中核部分は調査区域外に広がるものと考えられよう。

おわりに

本稿は、福島飯玉遺跡の掘立柱建物の再検討がメインであり、図版等も多くを費やした。このため、隣接する齊田竹之内遺跡を結びつける作業は不可欠と思いつつも、不十分な検討となってしまった。本来、西館も含めて検討しなければ、屋敷群の解明とならないのは、自明の理である。したがって、本稿はその基礎作業と位置づけておきたい。

一方、建物分類の変遷ではなく、個別建物の変遷を提示すべきという意見もあるだろうが、建築的には変化に乏しく、検討材料の少ない状況では憶測の域を出ないと考えている。大方のご批判を願いたい。末筆ながら、本稿の図版作成にあつては、同僚齋田智彦氏の懇切丁寧な指導をいただいた。記して謝意を表したい。

註

- 1) 筆者も参加する玉村中世史研究会において、2011年1月16日福島飯玉遺跡の非掲載遺物について確認作業を行った。その成果は、いずれ公表を予定している。
- 2) 秋本氏は各時期の年代観として、Ⅰ期(14世紀後半?～15世紀中頃)、Ⅱ期(15世紀後半)、Ⅲ期(15世紀末～16世紀中頃)、Ⅳ期(16世紀後半～17世紀最初頭)、Ⅴ期(17世紀前半)を示している(秋本2005)。

引用文献

- 秋本太郎 2005「上野と周辺地域との関係 ―在出土器の分布論から探る―」『第1回内陸遺跡研究会シンポジウム資料集 海なき国々のモノとヒトの動き ―16～17世紀における内陸部の流通―』
- 秋本太郎 2008「戦国期北関東のかわらけ ―戦国大名支配との関連―」『中世東国の世界3 戦国大名北条氏』浅野晴樹・齋藤慎一編 高志書院
- 飯田陽一・石守晃 2011『齊田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2005「小規模な中世屋敷内部の建物の変遷と傾向」『研究紀要23』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2011a「齊田竹之内遺跡の中世屋敷と掘立柱建物群」『齊田竹之内遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 飯森康広 2011b「群馬県玉村町における中世屋敷の様相 ―福島久保田遺跡を中心に―」『研究紀要29』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 徳江秀夫 2008『福島飯玉遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県羅漢町遺跡出土近世人骨

榎 崎 修一郎

厚生労働省社会援護局援護企画課外事室

はじめに

1. 調査の概要と分析方法
2. 遺構出土人骨

3. 遺構外出土人骨

まとめ

— 要 旨 —

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。国道354号羅漢町道路改良事業に伴う発掘調査が、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団により、2009(平成21)年11月1日～同11月30日まで行われた。発掘調査報告書は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第512集『羅漢町遺跡』として、2011(平成23)年1月24日に発行され、本報告者により「4 出土品の鑑定・分析、(1)羅漢町遺跡出土人骨」として報告されている。その報告書の中では、遺構出土人骨として、29体を報告したが、報告書の頁数の制限により詳細な記載や写真掲載ができなかったため、ここに再度報告するものである。

この羅漢町遺跡は、慶長3(1598)年に築造された高崎城とほぼ同時期に創建され、現在も同所に所在する法輪寺の墓域にともなうものと推定され、年代は、出土遺物より、17世紀後半～19世紀中葉に比定されている。人骨は、遺構としては、27基の木棺墓から28体が、1基の土坑から1体の人骨の合計29体が出土した。また、遺構外からは、2体と蔵骨器から2体の火葬人骨が出土した。合計で、33体の近世人骨が出土している。出土人骨の性別は、男性14体・女性19体で、この内、女性1体は約9歳～10歳の未成年であるが、その他の32体はすべて成人である。身長推定ができた個体は9体で、男性2体・女性7体である。男性2体はどちらも約156cmと推定され、女性7体は約145cm～156cmと推定された。男女共に、近世人骨の推定身長範囲に収まる。古病理として、冠状縫合の右側のみが早期に癒合した頭蓋骨縫合早期癒合症の個体1個体と広汎性特発性骨増殖症(DISH)の個体1個体が認められた。本遺跡出土人骨は、群馬県出土近世人骨としては最大級であり、群馬県の歴史に貴重な情報をもたらした。しかしながら、本遺跡出土人骨は遺物としては認定されなかったため、人骨の調査終了後、法輪寺に返却され茶毘にふされている。

キーワード

対象時代 近世
対象地域 日本・群馬県
研究対象 近世人骨・形態・古病理

はじめに

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。国道354号羅漢町道路改良事業に伴う発掘調査が、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団により、2009(平成21)年11月1日～同11月30日まで行われた。発掘調査報告書は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第512集『羅漢町遺跡』として、2011(平成23)年1月24日に発行され、本報告者により「4 出土品の鑑定・分析、(1) 羅漢町遺跡出土人骨」として報告されている(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2011、檜崎 2011)。

本遺跡からは、近世人骨33個体が出土している。本報告者が知る限り、群馬県内の遺跡で最大級であると推定され、群馬県出土近世人骨の形態を知る重要な遺跡である。しかしながら、報告書では頁数の制限により、僅か4頁しか掲載が許されなかったために、個体数・性別・死亡年齢のみの簡単な記載しかなされておらず、遺構外出土人骨の報告はなされていない。

報告書刊行後、担当者による見直しが検討され、一部、遺構名称等が変更されている。報告書と今回との大きな変更点は、報告書で2号木棺とされたものは3号木棺の天蓋であることが推定されており、欠番となっている点・16号木棺がaとbの2つに分かれた点・26号木棺がa～cの3つに分かれた点である。

そこで、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の年報紀要委員の同意を得て、本稿を発表したい。

1. 調査の概要と分析方法

(1) 遺跡の概要

本遺跡は、慶長3(1598)年に築造された高崎城とほぼ同時期に創建され、現在も同所に所在する法輪寺に伴う墓域と推定され、時期は、出土遺物より17世紀後半～19世紀中葉に比定されている。この法輪寺は、高崎城の城域の東側に形成された城下町の東端部を画す南北方向の「遠構」の堀の内側(西側)に当たる(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2011)。

(2) 人骨の出土状況

人骨の出土状況は、そのほとんどが木棺墓である。実際、人骨は27基の木棺墓から28体が出土しており、その他1基の土坑から1体が出土している。なお、遺構外からも人骨が多数出土しているが、今回は、頭蓋骨が出土している2体と蔵骨器から出土した火葬人骨2体のみを報告する。

但し、木棺墓は重複しているものが多く、木棺墓を構築する際に古い木棺墓が破壊されており、まともに全身骨格が残存しているものは非常に少なかった。

なお、木棺墓の側板の樹種同定が行われており、それによると、マツ属が圧倒的に多く、その他、スギ・ヒノキ・カヤと続いている(財団法人群馬県埋蔵文化財調査

事業団 2011)。さらに、22号木棺墓では、底板及び側板に墨書が検出されたが、これらは宗門人別改帳や金銭関係の帳簿等の反古紙の文字が転写したもので被葬者とは関係が無いと考察されている(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2011)。



写真1. 羅漢町遺跡出土人骨出土状況(3号・4号木棺)
[2009年11月20日、本報告者が西から撮影]

(3) 人骨の残存状態

出土人骨の残存状態は、群馬県内の他の近世人骨と比較すると良い。これは、台地上に位置する他の近世遺跡と比較して、常に水に浸っている状態であるからであると推定される。その残存状態は、経験則であるが、東京都の近世墓坑出土人骨とほぼ同様である。東京都の低地に位置する近世墓坑も、本遺跡と同様に常に水に浸っている状態であるため、人骨の残存状態は良い場合が多い。そのためか、この羅漢町遺跡出土近世人骨には、多数、脳が残存していた。この点も、東京都の近世墓坑出土人骨と同様である。

(4) 人骨の計測方法

人骨の計測は、マルティン(R. MARTIN)の方法にしたがった(馬場 1991)。

(5) 身長の見定方法

保存状態の良い四肢骨からの身長の見定方法は、藤井の式を使用した(藤井 1960)。藤井の式の内、上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨・腓骨の最大長を用いて身長を見定したが、藤井の方法は男性と女性で身長見定式が異なる。本遺構では、男女が混在している可能性が高いため、念のため、一部位毎に、男性と女性の身長見定式を用いて身長を見定した。

(6) 人骨の埋葬方法

木棺墓の大きさは、平均で、長軸約50cm・短軸約45cm・高さ約60cmであり、実験では座って両脚を胴体に付け、首を前側に折り曲げた状態の座棺がその納め方として最も妥当なものであると推定されている。

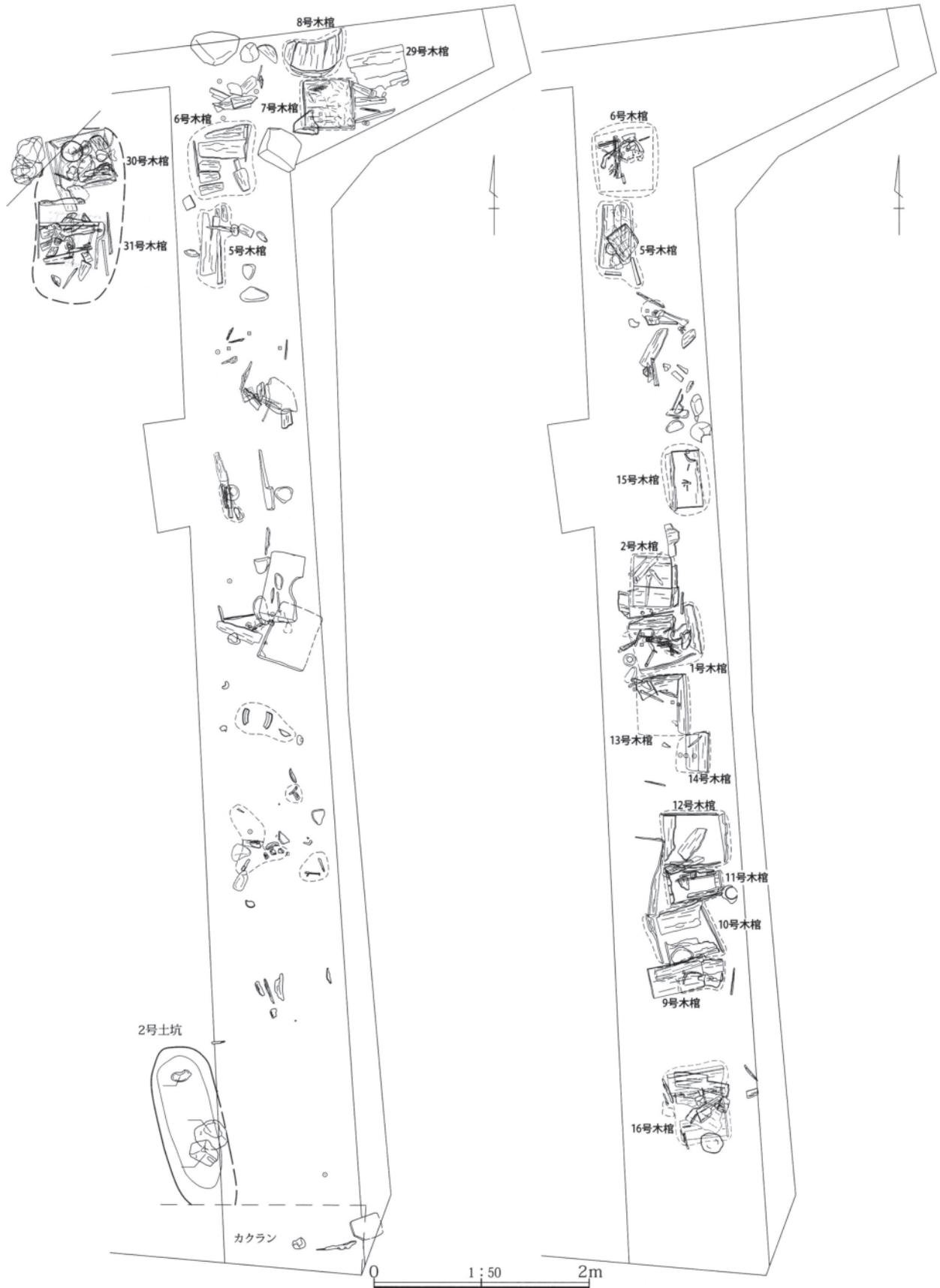


図1. 羅漢町遺跡A区1面平面図（榑崎 2011） 図2. 羅漢町遺跡A区2面平面図（榑崎 2011）
 [再検討により、2号木棺は3号木棺の天蓋だと推定されるため、人骨は旧2号木棺も併せて3号木棺として報告している。]

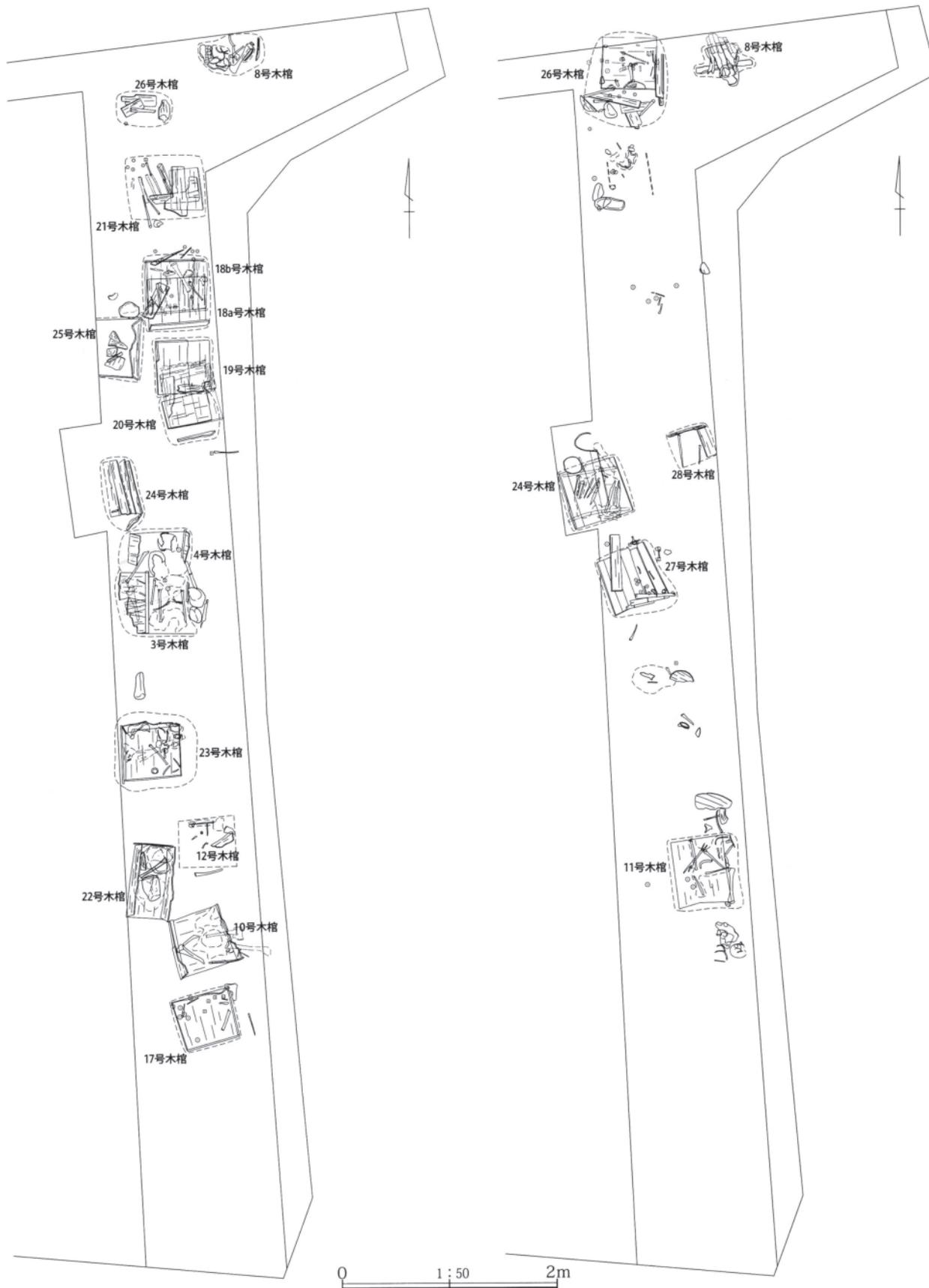


図3. 羅漢町遺跡A区3面平面図（梶崎 2011） 図4. 羅漢町遺跡A区4面平面図（梶崎 2011）
 [平面図には、28号木棺までしか記載が無いため、本稿で報告した1号土坑は記載されていない。]

2. 遺構出土人骨

(1) 1号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約45cm）。樹種は、マツ属とマツ属複雑管束亜属に同定。
- ②副葬品：漆椀・磁器小碗・寛永通宝1点。
- ③出土部位〔表1参照〕：頭蓋骨・下顎骨・遊離歯・左右鎖骨・左上腕骨・左右尺骨・左橈骨・左大腿骨・左脛骨・左腓骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別〔表27参照〕：頭蓋骨は大きく頑丈であり、四肢骨も大きく頑丈であるため、男性であると推定される。寛骨は破損しており、確認できなかった。
- ⑥死亡年齢：頭蓋縫合の内、冠状縫合及び矢状縫合の内板はほぼ癒合しており、同縫合の外板は、癒合しかかっている状態である。ラムダ縫合部は、破損している。遊離歯の咬耗度は、象牙質が点状に露出する程度のマルティンの2度の状態である。総合的に、約30歳代～40歳代であると推定される。



写真2. 1号木棺出土人骨頭蓋骨上面観 [左が前]

表1. 1号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
33	左大腿骨	137	頭蓋骨
34	骨片	138	右鎖骨
35	骨片	139	骨片
92	遊離歯	140	左鎖骨
93	遊離歯	141	下顎骨
94	遊離歯	142	左脛骨
95	骨片	143	寛骨?
96	右上腕骨	144	左橈骨・左尺骨
97	左上腕骨	168	遊離歯
98	右尺骨	169	左腓骨
99	骨片		

(2) 3号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約60cm・短軸約45cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：元豊通宝? 1点・鉄釘。
- ③出土部位〔表2参照〕：頭蓋骨・下顎骨・脊椎骨・上腕骨・左右大腿骨・左右脛骨・中足骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：頭蓋骨は、眉弓が発達しており乳様突起が大きく下顎骨も頑丈で大きい。また、四肢骨も大きく頑丈であるため、男性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：頭蓋縫合を観察すると、主要縫合である冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合の内板はすべて癒合しており、外板は癒合しかかっている状態である。同様に、切歯縫合も癒合して消失している状態である。また、上下顎の歯は少なくとも、19本が生前脱落している状態であるので、総合的に老齢であると推定される。
- ⑦古病理：上顎骨の左右小白歯及び大白歯すべてが生前脱落し、歯槽も閉鎖した状態である。また、下顎骨では、左右第1切歯～第1小白歯の8本・右第2大白歯が生前脱落している。この内、左右第3大白歯は、遊離歯が出土しているが脱落直前の状態であったと推定される。
- ⑧備考：脳の一部が出土している。

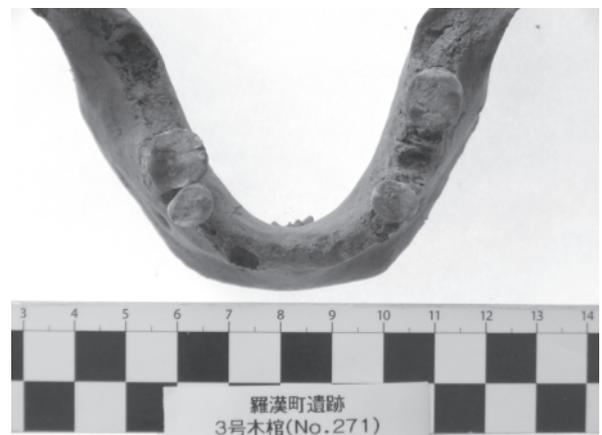


写真3. 3号木棺出土人骨下顎骨咬合面観 [生前脱落]

表2. 3号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
271	下顎骨・脊椎骨	85	左脛骨片
275	右大腿骨	86	右脛骨片
276	中足骨	87	四肢骨片
83	上腕骨骨頭部	88	左第1中足骨
84	左大腿骨	89	左中足骨

註：No.83・84・85・86・87・88・89は、旧2号木棺出土人骨として報告されたものである。

(3) 4号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約30cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：寛永通宝5点。
- ③出土部位〔表3参照〕：頭蓋骨及び四肢骨を含め、ほぼ全身骨格が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別〔表27参照〕：頭蓋骨は、前頭結節が認められ、眉弓は発達しておらず、乳様突起も小さい。四肢骨も小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：頭蓋縫合は、矢状縫合は内板が少し癒合している状態であるが、冠状縫合及びラムダ縫合は開放の状態である。歯の咬耗度は、象牙質が点状に露出する程度のマルティンの3度の状態である。総合的に、約30歳代であると推定される。
- ⑦備考：脳の一部が出土している。



写真4. 4号木棺出土人骨頭蓋骨上面観〔右が前〕



写真5. 4号木棺出土人骨頭蓋骨右側面観〔右が前〕

表3. 4号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
272	頭蓋骨・四肢骨片

(4) 5号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約60cm・短軸約30cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：漆椀・盆。
- ③出土部位〔表4参照〕：左右大腿骨等の四肢骨片。
- ④個体数：出土四肢骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：大腿骨は、大きく頑丈であるため、男性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

表4. 5号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
79	四肢骨片
90	左大腿骨
91	骨片

(5) 6号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約45cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：漆椀・箸・数珠・櫛・寛永通宝6点。
- ③出土部位〔表5参照〕：ほぼ全身骨格が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：四肢骨は大きく頑丈であるため、男性であると推定される。



写真6. 6号木棺出土人骨下顎骨咬合面観

- ⑥死亡年齢：下顎歯の咬耗度を観察すると、下顎左犬歯は象牙質が点状に露出する程度のマルティンの3度の状態であるが、他の歯はエナメル質のみのマルティンの2度の状態である。約20歳代であると推定される。
- ⑦古病理：下顎左第3大臼歯は、正常に垂直萌出をしておらず、水平萌出をしており、歯冠が水平に第2大臼歯の遠心面に当たっている。
- ⑧備考：脳の一部が出土している。

表5. 6号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
146	頭蓋骨	154	中手骨
147	右脛骨	155	中足骨
148	右腓骨	156	中足骨
149	左脛骨	157	中手骨
150	左大腿骨	158	中足骨
151	右橈骨	214	左鎖骨
152	右尺骨	215	肋骨
153	右上腕骨		

(6) 7号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約45cm・短軸約45cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：銅製環状製品。
- ③出土部位〔表6参照〕：遊離歯・四肢骨片が出土している。
- ④個体数：出土遊離歯には、重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：出土遊離歯の内、永久歯の歯冠計測値が小さいため、女性（女兒）であると推定される。
- ⑥死亡年齢：遊離歯は、乳歯と永久歯との混合歯列である。歯の咬耗度がほとんど認められず、かつ、乳歯の歯根の吸収度合及び永久歯の歯根の発達度合から、約9歳～10歳であると推定される。

表6. 7号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
54	遊離歯
55	遊離歯・四肢骨片

(7) 8号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：円形木棺墓（底面直径約50cm）。樹種は、スギに同定。
- ②副葬品：寛永通宝9点。
- ③出土部位〔表7参照〕：右上腕骨・肋骨・脊椎骨・左右寛骨・右大腿骨・右脛骨・右腓骨が出土している。
- ④個体数：出土四肢骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：左右寛骨の大坐骨切痕部の角度は、鈍角で約90度に近い角度であるため女性である。
- ⑥死亡年齢：左寛骨恥骨結合部の観察から、約30歳代～40歳代であると推定される。
- ⑦身長：右上腕骨（No.228）の最大長は267mmであり、生前の身長は約144.8cmと推定された。
- ⑧古病理：古病理ではないが、左右寛骨の耳状面前溝部に妊娠痕が認められた。この妊娠痕は、妊娠及び出産に伴い形成されるため、被葬者は、少なくとも妊娠あるいは出産を経験していると推定される。



写真7. 8号木棺出土人骨左右寛骨

表7. 8号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
224	脊椎骨・寛骨	227	右脛骨・右腓骨
225	肋骨	228	右上腕骨
226	右大腿骨		

(8) 9号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約70cm・短軸不明）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位〔表8参照〕：右肋骨片が出土している。
- ④個体数：右肋骨片には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：右肋骨片は、大きく頑丈であるため、男性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：成人であると推定される。

表8. 9号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
81	肋骨

(9) 10号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位〔表9参照〕：頭蓋骨片・四肢骨片が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：頭蓋骨の後頭骨は大きく頑丈であるため、男性的であるが、右寛骨の大坐骨切痕部は鈍角で約90度に近い角度であるため女性である。
- ⑥死亡年齢：死亡年齢指標となる部位が出土していないが、成人であることは間違いない。

⑦備考：脳の一部が出土している。

表9. 10号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
173	頭蓋骨・四肢骨

(10) 11号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約60cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：寛永通宝2点。
- ③出土部位〔表10参照〕：下顎骨・四肢骨が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：四肢骨は、小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：下顎骨を観察すると、大臼歯はすべて生前脱落して歯槽も閉鎖している状態であるので、老齢であると推定される。

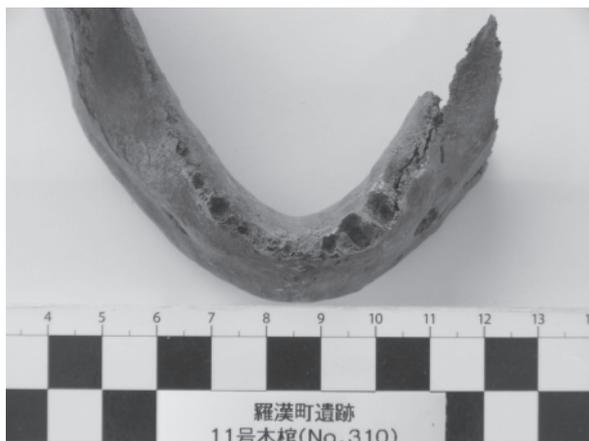


写真8. 11号木棺出土人骨下顎骨

表10. 11号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
68	左大腿骨	310	下顎骨・四肢骨

(11) 12号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：煙管。
- ③出土部位〔表11参照〕：右橈骨・右尺骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：四肢骨は華奢で女性的である。推定身長は女性であれば約153cm・男性であれば約157cmとなり、男性でも女性でも可能性がある。

⑥死亡年齢：成人であると推定される。

⑦身長：右尺骨（No.232）の最大長は241mmであり、生前の身長は約152.8cm～157.1cmと推定された。

表11. 12号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
229	右橈骨・中手骨	232	右尺骨
230	手根骨	233	中手骨・膝蓋骨
231	中足骨		

(12) 13号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約40cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位〔表12参照〕：頭蓋骨片・遊離歯・右尺骨・右大腿骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：四肢骨は小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：歯の咬耗度は、エナメル質のみのマルティンの2度の状態であるので約20歳代であると推定される。

表12. 13号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
77	下顎小白歯片	103	右大腿骨片
78	骨片	104	左尺骨
101	上顎右第2切歯	105	頭蓋骨片

(13) 15号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約60cm・短軸約55cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位〔表13参照〕：頭蓋骨・下顎骨・遊離歯・中手骨・基節骨（手）等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別〔表27参照〕：頭蓋骨は小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合は、一部を除き、内板及び外板共に癒合しておらず開放の状態である。出土歯の咬耗度は、一部象牙質が露出するマルティンの2度の状態であり約30歳代と推定される。下顎骨の歯はその多くが生前脱落をしている状態で、老齢に見えるが、咬合が不整に起きたためであると推定される。
- ⑦古病理：冠状縫合の内、右側は、内板及び外板共に癒合して消失した状態である。一方、冠状縫合の左側は、内板及び外板共に癒合しておらず開放の状態である。こ

これは、頭蓋骨縫合早期癒合症であると推定される。この病因として、1990年代にFGFR（繊維芽細胞成長因子受容体）遺伝子の変異によることが判明しているが、まだすべてが解明されたわけではない。その他の病因として、内分泌異常・低酸素症・子宮内感染・分娩時外傷・代謝異常等が指摘されている。

この症例は、研究者により異なるが、約55%の出現率である矢状縫合に次いで2番目に多く、冠状縫合の右側か左側のどちらか一側に出現する率は約12.6%・両側では約11.6%と報告されている。



写真9. 15号木棺出土頭蓋骨上面観 [左が前]



写真10. 15号木棺出土頭蓋骨左側面観 [左が前]



写真11. 15号木棺出土下顎骨咬合面観

表13. 15号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
135	頭蓋骨	166	基節骨(手)
162	中手骨	167	下顎骨
163	骨片	269	腓骨
164	中手骨	270	上顎左第2小白歯
165	骨片		

(14) 16号木棺出土人骨

16号木棺は、報告書段階から2基が重複している可能性が指摘されており、再検討でも同様の結論が出ている。しかしながら、出土人骨には重複部位が認められないため1基として報告する。

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約45cm・短軸約45cm）。樹種は、スギに同定。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位 [表14参照]：頭蓋骨片・四肢骨片。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。但し、頭蓋骨は男性的で四肢骨は女性的であるので、2個体である可能性も否定できない。

⑤性別：頭蓋骨は厚さが比較的厚く男性的である。四肢骨は比較的華奢であり、女性的である。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

⑦備考：脳が出土している。

表14. 16号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
114	頭蓋骨片	120	脳
115	大腿骨片	121	大腿骨片
116	四肢骨片	122	右大腿骨
118	大腿骨片	123	四肢骨片
119	腓骨片		

(15) 17号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約55cm）。樹種は、マツ属に同定。

②副葬品：煙管・寛永通宝8点。

③出土部位 [表15参照]：遊離歯・左上腕骨・手の基節骨・右第5中足骨等が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：四肢骨は比較的小さく華奢で女性的であるが、出土遊離歯の歯冠計測値が大きいため、男性であると推定される。

⑥死亡年齢：出土遊離歯の咬耗度を観察すると、上顎切歯はエナメル質のみのマルティンの2度であり、下顎犬

歯は象牙質が点状に露出する同3度である。総合的に、約30歳代であると推定される。

⑦古病理：下顎犬歯には、歯石の付着が認められた。

表15. 17号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
181	左上腕骨	185	骨片
182	右第5中足骨	186	上顎左第2切歯
183	基節骨(手)	187	下顎右犬歯
184	骨片		

(16) 18a号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。

②副葬品：寛永通宝2点。

③出土部位〔表16参照〕：右鎖骨・左上腕骨・左尺骨・右第5中足骨等が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：四肢骨は小さく華奢であるため、女性であると推定される。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

⑦身長：左尺骨（No.198）の最大長は234mmであり、生前の身長は約150.8cm～155.3cmと推定される。

表16. 18a号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
198	左尺骨	201	肋骨
199	四肢骨片	202	右第5中足骨
200	左上腕骨	263	右鎖骨

(17) 18b号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。

②副葬品：煙管・寛永通宝5点。

③出土部位〔表17参照〕：右脛骨が出土している。

④個体数：1個体であると推定される。

⑤性別：脛骨は比較的小さく華奢であるため、女性であると推定される。

⑥死亡年齢：恐らく、成人であると推定される。

表17. 18b号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
289	右脛骨	290	四肢骨片

(18) 19号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約50cm）。樹種は、ヒノキ属（側）・マツ属（底）に同定。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位〔表18参照〕：左上腕骨・左橈骨・左右脛骨等が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：出土四肢骨は、どれも小さく華奢であるため女性であると推定される。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、四肢骨の骨端部は癒合しているため成人である。

⑦身長：右脛骨（No.126）の最大長は311mmであり、生前の身長は約146.3cm～151.0cmと推定された。

表18. 19号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
126	右脛骨	130	大腿骨片
127	胸椎	131	左脛骨
129	左上腕骨	133	左橈骨・大腿骨片

(19) 21号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約45cm）。樹種は、マツ属に同定。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位〔表19参照〕：左上腕骨・左右橈骨・左大腿骨・左腓骨・右距骨が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：出土四肢骨は、どれも小さく華奢であるため女性であると推定される。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、四肢骨の骨端部は癒合しているため成人である。

⑦身長：左橈骨（No.245）の最大長は222mmであり、生前の身長は約153.2cm～156cmと推定された。

表19. 21号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
241	右橈骨	245	左橈骨
242	左尺骨	246	左腓骨
243	左上腕骨	247	右距骨
244	左大腿骨		

(20) 22号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約70cm・短軸約40cm）。樹種は、スギに同定。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位〔表20参照〕：頭蓋骨片・四肢骨片が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：頭蓋骨が比較的厚く、大腿骨骨頭も比較的大きいので、男性であると推定される。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

表20. 22号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位
236	頭蓋骨片・四肢骨片

(21) 23号木棺出土人骨

①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸約50cm）。樹種は、マツ属に同定。

②副葬品：磁器小坏・寛永通宝1点。

③出土部位〔表21参照〕：頭蓋骨片・脊椎骨・肋骨・右橈骨・中手骨・左寛骨・中足骨・左右距骨・足根骨等が出土している。

④個体数：右橈骨が2点出土して重複しているため、2個体であると推定される。

⑤性別：右橈骨は、大きくて頑丈なものとして小さくて華奢なものであるため、男性1体と女性1体であると推定される。左寛骨の大坐骨切痕部の角度は、鋭角であるため男性であるが、大きくて頑丈な右橈骨と同一個体である可能性が高い。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

⑦身長：右橈骨（No.259）の最大長は223mmであり、右橈骨（No.260）の最大長は213mmである。男性と推定されるNo.259は約156.3cm、女性と推定されるNo.260は約149.6cmと推定された。No.259は女性推定式では約152.7cm、No.260は男性推定式では約153cmと推定された。

⑧古病理：男性と推定される第10及び第11胸椎は、癒合している状態で、広汎性特発性骨増殖症（DISH）であると推定される。このDISHは、脊椎骨の中でも胸椎の前縦靭帯が好発部位であり、ロウソクのロウが溶けて垂れたような形態をしていることが特徴的である。出現部位は、胸椎の中でも、第7胸椎～第11胸椎が多いと言われており、DISHと認定するには少なくとも4個の胸椎が癒合していることが必要であるという研究もある。本例は、第10及び第11胸椎が癒合し、右側がロウソクのロウのように溶けて垂れたような形態をしている。4個が癒合していないが、癒合しつつある過程かもしれない。

表21. 23号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
252	頭蓋骨片・胸骨・肋骨片	257	肋骨片
253	左寛骨	258	肋骨片
254	中足骨・左右距骨・足根骨	259	右橈骨
255	脊椎骨・肋骨	260	左橈骨
256	中手骨		



写真12. 23号木棺胸椎古病理 (DISH) [前面観]



写真13. 23号木棺胸椎古病理 (DISH) [右側面観]

(22) 24号木棺出土人骨

①埋葬状態：円形木棺墓（長軸約55cm・短軸約55cm）。樹種は、カヤに同定。

②副葬品：寛永通宝6点。

③出土部位〔表22参照〕：ほぼ全身の骨格が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：出土人骨は、全体的に大きく頑丈であるため、男性であると推定される。

⑥死亡年齢：下顎歯の咬耗度を観察すると、左第1大臼歯は象牙質が面状に露出、同第2大臼歯は象牙質が点状に露出、同第3大臼歯はエナメル質のみの状態である。また、生前脱落も認められるため、約40歳代～50歳代であると推定される。

⑦古病理：下顎左右第1及び第2切歯の少なくとも4本は生前脱落し歯槽も閉鎖した状態である。下顎右側は、犬歯部から大臼歯部にかけて破損している。下顎左第1小臼歯も生前脱落し、歯槽も閉鎖した状態である。

⑧備考：脳が出土している。



写真14. 24号木棺出土下顎骨咬合面観

表22. 24号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
262	骨片	382	四肢骨片
376	頭蓋骨片・下顎骨	383	寛骨片
377	骨片	384	右大腿骨片
378	腓骨片	385	中足骨・足根骨
379	脛骨片・左距骨	386	骨片
380	左大腿骨片	387	不明
381	腓骨片		

(23) 26号木棺出土人骨

26号木棺は、その後の見直しで26号a・26号b・26号cの3基が混在していると指摘されている。実際、副葬品の寛永通宝は18点検出されており、通常のものよりは多い。但し、芳賀東部工業団地遺跡の近世土坑墓からは、1基から11点から17点の寛永通宝が出土している事例もあり、寛永通宝の点数だけでは判断ができない。人骨には特に重複部位が認められないため、1基として取り扱うことにする。

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約50cm・短軸不明）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：寛永通宝18点。
- ③出土部位 [表23参照]：前頭骨・脊椎骨・肋骨・右尺骨・左右大腿骨・腓骨・右膝蓋骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：出土人骨は、比較的大きく頑丈であるため男性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。
- ⑦身長：右尺骨（No.354）の最大長は238mmであり、生前の身長は約156.1cmと推定される。

表23. 26号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
322	腓骨片	360	第1頸椎
323	右大腿骨	361	頸椎
324	左大腿骨片	362	中手骨
325	前頭骨片	363	頸椎
352	左大腿骨	364	基節骨(手)
354	右尺骨	365	右第1基節骨(足)
355	胸椎	366	左第1肋骨
356	不明	367	左第1中手骨
357	左第12肋骨	368	右膝蓋骨・右第2中足骨
358	肋骨片	369	胸椎
359	右第12肋骨		

(24) 27号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約55cm・短軸約50cm）。樹種は、スギに同定。
- ②副葬品：寛永通宝6点。
- ③出土部位 [表24参照]：頭蓋骨片・脊椎骨・肋骨・中手骨・中足骨・足根骨等が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：出土人骨は、比較的大きく頑丈であるため男性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

表24. 27号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
334	頸椎	340	胸椎
335	肋骨片	341	左第2中足骨
336	右第2中手骨	346	頸椎
337	左距骨	347	頸椎
338	右第3楔状骨	348	頭蓋骨片
339	左舟状骨	349	不明

(25) 28号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約40cm・短軸約30cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位 [表25参照]：右橈骨・右腓骨が出土。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別：出土人骨は、比較的小さく華奢であるため女性であると推定される。
- ⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、四肢骨の骨端部は癒合しているため成人であると推定される。

表25. 28号木棺出土人骨リスト

No.	同定部位	No.	同定部位
389	右橈骨	390	右腓骨

(26) 30号木棺出土人骨

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約45cm・短軸約40cm・高さ約60cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：煙管。
- ③出土部位〔表26参照〕：ほぼ、全身骨格が出土。
- ④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別〔表27参照〕：頭蓋骨は小さく華奢であり、乳様突起も小さい。また、四肢骨は小さく華奢であるため、総合的に女性であると推定される。



写真15. 30号木棺出土頭蓋骨上面観〔右が前〕



写真16. 30号木棺出土頭蓋骨右側面観〔右が前〕

- ⑥死亡年齢：頭蓋縫合の、冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合の内板は、癒合して消失している。矢状縫合の外板も、癒合してほぼ消失している状態である。しかしながら、歯の咬耗度はほとんどの歯はエナメル質のみのマルティンの2度の状態で、一部の歯に象牙質が点状に露出するマルティンの2度の状態である。このような場合、

別個体であると推定するところであるが、土坑から1体分の全身骨格が出土しているので、どちらの観察結果を採用するかが困難である。総合的に約30歳代～40歳代であると推定される。

- ⑦古病理：多くの歯に、歯石の付着が認められた。

(27) 31号木棺出土人骨〔旧4号土坑〕

- ①埋葬状態：方形木棺墓（長軸約45cm・短軸約45cm・高さ約50cm）。樹種は、マツ属に同定。
- ②副葬品：検出されていない。
- ③出土部位：ほぼ、全身骨格が出土している。
- ④個体数：出土人骨には重複部位がみとめられないため、1個体であると推定される。
- ⑤性別〔表27参照〕：頭蓋骨は、眉弓は発達しておらず前頭結節が発達しており乳様突起は小さい。四肢骨は小さく華奢である。総合的に、女性であると推定される。



写真17. 31号木棺出土頭蓋骨上面観〔右が前〕



写真18. 31号木棺出土頭蓋骨右側面観〔右が前〕

- ⑥死亡年齢：冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合すべての内板は癒合している。一方、外板は癒合していない状態である。総合的に、約30歳代であると推定される。
- ⑦身長：左大腿骨の最大長は387mmであり、生前の身長

は約150.3cmと推定される。

⑧古病理：下顎骨左の臼歯部は、生前脱落をしており歯槽も閉鎖した状態である。

⑨備考：脳が出土している。

(28) 1号土坑出土人骨

①埋葬状態：長軸約165cm・短軸約80cm・深さ約30cmの長方形土坑墓。

②副葬品：磁器ミニチュア碗。

③出土部位：頭蓋骨片・四肢骨片が出土している。

④個体数：出土人骨には重複部位が認められないため、1個体であると推定される。

⑤性別：頭蓋骨は比較的大きく頑丈であるため、男性であると推定される。

⑥死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、成人であると推定される。

3. 遺構外出土人骨

本遺跡からは、多くの人骨が遺構外から出土しておりその出土位置も不明である。それらの大部分は四肢骨であり、次々と木棺墓が構築される際に位置が不明となった遺構出土人骨である可能性が高い。ここでは、頭蓋骨2点及び蔵骨器2点から出土した火葬人骨についてのみの記載にとどめる。

(1) 313番

①埋葬状態：不明である。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位：頭蓋骨が出土している。

④個体数：頭蓋骨のみであるので、1個体である。

⑤性別：頭蓋骨は残念ながら左右方向につぶれているため正確な計測はできない。しかしながら、眉弓が発達し乳様突起も発達しているため、男性であると推定される。



写真19. 313番頭蓋骨右側面観 [右が前]

⑥死亡年齢：冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合の外板は

すべて癒合しておらず開放の状態である。内板は、矢状縫合のみ癒合しかかっている状態である。上顎右には、第1小臼歯・第1及び第2大臼歯が残存している。第3大臼歯は出土していないが、歯槽部は残存しており萌出していたことは確かである。歯の咬耗度は、エナメル質のみのマルティンの1度の状態である。総合的に、約20歳代であると推定される。

(2) 428番

①埋葬状態：不明である。

②副葬品：検出されていない。

③出土部位：頭蓋骨が出土している。

④個体数：頭蓋骨のみであるので、1個体である。

⑤性別 [表27参照]：頭蓋骨は、眉弓は発達しておらず、前頭結節が発達し乳様突起が発達していないので女性であると推定される。

⑥死亡年齢：冠状縫合・矢状縫合・ラムダ縫合の内板はすべて癒合して閉鎖している状態である。外板は、癒合しかかっている状態である。総合的に、約30歳代～40歳代であると推定される。

⑦備考：脳が出土している。



写真20. 428番頭蓋骨上面観 [左が前]



写真21. 428番頭蓋骨左側面観 [左が前]

(3) 火葬人骨 1

- ①出土状態：遺構外出土遺物の美濃陶器有耳壺の蔵骨器内部から出土している。
- ②出土部位：一部ずつではあるが、ほぼ全身の部位が出土している。但し、四肢骨片が多く頭蓋骨片が少ない傾向がある。
- ③火葬温度：火葬人骨の色は、白色から灰白色を呈しているため、焼成温度は約900度以上であったと推定される。しかしながら、一部には黒色を呈している人骨もあるので、一部焼成ムラがあったと推定される。
- ④火葬方法：火葬人骨には、捻れや歪みが認められないため、死体をそのまま焼成したのではなく、白骨化させたものを焼成した可能性が高い。なお、群馬県の中近世人骨でこの火葬方法は初めてである。
- ⑤取骨（拾骨）方法：出土人骨の量は少ないため、現代の西日本に認められる、一部の火葬人骨のみを拾骨し蔵骨器に取骨した、西日本タイプの取骨方法であると推定される。
- ⑥被火葬者の個体数：火葬人骨には、重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑦被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、火葬人骨は小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑧被火葬者の死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、脛骨の遠位端の骨端部は癒合しているため、成人であると推定される。

(4) 火葬人骨 2

- ①出土状態：遺構外出土遺物の瀬戸美濃陶器有耳壺の蔵骨器内部から出土している。
- ②出土部位：一部ずつではあるが、ほぼ全身の部位が出土している。但し、四肢骨片が多く頭蓋骨片が少ない傾向がある。
- ③火葬温度：火葬人骨の色は、白色から灰白色を呈しているため、焼成温度は約900度以上であったと推定される。
- ④火葬方法：火葬人骨には、捻れや歪みが認められるため、白骨化させたものを焼成したのではなく、死体をそのまま焼成した可能性が高い。
- ⑤取骨（拾骨）方法：出土人骨の量は少ないため、現代の西日本に認められる、一部の火葬人骨のみを拾骨し蔵骨器に取骨した、西日本タイプの取骨方法であると推定される。
- ⑥被火葬者の個体数：火葬人骨には、重複部位が認められないため、1個体であると推定される。
- ⑦被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、火葬人骨は小さく華奢であるため、女性であると推定される。
- ⑧被火葬者の死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないが、恐らく成人であると推定される。

まとめ

群馬県高崎市に所在する、羅漢町遺跡から、近世人骨が出土した。

(1) 個体数

- ・遺構：27基の木棺墓から28体の人骨が、1基の土坑から1体の人骨の合計29体が出土した。
- ・遺構外：遺構外から2体・蔵骨器から2体の火葬人骨の合計4体が出土した。
- ・合計：遺構29体及び遺構外4体の、合計33体が出土した。

群馬県内の近世遺跡でこれだけ多くの近世人骨が出土したのは、初めてであると推定される。

実際、群馬県内の近世人骨を比較的多く出土した遺跡をみると、見立峯遺跡Ⅱ〔渋川市〕で15体（榑崎2003）・生品西浦遺跡〔利根郡川場村〕で16体（榑崎2005）・上ノ平Ⅰ遺跡〔長野原町〕で16体（榑崎2008）が出土しているが、本遺跡ではそれらの約2倍の数の近世人骨が出土している。

(2) 性別

- ・遺構：男性13体・女性16体である。但し、女性16体の内1体は、未成年である。
- ・遺構外：男性1体・女性3体である。
- ・合計：男性14体・女性19体が出土した。

(3) 死亡年齢

- ・遺構：男性13体の内訳は、約20歳代が1体・約30歳代が2体・約30歳代～40歳代が1体・約40歳代～50歳代が1体・老齢が1体・成人が7体である。女性16体の内訳は、約9歳～10歳が1体・約20歳代が1体・約30歳代が2体・約30歳代～40歳代が2体・約30歳代～老齢が1体・老齢が1体・成人が8体である。
- ・遺構外：男性1体は、約20歳代である。女性3体の内訳は、約30歳代～40歳代が1体・成人が2体である。
- ・合計：男性14体の内訳は、約20歳代が2体・約30歳代が2体・約30歳代～40歳代が1体・約40歳代～50歳代が1体・老齢が1体・成人が7体である。女性19体の内訳は、約9歳～10歳が1体・約20歳代が2体・約30歳代が2体・約30歳代～40歳代が2体・約30歳代～老齢が1体・老齢が1体・成人が10体である。

(4) 身長推定

身長推定ができた個体は、9体で、男性2体・女性7体である。

- ・男性：男性2体は、どちらも156cmと推定された。
- ・女性：女性7体は、約145cmが1体・約146cm～151cmが1体・約150cmが2体・約150cm～155cmが1体・約153cmが1体・約153cm～156cmが1体と推定された。

元北里大学の故平本嘉助による大腿骨を使用した研究では、近世人骨の推定身長は、男性が平均約157.1cm [147.2cm～167.2cm]・女性が平均約145.6cm [137.7cm

～157.1cm] である。本遺跡出土人骨も、すべて、この範囲に収まる。

(5) 古病理

古病理として、冠状縫合の右側のみが早期に癒合した頭蓋骨縫合早期癒合症の女性成人1個体と広汎性特発性骨増殖症(DISH)の男性成人1個体が認められた。

(6) 人骨の埋葬方法

木棺墓の大きさは、平均で、長軸約50cm・短軸約45cm・高さ約60cmであり、実験では座って両脚を胴体に付け、首を前側に折り曲げた状態の座棺がその納め方として最も妥当なものであると推定されている(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2011)。

東京都内の近世遺跡、一橋高校遺跡での早桶の大きさと身長とを検討した、前出の平本嘉助によると、「桶底部の大きさは約60cmであり、脊柱と頭蓋は骨盤と上で極度に曲げて入れられており、下肢の骨は膝を曲げて身体の両脇に位置するようにしていた。」「この遺跡から出土した人骨は、全て極度に脊柱を曲げて顔が前面に落ちそうな姿勢の屈葬であった。」と記載されている(平本2004)。また、法医学的考察もされており、「死後硬直後も、筋をさするなりすれば緩解し、関節を曲げることは可能である。」と記載されている(平本 2004)。



写真22. 羅漢町遺跡木棺出土状況(左から、18号・19号・20号木棺) [2009年11月20日、本報告者が西から撮影]

本遺跡出土人骨は、遺物として認定されなかったため、調査終了後、法輪寺に返却され茶毘にふされた。

なお、前出の報告書に記載した内容と今回の報告とでは、個体数・性別・死亡年齢等に若干の齟齬が認められるが、今回詳細に再検討した結果、報告内容の訂正を行っているため、今後は本報告の結果を引用されたい。

謝辞

本遺跡出土人骨を調査する許可をいただいた、法輪寺及び関係者の方々に感謝いたします。また、本稿を発表する許可をいただいた、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の年報紀要委員の皆様方に感謝いたします。

さらに、考古学的情報を与えていただいた、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の坂口 一氏、発掘調査時に現場で説明していただいた、元(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団で現伊勢崎市立第二中学校の斎藤 聡氏に感謝いたします。

引用文献

- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2011 『羅漢町遺跡』、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編
- 榑崎修一郎 2003 「第7章 見立峯遺跡Ⅱ出土人骨」、『横の地区遺跡群Ⅳ. 見立峯遺跡Ⅱ・滝沢日向堀遺跡』、群馬県勢多郡赤城村教育委員会編、pp.257-277.
- 榑崎修一郎 2005 「生品西浦遺跡出土人骨」、『生品西浦遺跡』、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編、pp.178-208.
- 榑崎修一郎 2008 「上ノ平Ⅰ遺跡出土人骨」、『上ノ平Ⅰ遺跡』、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編、pp.151-180.
- 榑崎修一郎 2011 「4 出土品の鑑定・分析、(1) 羅漢町遺跡出土人骨」、『羅漢町遺跡』、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編、pp.15-18.
- 馬場悠男 1991 『人類学講座・別巻1. 人体計測法Ⅱ. 人骨計測法』、雄山閣出版
- 平本嘉助 1972 「縄文時代から現代に至る関東地方人身長の時代的变化」、『人類学雑誌』、80: 221-236.
- 平本嘉助 2004 「江戸時代人の身長と棺の大きさ」、『墓と埋葬と江戸時代』(江戸遺跡研究会編)、吉川弘文館、pp.201-223.
- 藤井 明 1960 「四肢骨長の長さとの関係に就いて」、『順天堂大学体育学部紀要』、3: 49-61.

表26. 羅漢町遺跡出土人骨一覧表

No.	遺構名	遺構			個体数	性別	死亡年齢	備考
		形状	長軸	短軸				
1	1号木棺	方形	55cm	45cm	1個体	男性	30～40歳代	—
2	3号木棺	方形	60cm	45cm	1個体	男性	老齡	—
3	4号木棺	方形	50cm	30cm	1個体	女性	約30歳代	—
4	5号木棺	樽?	60cm	30cm	1個体	男性	成人	—
5	6号木棺	方形	50cm	45cm	1個体	男性	約20歳代	—
6	7号木棺	方形	45cm	45cm	1個体	女性(女兒)	約9歳～10歳	—
7	8号木棺	樽	底面直径約50cm		1個体	女性	約30～40歳代	約145cm
8	9号木棺	方形	70cm	不明	1個体	男性	成人	—
9	10号木棺	方形	50cm	50cm	1個体	女性	成人	—
10	11号木棺	方形	60cm	50cm	1個体	女性	老齡	—
11	12号木棺	方形	50cm	50cm	1個体	女性	成人	約153cm
12	13号木棺	方形	50cm	40cm	1個体	女性	約20歳代	—
13	15号木棺	方形	60cm	55cm	1個体	女性	約30歳代～老齡	頭蓋骨縫合早期癒合症
14	16号木棺	方形	45cm	45cm	1個体	男性	成人	2個体の可能性
15	17号木棺	方形	55cm	55cm	1個体	男性	約30歳代	—
16	18a号木棺	方形	55cm	50cm	1個体	女性	成人	150cm～155cm
17	18b号木棺	方形	55cm	50cm	1個体	女性	成人	—
18	19号木棺	方形	50cm	50cm	1個体	女性	成人	146cm～151cm
19	21号木棺	方形	55cm	45cm	1個体	女性	成人	153cm～156cm
20	22号木棺	方形	70cm	40cm	1個体	男性	成人	—
21	23号木棺	方形	50cm	50cm	2個体	男性	成人	約156cm・DISH
						女性	成人	約150cm
22	24号木棺	樽	55cm	55cm	1個体	男性	40歳代～50歳代	—
23	26号木棺	方形・樽	50cm	不明	1個体	男性	成人	156cm
24	27号木棺	樽	55cm	50cm	1個体	男性	成人	—
25	28号木棺	方形	40cm	30cm	1個体	女性	成人	—
26	30号木棺	方形	45cm	40cm	1個体	女性	約30～40歳代	—
27	31号木棺	方形	45cm	45cm	1個体	女性	約30歳代	約150cm
28	1号土坑	長方形	165cm	80cm	1個体	男性	成人	—
29	遺構外313	不明	不明	不明	1個体	男性	約20歳代	
30	遺構外428	不明	不明	不明	1個体	女性	約30～40歳代	
31	蔵骨器1	不明	不明	不明	1個体	女性	成人	火葬人骨
32	蔵骨器2	不明	不明	不明	1個体	女性	成人	火葬人骨

表27. 羅漢町遺跡出土人骨頭蓋骨計測値

計測項目 (Martin's No.)	羅漢町遺跡出土人骨										近世人骨*		現代人**	
	1号木棺	4号木棺	15号木棺	30号木棺	31号木棺	428番	♂	♀	♂	♀	♂	♀		
1 脳頭蓋最大長	—	172 mm	170 mm	—	176 mm	—	181.9 mm	175.4 mm	178.9 mm	178.9 mm	170.8 mm			
8 脳頭蓋最大幅	—	—	133 mm	130 mm	126 mm	136 mm	139.8 mm	136.8 mm	140.3 mm	140.3 mm	135.9 mm			
8 : 1 頭蓋長幅示数	—	—	78.2	—	71.6	—	76.9(中頭)	78.1(中頭)	78.5(中頭)	78.5(中頭)	79.7(中頭)			
9 最小前頭幅	—	84 mm	93 mm	90 mm	89 mm	—	94.5 mm	91.8 mm	93.2 mm	93.2 mm	91.0 mm			
12 最大後頭幅	—	—	—	—	104 mm	—	109.9 mm	105.8 mm	108.4 mm	108.4 mm	104.2 mm			
12 : 8 横頭頂後頭示数	—	—	—	—	82.5	—	78.6	76.6	77.3	77.3	76.8			
25 正中矢状弧長	—	—	—	—	362 mm	—	373.4 mm	361.1 mm	371.7 mm	371.7 mm	357.6 mm			
26 正中前頭弧長	—	115 mm	115 mm	—	122 mm	—	126.7 mm	123.7 mm	127.4 mm	127.4 mm	122.1 mm			
27 正中頭頂弧長	125 mm	110 mm	126 mm	—	128 mm	130 mm	127.7 mm	123.9 mm	125.1 mm	125.1 mm	121.0 mm			
28 正中後頭弧長	—	—	—	—	112 mm	—	119.2 mm	113.0 mm	119.1 mm	119.1 mm	114.3 mm			
27 : 26 矢状前頭頂示数	—	—	—	—	104.9	—	101.1	100.7	98.6	98.6	98.9			
28 : 26 矢状前頭後頭示数	—	—	—	—	91.8	—	94.2	91.4	93.6	93.6	93.9			
28 : 27 矢状頭頂後頭示数	—	—	—	—	87.5	—	93.3	91.2	95.4	95.4	95.4			
26 : 25 前頭矢状弧長示数	—	—	—	—	33.7	—	33.9	34.3	34.3	34.3	34.2			
27 : 25 頭頂矢状弧長示数	—	—	—	—	35.4	—	34.2	34.3	33.7	33.7	33.8			
28 : 25 後頭矢状弧長示数	—	—	—	—	30.9	—	31.9	31.3	32	32	32			
29 正中前頭弦長	—	103 mm	102 mm	—	104 mm	—	111.4 mm	108.7 mm	111.8 mm	111.8 mm	106.5 mm			
30 正中頭頂弦長	114 mm	102 mm	110 mm	—	115 mm	118 mm	114.6 mm	111.2 mm	111.8 mm	111.8 mm	108.6 mm			
31 正中後頭弦長	—	—	—	—	90 mm	—	99.1 mm	96.8 mm	100.4 mm	100.4 mm	97.0 mm			
29 : 26 矢状前頭彎曲示数	—	—	—	—	85.2	—	87.9	87.9	87.9	87.9	87.4			
30 : 27 矢状頭頂彎曲示数	—	—	—	—	89.8	—	89.7	89.7	89.3	89.3	89.8			
31 : 28 矢状後頭彎曲示数	—	—	—	—	80.4	—	85.7	85.7	84.5	84.5	84.9			

註1 : 「*」は、鈴木(1967)より引用。

註2 : 「**」は、森田(1950)より引用。

本土決戦下の群馬

— 1944（昭和19）年からの県内駐屯部隊を追って —

菊池 実

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 本土決戦への道
2. 本県駐屯部隊と本県編成部隊
 - (ア) 本県駐屯部隊
 - (イ) 本県編成部隊
 - (ウ) 防空部隊
 - (エ) 軍後方部隊、病院、学校など

3. 本県駐屯部隊と編成部隊の検討から

- (ア) 本県駐屯部隊
- (イ) 本県編成部隊
- (ウ) 防空部隊
- (エ) 軍後方部隊、病院、学校、研究所など
- (オ) その他、不明

4. 本土決戦にかかわる県内遺跡を考える
おわりに

— 要 旨 —

本土決戦下の群馬県における本格的な軍隊の移駐は1944年7月からの歩兵第173連隊（納部隊）に始まる。県立学校2校、国民学校10校でその足跡を確認できた。45年になると、4月から5月にかけて満州からの転用部隊である、戦車第1師団（拓部隊）と独立工兵第27連隊（幡部隊）が展開、そして青葉兵団2万3,144名の本格的移駐へと続いた。この間においても部隊の移動は激しく、納部隊の移動後、青葉兵団が入れ替わるなどの事態が生じていた。また、複数の部隊が同居した学校もあった。そしてこれらの部隊は、県下の国民学校82校、県立学校5校、郡立学校1校に移駐している。

さらに高射砲部隊の移駐が国民学校5校と県立学校1校他、陸軍の飛行場に関係した部隊の配置は国民学校9校と町立学校2校で確認できた。これらは45年5月から7月にかけての移駐が多かった。さらに陸軍の3飛行場では特別攻撃隊の訓練が恒常的に行われている。

陸軍中野学校（国民学校2校・県立学校1校他）と陸軍予科士官学校（国民学校4校他）の移転や疎開は、松代大本営構想と切り離して考えることはできない。

さらに様々な軍研究所や施設、軍関係工場の疎開もあった。それらは県立学校4校、町立学校1校、国民学校15校に及んでいる。さらに食糧増産の部隊である、陸軍農耕勤務隊の足跡は45年2月から邑楽郡下の国民学校8校に残されていた。

県は1945年3月27日に分散授業計画の提出を求めた。これは疎開者の収容宿舎、軍隊の移駐或いは工場の疎開場所として校舎を使用するため、さらには空襲による危険を避ける目的などからであった。そして4月からは国民学校初等科（1年生から6年生まで）を除き、むこう1年間、すべての学業は停止となり、生徒は学校工場、軍需工場、軍用施設などへと動員されていった。

結果として、軍の足跡は県下国民学校121（重複校は1校として）校、県立学校10校、郡立学校1校、町立学校3校にも及んだ。学校現場は二部授業や分散授業で対応せざるを得なかったのである。

キーワード

対象時代 近現代

対象地域 群馬

研究対象 本土決戦・関連遺跡 学校史

はじめに

1945（昭和20）年、本土決戦下の群馬県には青葉兵団に代表される、本土決戦兵団2万3,144名の移駐があった。県下国民学校への部隊の移駐実態については、先に『研究紀要』29（2011年3月）に報告したが、その調査の過程で、すでに前年の7月頃から国民学校校舎の一部が軍の兵舎として使用されはじめたこと、そして45年にかけて青葉兵団以外のさらに多くの部隊も県内に移駐や疎開していることが判明した。そこで本稿ではこれら部隊の全容を把握して、県下国民学校への移駐状況から本土決戦下における群馬、その様相の一端を明らかにするものである。さらに本土決戦にかかわる遺跡についても言及したい。

1. 本土決戦への道

まず本土決戦体制へと傾斜していった背景を、1971（昭和46）年刊行の『戦史叢書 本土決戦準備〈1〉－関東の防衛－』や2011（平成23）年刊行の『本土決戦の虚像と実像』をもとに簡単に触れたい。

1944（昭和19）年初頭からの中部太平洋の戦況は本土戦備の急速強化を必要とした。4月、大本営は内地にある留守師団6個を一般師団に臨時編成、そして7月に臨時動員、これらの師団は野戦師団となり本土決戦準備の中核となっていった。このうち第81師団（兵団文字符一納、以下同）、第93師団（決）、戦車第4師団（鋼）、電信第6連隊をもって、大本営直属として第36軍（富士）が編成された。これが、本土決戦を想定して最初に編成された決戦兵団である。

第36軍は、作戦準備のため9月初旬から予想作戦地域の兵要地誌¹⁾の調査を実施したが、その主要な調査事項の一つに部隊の収容能力、学校、公会堂の位置と数量があった。そして第81師団は宇都宮地区、第93師団の主力は御殿場地区、一部は下志津および松本に、戦車第4師団は千葉および習志野地区に配置して訓練を実施、10月下旬からは九十九里浜、鹿島灘、相模湾方面の築城を開始した。

このころ戦況は、7月上旬にサイパン島陥落、同月下旬には米軍のテニアン島、グアム島への上陸と続いた。そしてマリアナ諸島の陥落により絶対国防圏は崩壊、日本の防衛線は小笠原・沖縄・フィリピンまで後退した。内地の築城に着手した10月下旬、連合軍はレイテ島に本格的な上陸を開始、大本営は第36軍を防衛総司令官の隷下に編入して同軍の関東地方での使用を指示した。

しかしレイテ決戦は敗北、翌45年1月20日に本格的な本土決戦を想定した「帝国陸海軍作戦計画大綱」が決定された。そして本土作戦のために新設する部隊として一般師団40、混成旅団22、これに付随する軍直轄部隊など総計約150万に達する兵力の動員、いわゆる「根こ

そぎ動員」が実施された。新設兵団の動員は、2月下旬（第1次兵備－沿岸配備の16個師団の動員）、4月上旬（第2次兵備－機動攻撃に任ずる8個師団の動員）、5月下旬（第3次兵備－19個師団の動員）の三次わたり、さらに満州などからの兵団転用を行った。

2. 本県駐屯部隊と本県編成部隊

すでに記したように本土決戦の準備は1944年7月から本格化する。県内の国民学校校舎に部隊の移駐が認められるのは、まさにこの時期からである。それではどのような部隊が県内に配置されたのであろうか。参考になるのは『群馬県復員援護史』の記述である。そこには県内における本土決戦配備と郷土部隊を次のようにまとめている²⁾。ただし誤りも散見されるので、防衛研究所所蔵の「第三十六軍関係資料」、「通称号に関する綴」、「陸軍部隊調査表（其一～其四）」³⁾や『戦史叢書 本土決戦準備〈1〉－関東の防衛－』所収の「付表第一」「付表第二」に記載されたものをくくりに記した。

（ア）本県駐屯部隊－第202師団（青葉兵団）と独立工兵第27連隊（幡第13001部隊、勢多郡富士見村）。『群馬県復員援護史』には、この二つの部隊が本土決戦における本県配備部隊として記されているが、このほかに戦車第1師団隷下部隊（拓部隊）の移駐もあった。これについては次節で触れる。

（イ）本県編成部隊－これは本土決戦に備えて本県の東部第38部隊（高崎）と東部第41部隊（沼田）などで編成され、それぞれの任地へ派遣された部隊を指している。なお、東部第41部隊関係については、これが化学戦部隊であることから1987（昭和62）年刊行の『陸軍習志野学校』⁴⁾の記述も参考とした。

〔東部第38部隊関係〕

○第81師団歩兵第173連隊（納^{ノウ}第2878部隊）－1945年4月22日、駿河湾方面の陣地構築に出動し、爾後第36軍隷下に入り、決戦部隊として茨城県境付近〈第三十六軍関係資料－連隊本部は静岡県庵原郡富士川町国民学校、戦史叢書－富士川右岸、沼津〉に位置した。

○第214師団歩兵第521連隊（常警^{トキフ}第30858部隊）－同年6月10日、栃木県烏山付近に移動し、第36軍隷下に入り、決戦に備えた。

○第351師団歩兵第330連隊（赤城^{アカギ}第27733部隊）－同年6月26日、福岡県に移駐し、第2総軍隷下に入り、九州方面の決戦に備えた。

○第151師団歩兵第214〈陸軍部隊調査表－435〉連隊（護宇^ウ第22558部隊）－同年4月15日、茨城県中野村付近に移駐し、第51軍隷下に入り、鹿島灘方面の決戦に備えた。

○第28独立通信作業隊（幡^{ハタ}第36427部隊）－同年5月23日、独立通信作業隊として東京都に移駐し、首都防

衛に任じた。

○第25兵站地区隊本部・兵站勤務第45中隊（健第4820部隊）が水戸付近に展開した。

○独立混成第6〈戦史叢書－115・116〉旅団 建第27760・27771部隊）－同年7月10日、歩兵第700・701大隊をもって〈独立混成第115旅団〉を編成、第705・706大隊をもって〈同第116旅団〉編成し、東部第38部隊（高崎）〈戦史叢書－115・茨城芝崎、神之池周辺、116・終戦時編成未完〉において決戦に備えた。

〔東部第41部隊関係〕

化学戦部隊としての迫撃連隊、迫撃砲大隊が編成されている。『群馬県復員援護史』では、それを迫撃第7大隊、同23大隊（以上千葉）、迫撃第8～11大隊、同33（32の誤りか－筆者注）大隊（以上沼田）としている。しかし『陸軍習志野学校』で確認していくと、第214師団迫撃第214連隊（常磐第30859部隊）が1945年5月、沼田で編成されている。部隊の展開地は北関東であるが、敗戦時の所在地を旧厚生省資料では高崎、「第三十六軍関係資料」や『戦史叢書』では栃木県芳賀郡真岡町となっている。このほかに、迫撃砲第4大隊（敗戦時宮崎）、同第6・7大隊、同第23大隊（以上、敗戦時千葉）、同第32大隊は編成未完となっている。

（ウ）防空部隊

中島飛行機太田製作所と同小泉製作所防衛のために高射砲部隊が配置され、県下所在の飛行場（館林・桐生・新田・太田・尾島・前橋）には航空部隊、航空錬成教育隊、学校などが配備され、防空と航空作戦に任じていた。晴は高射第1師団、帥は航空総軍、燕は第1航空軍隷下部隊を指す。

○高射第1師団独立高射砲第4大隊（晴第1955部隊、新田郡太田町）

○航空本部教導飛行師団第2教導飛行隊（風部隊、山田郡大間々町）

○航空総軍航空輸送部第2輸送飛行隊（帥部隊－『群馬県復員援護史』では「師」としているが誤りである。新田郡太田町）

○航空総軍第20戦闘飛行集団飛行第112戦隊（帥第34218部隊、新田郡）

○同第101独立整備隊（帥18959部隊、新田郡太田町）

○同第116独立整備隊（帥第18981部隊、邑楽郡館林町）

○同第123独立整備隊（帥第18988部隊、碓氷郡安中町）

○第1航空軍第4航空通信団第64対空無線隊（燕第19551部隊、邑楽郡中野村）

○同第165・166・169・170飛行場大隊（燕第18939・18940・18941－新田郡、18942部隊・邑楽郡館林町）

以上が『群馬県復員援護史』に記された防空部隊である。しかし、敗戦直後に軍が占領軍への説明資料として作成した「航空部隊一覧表」⁵⁾、1947年にまとめられ

た「航空部隊配置要図」⁶⁾には、上記部隊のほかにも次の部隊が記載されている。

○第1航空軍飛行第14戦隊（燕第9906部隊、新田、兵員数532、重爆）

○第1航空軍第165独立整備隊（燕第19394部隊、新田郡綿内村、兵員数172）

○第1航空軍第306独立整備隊（燕第19086部隊、新田生品、兵員数172）

○航空総軍第182独立整備隊（帥第19067部隊、館林、兵員数172）

また、教導飛行師団第2教導飛行隊と第20戦闘飛行集団飛行第112戦隊は、1945年7月に廃止された明野及び常陸両教導飛行師団のことである。

（エ）軍後方部隊、病院、学校など

東部第38部隊（高崎）、東部第41部隊（沼田）、前橋連隊区司令部（前橋）、前橋憲兵隊（前橋）、高崎・前橋・沼田・渋川（渋川は陸軍航空本部及び航空総軍直轄部隊）の各陸軍病院、前橋陸軍予備士官学校（桃井）、浦和陸軍糧秣廠高崎集積所（高崎）、東京陸軍補給廠高崎集積所（高崎）、東京被服廠安中支所（安中）、陸軍岩鼻火薬製造所（臣第29612ろ部隊、岩鼻）、陸軍中野学校（東部第33部隊、富岡）、留守業務部（吉井）、地区司令部、地区第1特設警備隊、第18特設警備工兵隊（東部第13323部隊、太田）、特設警備第13中隊（東部第2871部隊、太田）、第3自動車隊（前橋）、前橋臨時兵站業務班（前橋）、第2農耕勤務隊、東京地区鉄道司令部第178停車場大隊（線、高崎）、同第19独立鉄道作業隊（線第33969部隊、高崎）などである。

『群馬県復員援護史』の記述は、その後『群馬県史』⁷⁾にも踏襲されていったために、部隊名や敗戦時の位置などの誤りもそのままとなっている。本稿では可能な限りその訂正も試みたい。

3. 本県駐屯部隊と編成部隊の検討から

それでは『群馬県復員援護史』の分類にもとづいて、以下記述する。

（ア）本県駐屯部隊（図1）

○第202師団（青葉兵団）

部隊の県内移駐の詳細については『研究紀要』29を参照されたい。ここではその簡単な概要と、その後の調査で判明したことを記す。

青葉兵団の移駐は1945年5月中旬から6月初旬に先遣隊が、本隊は6月下旬から県内に移駐した。鉄道沿線を中心に、当時の前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡5村、勢多郡1町・5村、碓氷郡2町・8村（里見村と烏淵村を追加）⁸⁾、群馬郡4町・16村（里見村を削除）、利根郡1町・6村、北甘楽郡2町・1村、多野郡2町3村におよんだ。現在の行政区域では6市3町3村（市－

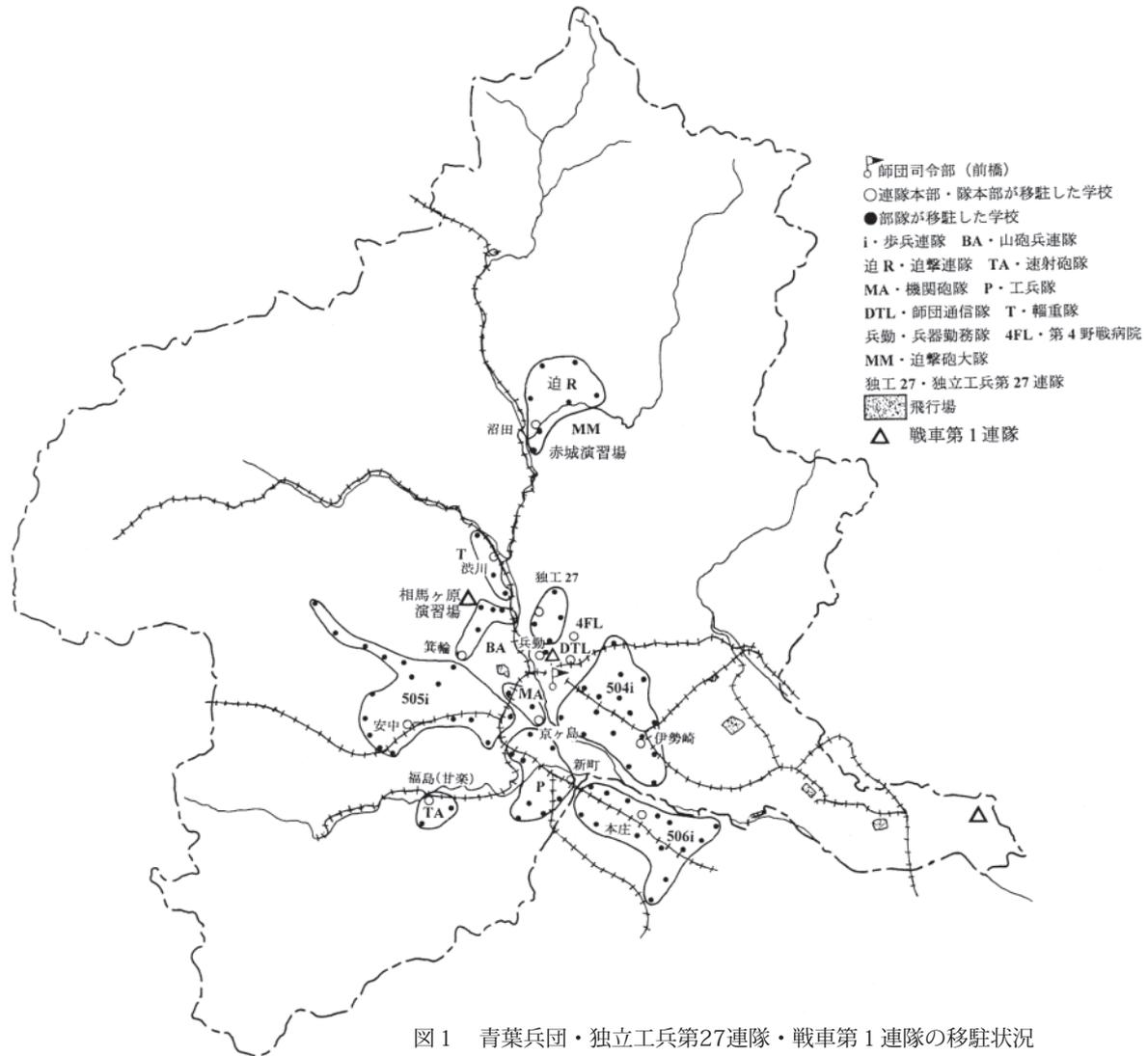


図1 青葉兵団・独立工兵第27連隊・戦車第1連隊の移駐状況

前橋・高崎・伊勢崎・沼田・渋川・安中・町一玉村・吉岡・甘楽、村一榛東・昭和・川場)となり、北は川場村から南は高崎市新町、東は伊勢崎市から西は安中市まで、そして埼玉県下の児玉郡1町・8村(現本庄市・上里町)、大里郡6村(現深谷市・寄居町)の広範囲であった。さらに国民学校で見ると、前橋市2校、伊勢崎市4校、佐波郡5校、勢多郡10校、碓氷郡10校(里見村国民学校と烏淵村東部国民学校を追加)、群馬郡23校(里見村国民学校を削除)、利根郡7校、北甘楽郡3校、多野郡5校の計69校、さらに県立学校など4校(2校追加)におよんだ。県立学校などの追加は、その後の調査によって境高等女学校(現県立伊勢崎高等学校)の「裏校舎の作法室に「青葉隊」という軍隊の一部の兵隊が泊まり込み、校庭に据え付けた2・3門の大砲を使って軍事訓練をした」⁹⁾ことが明らかになったからである。また、佐波郡立農業学校(現県立伊勢崎興陽高等学校)の講堂が伊勢崎市南国民学校に移駐した歩兵第504連隊の連隊本部の倉庫となった¹⁰⁾。

○独立工兵第27連隊(幡第13001部隊)
 戦車第1師団と同様に満州から転用された機械化工兵の独立部隊である。隊員約1,000名は1945年5月2日から9日にかけて新潟港に到着した。10日、連隊の将校2人は、赤城山麓が地形的に連隊の特殊訓練に適し秘密保持にも良好だとして、前橋市に急行。前橋警察署で下田署長に会って種々問い合わせ、更に富士見村に急行し、古屋村長に会って状況を確認している。第36軍からは、同地区は既に第202師団の展開予定地域であるので、同師団が了承すれば結構であるとの回答があり、連隊長は仙台に急行。同師団と調整した結果、連隊の富士見村地区の使用に快諾を得、5月下旬勢多郡富士見村と南橋村の各国民学校に移駐した。連隊の部隊史によると、その状況は次のとおりである¹¹⁾。
 勢多郡富士見村原国民学校(現前橋市立原小学校)に連隊本部・強電隊・材料廠、そして連隊の被服修理工場は学校西の小さな森に、学校北西の横室十二山に材料廠の器材や資材、学校裏の村の集会所が糧秣倉庫となった。

時沢国民学校（現前橋市立時沢小学校）には第1・第2中隊である。同校の「当直日誌」5月23日の記事に「幡部隊将校3名来校」とあり、翌日の記事欄には「幡部隊先遣隊到着ス」となっている¹²⁾。赤城街道と学校の間には幅の狭い旧道があり大きな松が両側に並んでいたが、その松と松の間に穴を掘って大釜を据付けて中隊の臨時炊事場に、学校の東方にあった鍛錬場と呼んでいた広場を兵器・器材の集積場としていた。石井国民学校（現前橋市立石井小学校）には第3・第6中隊、勢多郡南橋村桃川国民学校（現前橋市立桃川小学校）に第4中隊、その兵器・器材の集積は敷島公園脇の松林、細井国民学校（現前橋市立細井小学校）に第5中隊、そして兵器・器材の集積は学校裏の八幡山であった。

このように糧秣・被服などは村の公会堂や工場・倉庫などを一時借用して収納、兵器・車輛などは森や林、河原の繁みなどを利用していった。そして初年兵・補充兵の仕上げ教育、大河原地区の六角堂で幹部候補生教育、赤城山中腹の急増演習場で訓練が行われた。訓練内容は各種爆薬の取扱い、遮蔽・潜伏攻撃拠点の構築、あるいは破甲爆雷・手榴弾・手製爆弾による戦車攻撃などであった。

8月5日夜半から6日未明にかけての前橋空襲では、細井国民学校に移駐していた第5中隊の車輛2台が焼失している。12日、連隊はその主力をもって茨城県鹿島地区に転進、再び富士見村に戻ってきたのは敗戦後の8月24日である。

連隊本部・強電隊・材料廠が移駐した原小学校の「学校誌」には、次の回想が掲載されている。「後校舎は兵隊さんの宿舎になり、たくさん働いて居りましたので私達は全部前校舎を使用しました」「校庭にも戦車、自動車、ドラム缶等の軍事物資がいっぱいだった」¹³⁾。また、第1・第2中隊が移駐した時沢小学校の「学校誌」には、「校舎に兵隊さんが入って来ました。戦車隊で私たちを守ってくれるということで、校舎の半分を使うことになりました。私たちは狭いところで勉強しなければなりません。校舎の中には銃や弾丸がいっぱい置いてあり、子供心にも異様に感じました。（中略）学校の庭にも穴を掘って、大きな戦車を二台も三台も埋めました」¹⁴⁾とある。この回想の中にある、穴を掘って戦車を埋めたとはどういうことなのか。実は敗戦直後、次のことが秘密裏に行われていったのである。

連隊の解散式は8月30日に原国民学校で行われている。この間、連隊の特殊兵器、それは被索引車を含む高圧発電車（中戦車）および小作業機・迫撃機用の発電車（軽装甲車）類96輛であったが、これらの破壊焼却、残骸埋没、利根川への投棄が行われたのである。1954年に刊行された『富士見村誌』には次の記述が見られる。「特に8月28日3時頃より夜にかけて戦車を爆砕する轟

音は付近にとどろいた。（中略）戦車を爆砕した芳窪一帯の地は、開墾地に指定されて開拓が進んでいるが、未だに赤さびた鉄屑が残存して」¹⁵⁾いる状況であったという。

なお、焼却処分した特殊兵器の残骸を捨てたところは、当事業団のすぐ近くに所在する利根川に架けられた板東橋で、ここから川底に投棄された。その後、投棄された特殊兵器の残骸は、米軍の命令で県による引き揚げが行われている。

以上、連隊の足跡は勢多郡下の国民学校5校で確認できた。現在、部隊の終焉の地となった前橋市富士見町にある忠霊塔の一隅に、部隊関係者によって「興源之碑」（1975年8月）が建立されている（写真1）。



写真1 「興源之碑」（1975年8月建立）

○電信第30連隊（幡第12616部隊）

前橋市久留万国民学校の「昭和二十年度当宿直日誌」5月22日以降の記事にも「幡部隊」が登場する。22日「小黑板貸与」、6月28日「講堂貸与（午後七時より八時まで約一時間）」、7月12日「疎開、ピアノ、シン三、月田校へ、幡部隊のトラックニテ」、同21日「火鉢四コ貸与」、そして敗戦後の8月18日「幡部隊箱一ヶ寄贈ス」、翌日「長野りんご若干寄贈うく」、そして8月29日の宿直記事に「本校に居タ幡部隊は東京神田方面ニ出発スル旨お知らせがありました」¹⁶⁾とある。同校に移駐していた「幡部隊」は独立工兵第27連隊ではなく、次の史料¹⁷⁾から第12方面軍通信隊の電信第30連隊（前橋中隊）である。

軍 密

十二方作命第一二号

第十二方面軍命令 三月二十一日一六〇〇

東 京

一、方面軍ハ電信第三十聯隊ノ移駐ヲ実施セントス

二、電信第三十聯隊長ハ四月上旬迄ニ各々有線約一中隊

及無線ノ一部ヲ千葉、水戸、前橋附近ニ五月上旬迄ニ残部（主力）ヲ川越附近ニ移駐スベシ
三、（以下略）

十二方参指第六号

十二方作命第一二号ニ基ク
方面軍参謀長指示

一、二、略

三、移駐地ニ於ケル主要ナル利用建物ハ左記ノ通トス

川越附近（略）

千葉附近（略）

水戸附近（略）

前橋附近 久留万国民学校、天理教支庁

以下、略

昭和二十年三月二十一日

第十二方面軍参謀長 高嶋辰彦

○第12方面軍（幡第12345部隊）の移駐

1945年7月12日、県立沼田中学校（現県立沼田高等学校）に50名の兵隊が設備準備のため来校、翌13日に幡第12345部隊飯田隊の兵隊130名が校舎3階の4教室に駐屯することになった。そして建物の偽装工作や迷彩を施すなど行っている。第12345は第12方面軍司令部の通称号であるが、その飯田隊とはどのような部隊であったのかは不明である。そして9月12日午前5時に復員式を行っている¹⁸⁾。なお、沼田中にはこれに先立ち陸軍気象部の校舎使用も行われている。

○戦車第1師団戦車第1連隊（拓第12071部隊）

第36軍の戦闘序列に編入された、満州からの転用部隊としては戦車第1師団があった。転用時の人員は1万33名で、師団司令部（師団長以下477名）、戦車第1連隊（連隊長以下887名）、同第5連隊（同886名）、機動歩兵第1連隊（同2,844名）などからなった。

前橋に駐屯した戦車第1連隊（1945年5月末日現在の人員889、戦車数60輛¹⁹⁾）の移動日程を見ると、3月22日、満州国牡丹江省寧安（現中国黒龍江省）を出発、釜山港から4月7日に新潟港上陸、そして鉄道輸送で9日前橋に到着した。相馬ヶ原廠舎（前橋陸軍予備士官学校）に駐屯、5月末日になって移動するまでの間、戦闘・射撃・挺身切り込み訓練を行っている。この連隊の第5中隊第3小隊長であったのが福田定一少尉、若き日の司馬遼太郎である。彼は東部第38部隊への伝令時、高崎駅前の豊田屋旅館に宿泊しているが、この時、女優の森光子（当時は前座歌手として慰問活動を行い、東京大空襲の後、高崎の知り合いの旅館に疎開、高崎で敗戦を迎えている。）にあっている²⁰⁾。その後、同連隊は栃木県の佐野市周辺に移動する。早乙女務著『あの夏の日』の司馬遼太郎』（2006年）には当時の関係者の回想をも

とに、その状況が詳しく紹介されている²¹⁾。

部隊の足跡は現在のところ次のとおり確認できる。

前橋市敷島国民学校（現前橋市立敷島小学校）の「昭和二十年度日直簿」²²⁾に戦車部隊の記事が認められる。4月7日に「戦車部隊ヨリ食糧搬入保管」、翌日「戦車部隊ヨリ軍人一名」来校、そして11日に「戦車部隊到着」である。その人数については150名としている²³⁾。戦車連隊は連隊本部と第1中隊から第5中隊、整備中隊から編成されている。150名は1個中隊の規模となる。16日の朝礼では「兵隊サンノ邪魔ヲセヌヨウ」伝えている。そして7月8日の記事に「拓部隊 机・腰掛・返却」とある。戦車第1連隊が新潟港に上陸したその日には、すでに部隊食糧が学校に届けられた。11日は前橋に到着して2日目のことである。しかしながら拓部隊の記事だけでは、移駐した部隊の詳細については不明である。なお、部隊が次の場所に移動した後、学校には青葉部隊が移駐することになる。

また、邑楽郡西谷田村国民学校（現板倉町立北小学校）には5月13日、拓部隊中澤隊本部が到着している。「突然本校に軍隊が駐営し校舎の半分が兵舎となり、教室も二クラス一室にて授業を受ける状態であった。」「夏休みが終わって登校してみると、駐屯していた戦車隊の兵隊さんが解散準備に大忙し」、そして9月10日に復員を開始している²⁴⁾。この部隊についても詳細は不明であるが、機動歩兵第1連隊の部隊である可能性が高い。この連隊は栃木県下都賀郡藤岡町（現栃木市）一帯に移駐しているからである。西谷田村国民学校とは比較的近い位置関係にある。

以上、県内では前橋陸軍予備士官学校（群馬郡桃井村）と国民学校2校（前橋市・邑楽郡西谷田村）でその足跡を確認できる。ただし前橋市久留万国民学校の「昭和二十年度当宿直日誌」4月16日に気になる記事がある。「軍隊ノ作業、或ハ軍用物件ニ児童ハ奇異ノ目ヲ以テ蟻集シタガル風ヲ性トシテモ□一般注意事項トシテ朝礼ニ於テ注意」²⁵⁾しているこの日は、敷島校でも朝礼時、児童に注意をうながしていること、そして翌日と21日午前中に講堂を部隊に貸与している。すでに記したが、5月22日以降の記事には「幡部隊」が登場する。この部隊（電信第30連隊前橋中隊）は4月上旬までには移駐していることを考えると、この記事はその「幡部隊」を指すものか、あるいは4月16日の日付から考えると拓部隊が該当する可能性も指摘できよう。

（イ）本県編成部隊（図2）

○第81師団歩兵第173連隊（納第2878部隊）他

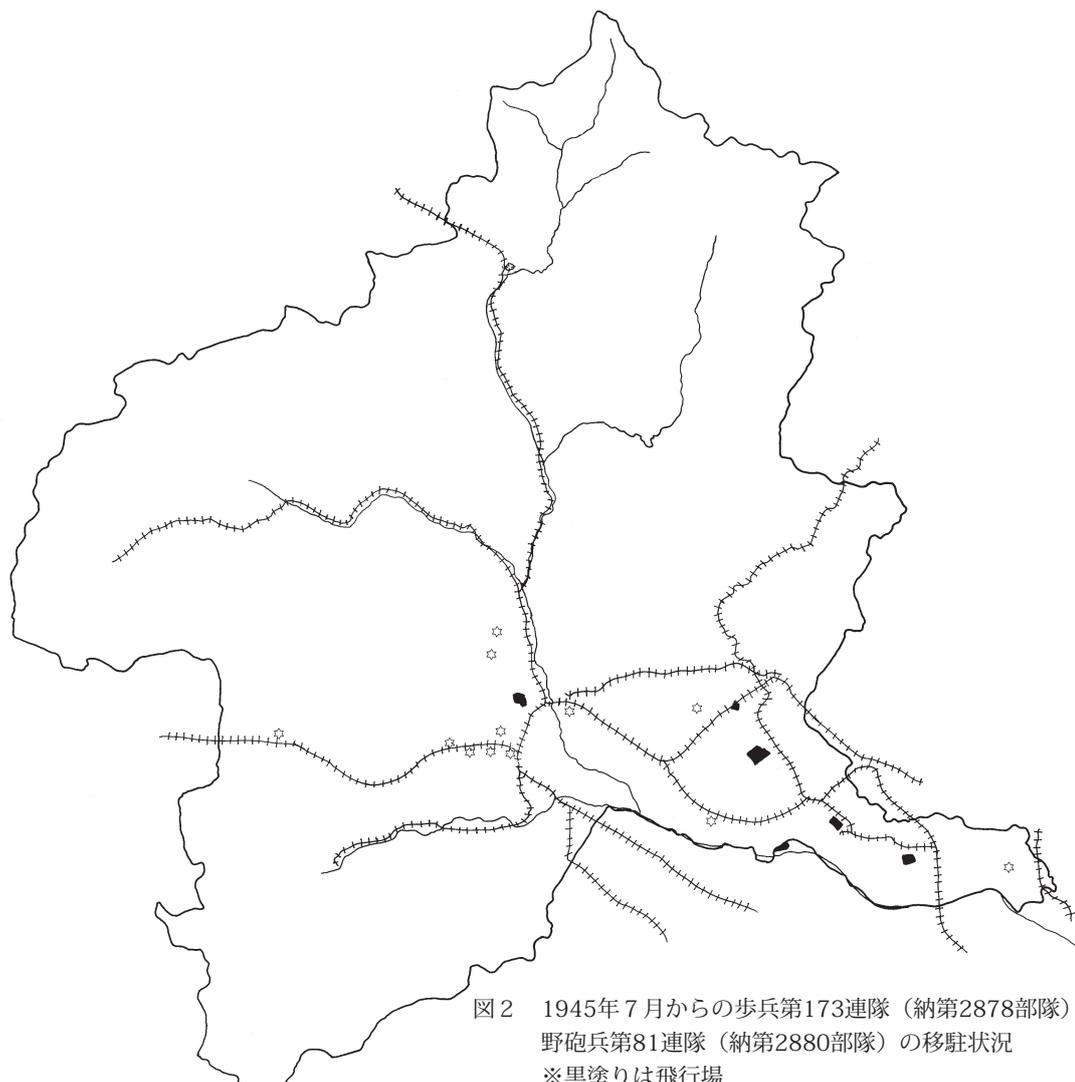
本土決戦部隊として県内で最初に確認できるのは、第36軍隷下の第81師団第173連隊である。師団は総計2万338名にのぼるが、歩兵第173連隊は連隊本部（連隊

長以下206名)、3個大隊(1個大隊は大隊長以下1,253名)、歩兵砲中隊(中隊長以下155名)、速射砲中隊(中隊長以下106名)、通信中隊(中隊長以下142名)、作業中隊(中隊長以下173名)、乗馬小隊(小隊長以下38名)の総計4,579名、馬匹915である²⁶⁾。

なお、部隊の兵団文字符は「納」であったが、部隊の自活のために営農活動もしていたことから「農」部隊とも呼ばれていた。この連隊は1945年4月に第53軍に配属されて駿河湾の沿岸築城に出動している。現在のところ県内での足跡は次のように確認できる。ただし、納部隊といっても師団隷下部隊の全体を指しているため詳細を知るには、たとえば「納第〇〇〇〇部隊」まで確認する必要がある。しかし「学校日誌」「学校沿革史」「学校記念誌」などには、そこまで記されたものは極端に少ない。

1944年7月から群馬郡桃井村国民学校(現榛東村立北小学校)の裏校舎と講堂を兵舎として使用したことが判明している²⁷⁾。さらに同年9月に入隊した人の回想には「兵営は、高商の新築された校舎」²⁸⁾とあり、県立高

崎商業学校(現県立高崎商業高等学校)にも部隊が駐屯していたことがわかる。このことは1945年2月24日、納部隊による吾妻郡岩島村(現東吾妻町)の特産物である大麻(航空部隊の地上標識用縄に使用)の買付が行われ、その現物の送り先が高崎市上和田町高崎商業学校内納、第2878部隊経理室となっていたことから確認できる²⁹⁾。もちろんこれだけでは部隊の収容は不可能である。同年4月27日の入営者の回想に「当時の三十八部隊に入営、宿舎になっている相馬村小学校へ。全部で二百人位はいたと思います。校舎の東の玄関を入ったところの二階を新兵が使い、相馬ヶ原で訓練、原隊は納第二八七八部隊」³⁰⁾とあり、群馬郡相馬村国民学校(現榛東村立南小学校)も兵舎として割り当てられていた。このほかにも学校誌で確認できるのは、碓氷郡下の豊岡村国民学校(現高崎市立豊岡小学校)と八幡村国民学校(現高崎市立八幡小学校)である。豊岡村国民学校では1945年4月22日、「駐屯の兵隊さん、静岡方面に本土決戦の守りとして早朝出発移動せり」³¹⁾とある。部隊名は記されていないが、静岡方面に移動していることから



歩兵第173連隊の部隊であることがわかる。また八幡村国民学校には5月、「南平屋校舎に兵隊さんが入り、校庭に馬屋が建てられ、並木参道も八幡宮前から鳥居まで、軍馬がつながるようになりました。この軍隊は納部隊の騎兵一個中隊ほどでしたが、終戦直前に移動」³²⁾とある。連隊の乗馬小隊であろうか。同じく5月16日には県立前橋中学校（現県立前橋高等学校）いた納部隊の引っ越しがあった³³⁾。6月9日には邑楽郡伊奈良村国民学校（現板倉町立西小学校）の中央校舎の教室に納部隊1個小隊が駐屯し、初等科1年生から3年生の9学級が6学級に合併される事態となった³⁴⁾。また月日は明確ではないが、碓氷郡板鼻町国民学校（現安中市立碓東小学校）「校舎の一部には「農部隊」と呼ばれた軍隊が来ていました。武器を持っていない軍隊で天神山の松の根を掘ったり、開墾作業をやったりしていました。」³⁵⁾や群馬郡六郷村国民学校（現高崎市立六郷小学校）³⁶⁾でも部隊の存在が確認されており、複数の国民学校と県立学校に駐屯していたことがわかる。ただし移駐の時期は異なっているために、歩兵第173連隊に限定できないかもしれない。納部隊から青葉部隊に校舎提供が変更されていった学校は、桃井・相馬・豊岡・八幡の各国民学校と前橋中学校で確認できた。なお、前橋市敷島国民学校の「昭和十九年度日直簿」と「昭和二十年度日直簿」³⁷⁾にも納部隊の記事が認められる。それは1945年1月21日と4月1日である。ただしこれらの記事は干し草の一部を取りに来たことや、茶殻代金が届けられたことであり、部隊の直接移駐を記すものではなかった。

ところで、部隊名は不明なもの1944年から45年4月にかけて部隊の移駐が認められる学校がある。たとえば佐波郡境町国民学校（現伊勢崎市立境小学校）では「十九年からは陸軍の野砲隊の兵舎に校舎の一部が使われた。現校舎の玄関から東の階下四教室である。（中略）このため給食施設を軍隊に提供したので、給食は中止した。（中略）戦争が終わるまで児童と軍隊との寄り合い世帯がつづいた」³⁸⁾。この部隊は第81師団の野砲兵連隊の一部と思われる。また中には「昭和二〇年正月頃、赤堀村大字間野谷に青葉部隊一小隊が分駐し、（中略）民家に分宿し又小学校（佐波郡赤堀村国民学校のことか―筆者注）にも同部隊が止宿していた。（中略）防空壕を掘ったり竹槍訓練をしたりの日常だった」³⁹⁾との記述や碓氷郡坂本町国民学校（現安中市立坂本小学校）で「四月には青葉部隊が学校に駐留する為校舎の一部を提供した」⁴⁰⁾と記載されているのは、いずれも誤りと思われる。青葉部隊の編成は1945年4月、そして本県に移駐するのは5月から6月初旬に先遣隊が、本隊は6月下旬からである。おそらくは納部隊と混同したものであろう。

部隊の足跡は7月にも碓氷郡烏淵村（現高崎市倉淵町）に兵士約50名がきて相間川入の大平で生産された薪炭

の運搬にあっていることが確認されている⁴¹⁾。

以上、県内における納部隊の足跡は、1944年7月から45年敗戦直前まで、県立学校2校と国民学校10校（このうち不確実3校）で確認できた。

○第214師団歩兵第521連隊（常磐第30858部隊）

県内では常磐部隊の移駐は認められないが、邑楽郡赤羽村国民学校（現館林市立第五小学校）の「沿革史」に次の記事が残る。1945年の「七月一日 常磐三〇八五八部隊鈴木部隊二豚児ヲ売却ス」⁴²⁾。このことから栃木県内でも群馬に比較的近い所に部隊の移駐が考えられ、さらには食糧の自給に追いつめられた軍隊の有様が垣間見える。

（ウ）防空部隊（図3）

○高射第1師団高射第117連隊（晴第4101部隊）、同第115連隊（同第1901部隊）

1945年7月中旬、高射第1師団高射砲第117連隊の主力（高射砲4個中隊3,449名－7センチ高射砲4門、8センチ高射砲18門、電波標定機Ⅱ型・Ⅲ型・改Ⅲ型、照空2個中隊）と高射砲第115連隊の第3大隊（照空3個中隊）が、空襲によって壊滅した横浜地区から前橋と高崎地区に派遣された。この時点ではまだ空襲被害のない同地の防空に当たらせるためであった。敵機は主として利根川に沿って飛来するものと判断して、前橋と高崎の以東に主力を配置した。高崎では新高尾、大類、競馬場、前橋では六供、元総社である。また第117連隊照空隊と第115連隊照空隊の照空燈計25基は、利根川を挟んで東に115、西に117連隊照空隊が中隊距離間隔概ね5キロに配置された。その陣地は粕川、宮城、富士見、箕輪（弥勒寺付近）、相馬ヶ原、西横手、藤岡方面であった⁴³⁾。

これらの高射砲部隊が移駐した学校は次のとおり確認できる。群馬郡新高尾村国民学校（現高崎市立新高尾小学校）では7月、校舎を軍隊が使用したため分散授業を強いられている⁴⁴⁾。また一時的に使用されたのが高崎市東国民学校（現高崎市立東小学校）であった。「七月十四日（土）晴（前略）夕方、移動中の陸軍兵士が続々校庭に集合する。晴（陸軍の符号名称）部隊との由。中校舎二階と講堂を宿舎に開放。（中略）兵隊さんの水筒がほとんど太い竹筒であったのには驚かされた。（中略）七月二十日（金）曇のち晴（前略）全部隊移動す」⁴⁵⁾。この記録から次のことがわかる。高射砲連隊は7月14日に鉄道輸送で高崎駅に到着、近接する東国民学校に一時的な宿営、準備を行って、競馬場や大類に向かったものと判断される。その大類の陣地は、上大類の飯玉神社より西方へ300メートル位の桑畑の中に急遽構築されたものであった。「二門位であつたろうか。数十名の兵員は村の西南部に当る十戸程の民家に分宿し、飯玉神社東



図3 1945年の部隊等移駐・疎開状況

側の空壕の中に急造の待機所を設け（中略）村から南南西に当る方向からは毎夜二本の照空灯の光芒」⁴⁶⁾があったという。また、六供の部隊は県立前橋第二工業学校（現県立前橋商業高等学校）の校舎を使用していた⁴⁷⁾。

照空隊については碓氷郡里見村（現高崎市里見町）の事例が判明している。「六月頃、照空隊というのが来た。人員は十数名であった（中略）下里見諏訪山の南面の畑二反歩位の地取りに地下壕を掘り、照空燈を据え付けその操作する附属設備も皆地下で、それに地下の連絡道路を作り、係員の宿営も半地下に茅葺き屋根を作り（中略）宿営等の設備品は殆どないので、不足勝な資材を村で整えてやるという厄介な部隊であった」⁴⁸⁾という。このほか、勢多郡宮城村と佐波郡芝根村の各国民学校でも照空隊を確認できる。

なお、上記に先立つ1941年8月末、中島飛行機太田製作所や小泉製作所防空のために東部第1992部隊（高射砲第118連隊―筆者注）の林隊約130名が高射砲陣地



写真2 高射砲の砲座と説明板

表1 部隊の移駐状況

部隊と学校	部隊名	人数	移駐時期	校舎・校庭の使用状況	学校側の対応	その他
独立工兵第27連隊(幡第13001部隊) 勢多郡内 富士見村原国民学校(現前橋市立原小学校) 富士見村時沢国民学校(現前橋市立時沢小学校) 富士見村石井国民学校(現前橋市立石井小学校) 南橋村桃川国民学校(現前橋市立桃川小学校) 南橋村細井国民学校(現前橋市立細井小学校)	連隊本部・強電隊・材料廠 第1・第2中隊 第3・第6中隊 第4中隊 第5中隊	1,000名	1945年5月下旬～8月30日 同年5月24日～8月30日 同年5月下旬～8月30日 同上 同上	後校舎、校庭に軍事物資 校舎の半分、校舎内に銃や弾丸		校庭に戦車を埋める
電信第30連隊(幡第12616部隊) 前橋市久留万国民学校	有線約1中隊と無線の一部		1945年3月21日以降～8月29日	南校舎の東半分約1/5など		
第12方面軍(幡第12345部隊) 利根郡内 県立沼田中学校(現県立沼田高等学校)	飯田隊	130名	1945年7月13日～9月12日	校舎3階の4教室		
戦車1師団・戦車1連隊(拓第12071部隊) ほか 群馬郡内 桃井村・前橋陸軍予備士官学校		889名	1945年4月9日～5月末日			
前橋市内 敷島国民学校(現前橋市立敷島小学校) 久留万国民学校		150名	1945年4月11日～5月中旬 1945年4月16日～5月中旬	講堂	児童に注意 児童に注意	
邑楽郡内 西谷田村国民学校(現板倉町立北小学校)	機動歩兵第1連隊		1945年5月13日～9月10日	校舎の半分	2クラスを1室に	
栃木県佐野市内 天明国民学校(現佐野市立天明小学校) 大伏国民学校(現佐野市立大伏小学校)	戦車第1連隊・連隊本部 戦車第1連隊・第2中隊		1945年6月4日～9月10日 1945年5月中下旬～9月10日以降			
堀米国民学校(現佐野市立城北小学校) 植野国民学校(現佐野市立植野小学校) 佐野国民学校(現佐野市立佐野小学校)	戦車第1連隊・第4中隊 戦車第1連隊・第5中隊 戦車第1連隊・整備中隊		同 同 同			
栃木県安蘇郡内 田沼町田沼第二国民学校(現佐野市立吉水小学校) 田沼町田沼中央国民学校(現佐野市立田沼小学校)	戦車第1連隊・第1中隊 戦車第1連隊・第3中隊		1945年5月29日～9月12日 1945年5月中下旬～9月10日以降			
第81師団歩兵第173連隊(納第2878部隊) 高崎市 県立高崎商業学校(現県立高崎商業高等学校) 前橋市内 県立前橋中学校(現県立前橋高等学校)	野砲兵第81連隊(納第2880部隊)	4,579名	1944年7月～ 1944年10月9日～45年5月16日、後に青葉部隊			
群馬郡内 桃井村国民学校(現榛東村立北小学校)			1944年7月～、青葉部隊も使用 青葉部隊も使用 1945年	裏校舎と講堂 校舎2階		
相馬村国民学校(現榛東村立南小学校) 六郷村国民学校(現高崎市立六郷小学校)		約200名				
碓氷郡内 豊岡村国民学校(現高崎市立豊岡小学校)			1945年4月22日移動、青葉部隊も使用 1945年5月～、青葉部隊	南平屋校舎、校庭に馬屋 校舎の一部 校舎の一部	二部授業	
八幡村国民学校(現高崎市立八幡小学校)	騎兵1個中隊?乗馬小隊か		1945年4月～			
板鼻町国民学校(現安中市立碓東小学校) 坂本町国民学校(現安中市立坂本小学校)			1945年4月～			
佐波郡内 境町国民学校(伊勢崎市立境小学校) 赤堀村国民学校(現伊勢崎市立赤堀小学校)	野砲隊 1個小隊		1944年～ 1945年1月～	4教室	給食中止	
邑楽郡内 伊奈良村国民学校(現板倉町立西小学校) 第214師団歩兵第521連隊(常磐第30858部隊)	1個小隊		1945年6月9日～	中央校舎の教室	9学級が6学級に	
邑楽郡赤羽村国民学校(現館林市立第五小学校)			1945年7月1日		豚児を売却	
高射第1師団(晴第4101・1901部隊)ほか 群馬郡新高尾村国民学校(現高崎市立新高尾小学校)	高射砲第117連隊	3,449名	1945年7月14日～	校舎	分散授業	
高崎市東国民学校(現高崎市立東小学校) 県立前橋第二工業学校(現県立前橋商業高等学校)	高射砲第117連隊 高射砲第117連隊	70～80名	1945年7月14日～20日 1945年6月?以前に納部隊100名くらい 1945年7月中旬	中校舎2階と講堂		水筒が竹筒
勢多郡宮城村国民学校(現前橋市立宮城小学校) 佐波郡芝根村国民学校(現玉村町立芝根小学校)	高射砲第115連隊照空隊 高射砲第115連隊照空隊	30名ほど	1945年7月中旬	西校舎、校庭南側に半地下壕のような穴に発電機を積んだトラックを入れる		陸軍農耕隊も宿泊

部隊と学校	部隊名	人数	移駐時期	校舎・校庭の使用状況	学校側の対応	その他
新田郡太田町九合国民学校(現太田市立九合小学校)	東部第1992部隊	130名	1941年8月末～約1年間	3教室		
航空部隊 山田郡内 大間々農業学校(現県立大間々高等学校)	常陸教導飛行師団		1945年5月～			特攻隊員隔離
大間々高等実科女学校(同上) 新田郡	常陸教導飛行師団		1945年5月～			
笠懸村国民学校(現みどり市笠懸小学校)	常陸教導飛行師団	20名	1945年5月～	1教室と和室		
藪塚本町国民学校(現太田市立藪塚本町小学校)	常陸教導飛行師団		1945年4月28日～	12教室	二部授業と分散授業	
群馬郡内 総社町国民学校(現前橋市立総社小学校)	東部第9906部隊		1945年5月5日～			
	常陸教導飛行師団		1945年5月15日～	講堂と数教室	児童に注意、特攻隊員慰安演芸会	
邑楽郡内 中野村国民学校(現邑楽町立中野小学校)	第64対空無線隊	196名	1945年5月～			
長柄村国民学校(現邑楽町立長柄小学校)	上小林航空勤務員	105名	1945年2月11日～			
三野谷村国民学校(現館林市立第七小学校)	第116独立整備隊	100名	1945年6月9日～			
六郷村国民学校(現館林市立第六小学校)	特攻隊	38名	1945年6月18日	道場		
	燕第14236部隊	124名	1945年7月22日～	新校舎		
	帥第19025部隊通信班		1945年8月4日～	収納舎		
多々良村国民学校(現館林市立第八小学校)	帥部隊		1945年8月11日～18日	校舎の一部		
新田郡内 太田町九合国民学校(現太田市立九合小学校)	第169飛行場大隊	約500名	1944年10月25日～11月10日	10教室		
	航空本部経理部太田工事隊	約150名	1944年10月18日～12月末日	3教室	二部授業	
陸軍中野学校 北甘楽郡内 県立富岡中学校(現県立富岡高等学校)	学校本部・学生隊本部など		1945年3月下旬～			校庭に兵器の一部を埋める
富岡町富岡国民学校(現富岡市立富岡小学校)	下士官学生		1945年3月下旬～	講堂		
富岡区裁判所	学生隊指導部		1945年3月下旬～			
東国敬神道場	見習士官学生		1945年3月下旬～			
井口眼科医院	医務室		1945年3月下旬～			
黒岩村国民学校分教場(現富岡市立黒岩小学校)	実験隊本部		1945年3月下旬～			
沖電気富岡工場工具寮	女子独身寮		1945年3月下旬～			
陸軍予科士官学校 吾妻郡内 草津町国民学校(現草津町立草津小学校)	第60期地上生徒		1945年7月8日			
中之条町国民学校(現中之条町立中之条小学校)	第61期第2中隊	約200名	1945年8月11日～		二部授業	
沢田村国民学校(現中之条町立沢田小学校)	第61期第1中隊	約200名	1945年8月～			機械、器具を埋める
原町国民学校(現東吾妻町立原町小学校)	第61期第3中隊	約200名	1945年8月～	前校舎と裏校舎の裁縫室と5教室、西校庭に炊事場		
浅間演習場廠舎	第60期地上生徒	1,741名	1945年5月20日～7月22日			
浅間演習場廠舎	第61期第4～第6中隊	約600名	1945年8月8日～			
多摩陸軍技術研究所 多野郡内 県立藤岡中学校(現県立藤岡中央高等学校)	出張所		1944年～			
第6陸軍技術研究所 利根郡糸之瀬村赤城廠舎		50名	1945年～			
陸軍気象部 利根郡内 県立沼田高等女学校(現沼田女子高等学校)			1945年5月28日～		3年1組動員	校庭に4箇所の穴
県立沼田中学校(現県立沼田高等学校)			1945年5月28日～		2年生動員	
海軍第3013設営隊 利根郡古馬牧村南国民学校(現みなかみ町立古馬牧小学校)	三上部隊	600名	1945年2月5日～	講堂、校庭に事務所、倉庫数棟		
第18特設警備工兵隊(東部第13323部隊) 新田郡太田町葎川国民学校(現太田市立葎川小学校)	永井隊		1945年2月11日～4月7日	雨天体操場、前校舎6教室	分散授業、学級数縮小	
	中島飛行機・太田病院		1945年2月11日～4月7日	裏校舎、西校舎(手術室等)		
前橋地区特設警備隊(東部第30838部隊) 群馬郡伊香保町国民学校(現渋川市立伊香保小学校)	防衛召集待命者		1945年7月12～9月12日	講堂1、教室2、作法室1、付属設備		
(東部第30848部隊)(線第33969部隊) 碓氷郡臼井町国民学校(現安中市立臼井小学校)			1945年	4室(東部)、6室(線)		
陸軍被服本廠・朝霞作業所 佐波郡東村国民学校(現伊勢崎市立あずま小学校)		約700名	1944年12月～		分散授業	
碓氷郡松井田町国民学校(現安中市立松井田小学校)				講堂		
東京第一陸軍造兵廠 勢多郡						

部隊と学校	部隊名	人数	移駐時期	校舎・校庭の使用状況	学校側の対応	その他
敷島村南国民学校(現渋川市立津久田小学校)	軍人、技術者、工員	80名予定	1945年7月1日～			校庭に埋める
敷島村北国民学校(現渋川市立南雲小学校) 群馬郡内		130名予定	1945年7月1日～			校庭に埋める
長尾村国民学校(現渋川市立長尾小学校)			1945年7月1日～			
白郷井村中郷国民学校(現渋川市立中郷小学校)						
陸軍衛生材料本廠(臣第29751部隊) 群馬郡・室田高等実践女学校(現県立榛名高等学校) 農耕勤務隊 邑楽郡内	軍人、技術者、女工員	30数名	1945年6月22日～	3教室、家事室	4年生、専攻科生徒	校庭に埋める
郷谷村国民学校(現館林市立第三小学校)		約100名	1945年2月19日～5月7日	2教室、宿直室、応接室、物置など		
大島村国民学校(現館林市立第四小学校)	第3農耕勤務隊中村隊	約200名	1945年2月19日～6月15日	4教室		
三野谷村国民学校(現館林市立第七小学校)	小柴隊	180名	1945年2月19日～4月30日	5教室	5月16日～第18981部隊約150名	
長柄村国民学校(現邑楽町立長柄小学校)			1945年2月21日～			
館林町北国民学校(現館林市立第一小学校)			1945年2月22日～	表校舎	児童の手伝い	
西谷田村国民学校(現板倉町立北小学校)			1945年3月14日～		児童の奉仕	
赤羽村国民学校(現館林市立第五小学校)			1945年3月23日～8月10日			
中野村国民学校(現邑楽町立中野小学校)	農兵隊(農耕隊の誤りか)	約650名				朝鮮兵
勢多郡富士見村内	陸軍農耕部隊					
群馬郡倉田村内	海軍農耕隊	35名	1945年5月～			傷病兵
新田郡強戸村国民学校(現太田市立強戸小学校)	横須賀海軍航空隊				二部授業	松根油製造
中島飛行機関係工場						
太田町鳥之郷国民学校(現太田市立鳥之郷小学校)			1945年	講堂、教室	分散授業	
群馬郡小野上村国民学校(現渋川市立小野上小学校)				3教室		
海軍						
多野郡八幡村国民学校(現高崎市立南八幡小学校)	海軍工作兵			2教室		
須賀工場						
県立蚕糸学校(現県立安中総合学園高等学校)			1945年4月1日～8月28日	講堂、加工室、生徒控入室、製糸工場		航空機部品
統計局						
北甘楽郡磐戸村国民学校(現南牧村立南牧小学校)						

を構築している。部隊は新田郡太田町九合国民学校(現太田市立九合小学校)に移駐し、学校の東に陣地が構築されるまでの1年近く、旧校舎3教室を兵舎として接收、使用していた⁴⁹⁾。学校を兵舎として使用した最も早い事例となろう。陣地は太田、小泉、下小林、古戸の4箇所、1944(昭和19)年12月に編成の終わった、独立高射砲第4大隊(晴第1955部隊872名—4個中隊、8センチ高射砲18門、12センチ高射砲6門、電波標定機3基)が防空を担当した。下小林の陣地については、2003年にイオン太田ショッピングセンター建設に伴い太田市教育委員会によって発掘調査が行われている。その結果、6基の砲座が約24メートル間隔で配置され、1基の砲座規模は直径約4.5メートル、低い円柱形のコンクリート製であった。現在、そのうちの1基が移設展示されている(写真2)。なお、海軍の機体生産を行っていた中島飛行機小泉製作所については海軍も担任し、1944年頃に赤岩県道の休泊川近くの低地に4基の砲座を構築している⁵⁰⁾。

高射砲部隊やその関連部隊の足跡は、現在のところ高崎市と群馬郡・勢多郡・佐波郡・新田郡下の国民学校計5校と県立学校1校で確認できる。

○航空部隊の駐屯

筆者は以前に敗戦時の県内駐屯航空部隊を次のようにまとめたことがある⁵¹⁾。

陸軍館林飛行場には第170飛行場大隊(第1航空軍所属、兵員定数372)・第116独立整備隊(航空総軍所属、兵員定数172)、邑楽郡中野村に第64対空無線隊(第1航空軍所属、兵員定数196)。

陸軍新田飛行場には第20戦闘飛行集団飛行第112戦隊(航空総軍所属)もしくは飛行第14戦隊(第1航空軍所属、重爆、兵員定数532)・第165・第166・第169飛行場大隊(いずれも第1航空軍所属、兵員定数各372)・第306独立整備隊(第1航空軍所属、兵員定数172)、新田郡綿内村に第165独立整備隊(第1航空軍所属、兵員定数172)、山田郡大間々町に常陸教導飛行師団第2教導飛行隊。

陸軍前橋飛行場には陸軍航空輸送部第9飛行隊前橋派遣隊の83名。

中島飛行機太田飛行場には航空輸送部第2輸送飛行隊(航空総軍所属)・第101独立整備隊(航空総軍所属、兵員定数172)。

さらに碓氷郡安中町に第123独立整備隊(航空総軍所属、兵員定数172)などである。

ただし、45年7月10日の航空総軍各隊の戦力配置表によると、前橋飛行場には前記第2教導飛行隊の97式戦闘機15機、1式戦闘機9機、2式複座戦闘機3機、操縦者67名が配置されていた。また、館林飛行場には待機特別攻撃隊19隊(4式戦・12隊、キ115・3隊、100

式司偵・4隊)が訓練を行っていた。

そして飛行場(館林・新田・前橋)に近接した町や村の国民学校、県立学校に航空部隊の移駐が認められる。

1945年5月、常陸教導飛行師団が山田郡大間々町に移駐する。師団司令部を町立大間々農業学校(現県立大間々高等学校)や大間々高等実科女学校(現県立大間々高等学校)に置いた。このために、大間々町国民学校(現みどり市立大間々北小と南小学校に分離)では農業学校に東校舎6教室を敗戦まで貸与せざるを得なかった⁵²⁾。さらに軍需物資の貯蔵、保管を主任務とする兵員約20名が笠懸村に分駐し、新田郡笠懸村国民学校(現みどり市立笠懸小学校)の教室一部(東側1教室と西側の和室1)および農家の土蔵を借用していた。そして師団編成の特攻隊隊員は、大間々町ながめ遊園地の宿舎に隔離収容されていた。同所から連日、新田飛行場へ自動車で輸送され訓練を受けていたのである⁵³⁾。

常陸教導飛行師団の移駐は、このほかにも新田郡藪塚本町国民学校(現太田市立藪塚本町小学校)と群馬郡総社町国民学校(現前橋市立総社小学校)でも確認できた。藪塚本町国民学校では4月28日から航空隊の宿舎、5月5日からは東部第9906部隊(飛行第14戦隊—筆者注)に12教室を貸与することになり、二部授業の実施や民家で分散授業をすることになった⁵⁴⁾。また総社町国民学校の「昭和二十年度学校日記」の5月から8月にかけて次の記事がある。5月の記事には「十九時頃講堂ニ宿ル兵隊サン荷物来ル(15日)」、「講堂ニ疎開シタ兵隊サンニ邪間(ママ)魔シナイコトヲ会礼デ訓話シタ(16日)」、「来校者航空隊ヨリ多数(18日)」、「兵隊六十名来リテ一男・女両教室ニ宿泊ス、明朝朝七時出発予定(30日)」、6月になると「兵隊さんの教室借用とそれに伴ふ件について(9日)」、7月は「午後特攻隊勇士慰安演芸会(17日)」、「校庭ニ於テ部隊主催ノ映画会アリ(24日)」、8月は「軍隊に一教室貸与(3日)」、「航空隊機二、腰掛八、学校ヨリ持参ス(10日)」と続いている⁵⁵⁾。『総社町誌』では師団名の「常陸」を「日立」と誤植しているが、5月26日に講堂と旧校舎教室を航空隊の兵舎に提供、本部、病室等が設けられ、堤ヶ岡(陸軍前橋飛行場)を基地とする特攻隊員の訓練が行われた、と記している⁵⁶⁾。なお、常陸教導飛行師団は7月に入り廃止、教導飛行師団第2教導飛行隊となり、それを基幹として第112戦隊が編成されている。

次に陸軍館林飛行場関係について見てみよう。1945年5月、飛行場の北西約3キロメートルの邑楽郡中野村国民学校(現邑楽町立中野小学校)は飛行隊所属通信隊員の宿舎となった⁵⁷⁾。これは第64対空無線隊(燕第19551部隊)を指している。6月9日、飛行場の南約1.4キロメートルの三野谷村国民学校(現館林市立第七小学校)に「飛行機整備兵二〇〇名到着約一〇〇名本日

ヨリ学校ニ駐屯」⁵⁸⁾した。これは第116独立整備隊と思われる。同じく東約2.3キロメートルの六郷村国民学校(現館林市立第六小学校)には6月から8月にかけて、その「沿革史」に次の記載が認められる。「特別攻撃隊勇士三十八名道場ニ宿泊ス(6月18日)、燕一四二三四部隊長鈴木大尉以下一二四名新校舎ニ宿泊駐屯ス(7月22日)、帥一九〇二五部隊酒井隊通信班収納舎ニ宿泊ス(8月4日)」⁵⁹⁾。ただし燕の正確な通称番号は14236で第158野戦飛行場設定隊に、帥19025部隊は第30戦闘飛行集団司令部になる。そして敗戦4日前の8月11日に至っても、北東2.4キロメートルの多々良村国民学校(現館林市立第八小学校)に「帥飛行部隊本校舎一部ヲ充用本日ヨリ駐留」、18日になって「帥飛行部隊ノ将兵本日ヲ以テ当地ノ任務完了本部隊ニ復帰ス」⁶⁰⁾となっている。飛行場の東西南北に近接して位置する国民学校4校にその足跡が残されていることがわかる。

陸軍新田飛行場関連では、新田郡太田町九合国民学校で部隊の足跡を確認できる。1944年10月25日から11月10日まで10教室を第169飛行場大隊(燕第18941部隊)約500名が使用、同じく10月18日から12末日まで陸軍航空本部経理部太田工事隊約150名が3教室を宿舎として使用している。このために二部授業となった⁶¹⁾。

なお、邑楽郡長柄村国民学校(現邑楽町立長柄小学校)には、1945年2月11日、前日の中島飛行機太田製作所の空襲により宿舎を失った上小林航空勤務員105名が講堂に宿泊している⁶²⁾。

館林・新田・前橋の各飛行場にあつては、特攻隊の訓練が日常的に行われ、隊員は隔離された宿舎に、あるいは国民学校に宿泊していたことが判明した。

(工) 軍後方部隊、病院、学校、研究所など(図3)

○陸軍中野学校(東部第33部隊)の移転

東京の中野にあった陸軍中野学校は、軍における情報勤務に従事する幹部の養成、戦争末期においては遊撃戦闘のための幹部養成を行った学校であり、その存在は極秘であった。

米軍の日本本土空襲激化にともない、日常の教育訓練に支障をきたしたと、さらに松代大本営構想との関係で、北甘楽郡富岡町(現富岡市)に移転が行われたのは、45年3月下旬から4月中のことである。県立富岡中学校(現県立富岡高等学校)に学校本部、学生隊本部、見習士官学生、将校学生、勤務隊の一部(無電班)、炊事班が移転、しかし富岡中だけでは収容しきれなかったために、学生隊指導部を富岡区裁判所、下士官学生を富岡国民学校(現富岡市立富岡小学校)講堂、見習士官学生を東国敬神道場、医務室を井口眼科医院、実験隊本部を北甘楽郡黒岩村国民学校分教場(現富岡市立黒岩小学校)、そして女子独身寮を沖電気富岡工場工員寮に分散

させた。富岡町を中心に西は北甘楽郡吉田村から東は多野郡吉井町に至る、上信電鉄沿線の各町村に職員および将校学生約600名が分宿したのである⁶³⁾。富岡国民学校の講堂には、日夜将校が出入し、執務していた⁶⁴⁾。

陸軍中野学校は本土決戦に伴い、秘密戦部隊が指導する秘密戦・謀略戦を関東平野で展開しようとするのが任務であった。その一つに「泉部隊」の存在がある。完全に地下に潜り、身分、行動を秘匿し、個人または少数者が泉のようにわき出て遊撃戦を行う。さらに4月には、中野学校出身者を中心に「関八州部隊」も新設された。関東平野が米軍に占領され、大本営は長野県松代に移転し、作戦軍が関東北西部の山岳丘陵地帯に撤退を余儀なくされた時、米軍占領下の関東平野に残留する日本国民を組織して、米軍に対して後方攪乱、武装蜂起、遊撃戦等を行うというものである⁶⁵⁾。また、前橋地区司令部にも、中野出身者が司令部及び特設警備隊に配属され、主として特警隊員の遊撃戦指導と訓練に当たっていた。軍の内部においてさえ、一部の関係者を除いてその存在はまったく知られていなかったことから、8月11日には早くも解散準備が命令されている。13日夕から重要書類・秘密兵器・通信機材の焼却破棄が開始された。兵器の一部は校庭に埋められたが、前橋に進駐した米軍政部による中野学校に対する追求調査は激しく、隠匿兵器の摘発、関係者の召還などが行われた。これらの処置は独立工兵第27連隊に対する処置と同様であった。

なお、県立富岡高等学校の敷地内には、「楠公社」（昭和16年6月）碑とその副碑「楠公社社号標銘」（昭和53年3月）（写真3）、「陸軍中野学校終焉之地」の碑が建立されている（写真4）。

また、今後検討しなければならない事例に北甘楽郡磐戸村国民学校（現南牧村立南牧小学校）に統計局の一部疎開が行われていることである⁶⁶⁾。松代大本営構想にかかわるものと考えられるが、現時点では詳細不明である。



写真3 「楠公社」碑と副碑「楠公社社号標銘」



写真4 「陸軍中野学校終焉之地」碑

○陸軍予科士官学校の疎開

陸軍予科士官学校に在校した生徒は、陸軍幼年学校の卒業生、満16歳から19歳までの採用試験合格者や同じく試験に合格した下士官などである。

疎開を目的として長期野営演習が実施されたのは、1945年5月20日から7月22日、そして8月7日からの二度である⁶⁷⁾。最初の疎開は群馬県新鹿沢に生徒隊第27中隊から第32中隊（第60期地上生徒）、埼玉県寄居地区に第21中隊から第26中隊（第61期甲生徒）であった。予科士官学校の疎開を『中之条町誌第二巻』では、中之条に疎開した当時の区隊長後藤健二大尉の記述によって、敗戦の年の5月頃としている⁶⁸⁾が、他の資料で確認すると、吾妻郡草津町国民学校（現草津町立草津小学校）に7月8日宿泊している⁶⁹⁾ことなどから考えると、一度目は浅間演習場の廠舎に疎開したものであろう。この第60期地上生徒隊1,741名は7月29日の卒業式出席のために7月22日帰校している。

その後、中之条町国民学校（現中之条町立中之条小学校）では7月27日に臨時学務委員会が開かれ、士官学校の疎開対策を協議（二部授業の実施など）している。そして8月11日に予科士官学校富士隊が疎開している⁷⁰⁾ことから、この疎開は8月7日に開始された、第61期（地上）生徒第1中隊から第3中隊の長期野営演習のために中之条への疎開であったことがわかる。8日には生徒隊第4中隊から第6中隊が浅間廠舎に疎開している。

沢田村国民学校（現中之条町立沢田小学校）には第1中隊、中之条町国民学校には第2中隊が疎開、両校とも中隊長以下各200名位、計約400名であったという。近くの桑畑などを借用して待避壕の構築、沢田村国民学校には東久邇宮俊彦王が一生徒として在籍していた。敗戦後、持参してきた機械、器具などの諸教育用品や書類は焼却したり、穴を掘って埋めている⁷¹⁾。さらに原町国民学校（現東吾妻町立原町小学校）には第3中隊が疎開、西校庭に炊事場が設けられ、前校舎西端の教室を物資納

入の倉庫、裏校舎二階東端の裁縫室は中央を仕切って教室と事務室、食堂は裏校舎階下の廊下、裏校舎階下の5教室を士官学校生徒の教室にあてている⁷²⁾。

このように陸軍予科士官学校の疎開は二度にわたっている。そして吾妻郡下の国民学校4校でその足跡を確認することができた。この疎開は陸軍中野学校の移転と同様に、松代大本営構想との関係から考えられた可能性がありそうである。

○多摩陸軍技術研究所の疎開

1943(昭和18)年6月、第5・第7・第9の各陸軍技術研究所と第4陸軍航空技術研究所の電波兵器研究部門が統合され、多摩陸軍技術研究所が新設された。1944年頃になると各地に多数の出張所が疎開分散している。これらのうちのひとつに、県立藤岡中学校(現県立藤岡中央高等学校)に疎開した研究部第2科(藤岡出張所)があった⁷³⁾。電波兵器の研究(機上用探索、妨害機などの研究)をおこなっていたが、研究開発は逐次停頓し敗戦と共に解散している⁷⁴⁾。

○第6陸軍技術研究所の疎開

1940(昭和15)年4月、内地における唯一の化学戦部隊として迫撃第1連隊が創設された。そして太平洋戦争開戦直前の12月、迫撃第1連隊は沼田に移駐してきたが、前後して附属沼田陸軍病院の発足、赤城廠舎建設と特殊演習場の新設が1941年から42年初頭にかけて実施されている。また気象観測所が赤城廠舎の西側に設置され、ガス気象などの観測を行った。沼田陸軍病院は、同部隊、沼田憲兵分遣隊、赤城演習場および廠舎、赤城気象観測所の軍人軍属の患者を収容治療を任務とした病院である。さらに衛生部員の教育を行い衛生材料を保管しこれを各部隊に供給、衛生試験を行うことも任務としていた。

敗戦の年には毒ガスの研究機関である、第6陸軍技術研究所の一部(人員50、任務・実験材料の管理)が赤城廠舎に移転している⁷⁵⁾。1985年発行の『沼田陸軍病院記念誌』には次のような証言が掲載されている。戦時中の動員計画によって「沢山の衛生材料が倉庫に常時整備され、とりわけ隣接の迫撃特殊部隊に関するものが多く、この保全、手入れは加藤薬剤官の担当で、同氏の苦心も偲ばれます⁷⁶⁾。衛生材料とは毒ガスにかかわるものであろう。

○陸軍気象部第1軍気象隊の移駐

利根郡糸之瀬村(現利根郡昭和村)にあった赤城気象観測所は、すでに記したように毒ガス戦を想定したガス気象や関東・東北区域の気象業務を担当していた。この作業の一部が、県立沼田高等女学校(現県立沼田女子高等学校)と県立沼田中学校(現県立沼田高等学校)の教室で開始されたのは、1945年5月28日からであった。

沼田高女に陸軍の見習士官が気象学の講話に来たの

は、5月21日が最初である。そして同月28日午前9時から3年生の陸軍気象部入部式があった。学校長以下全職員生徒が参列し、陸軍側からは山岡大佐が出席した。作業の内容は、「他から送られてくる気象観測データ(風向、風速、雲量、晴雨その他)を、資料用紙に数字で表していくもので、国内ばかりでなくアジア各地域の記録をも処理した。(中略)ほぼ毎日資料整理を続けて⁷⁷⁾、8月17日、校庭に2メートル四方の四角い穴を4箇所掘り山のような大量の紙を焼却処分している。

沼田中も5月28日から教室が使用されている。赤城気象観測所で上げた気球等から観測データをとり、そのデータ伝票を整理転記する仕事を3階地歴教室でやっていた⁷⁸⁾。この作業には2年生が1学級ずつ動員されている。

○海軍第3013設営隊の移駐

1945年2月5日、利根郡古馬牧村役場に、海軍第3013設営隊の隊長三上善蔵技術大尉以下兵600名、トラック、ブルドーザー、ローラー車等20数車輛の編成を以て、移駐する旨の公報が入った。これと共にその先遣隊が到着、古馬牧村南国民学校(現みなかみ町立古馬牧小学校)に本部を設け、校庭に事務所、倉庫など数棟の建物を建築した。10日には兵員も揃い、下士官以下の兵隊は講堂を間仕切りして起居、下士官以上は農家に分宿した⁷⁹⁾。中島飛行機小泉製作所尾島工場の地下工場を間組と建設するためであった。不動沢の南側(飛行機製作工場)を間組、北側(電気関係工場)を三上部隊が担当した。

この地下工事には、岩本水力発電所工事に強制連行された中国人563名、朝鮮人勤労報国隊1,500名の他、中島飛行機小泉製作所尾島工場の工員約800名、郡内各村の青少年約150名による勤労報国隊が動員されている。

地下工場は、隧道が約1万4,900平方メートル、半地下が約1万平方メートルという構造の機体生産工場で、8月10日に完成をみたものの、使用されることはなく敗戦を迎えた。

○中島飛行機太田病院と第18特設警備工兵隊(東部第13323部隊)の疎開

1945年2月10日、米軍の中島飛行機太田製作所に対する空襲は、同製作所に甚大な被害を与えた。このために同製作所の太田病院は、翌日、負傷者収容のために近接する太田町蕪川国民学校(現太田市立蕪川小学校)に疎開した。裏校舎を使用し調理室は同病院の炊事室に、西校舎は手術室、薬品、医療用具、寝具置場となった。さらに東部第13323部隊(永井隊)の宿舎として、雨天体操場と前校舎の玄関西6教室が貸与されることになった。このため学校側は寺院などで分散授業を行い、3月1日になって学級数を縮小して軍隊と共用することで学校において授業を再開している。この措置は4月7日

に太田病院が藪塚伏島館へ、第13323部隊が小林療へ移動するまで続いた⁸⁰⁾。

○宇都宮師管区部隊（東部第30838・30834・30848部隊）の駐屯

宇都宮師管区部隊の配当通称番号第30801部隊から第31000部隊のうち、県内では次の部隊を確認することができた。

群馬郡伊香保町国民学校（現渋川市立伊香保小学校）の講堂1棟、西側普通教室2、作法室1、及び学童の使用しない付属設備が、防衛招集待命者集合教育のため東部第30838部隊（部隊長 小山房吉）に貸与されている⁸¹⁾。貸借期間は1945年8月3日から同年9月28日までとなっていたが、敗戦により僅かな期間の駐屯となった。同校には、軍のポスターカラー、製図用具等相当量の遺留品が残されて戦後の物不足を補ってくれたという⁸²⁾。また、東部第30834部隊長から古馬牧村長への通牒、「警発第五十一号 対空施設実施方依頼ノ件通牒 昭和二十年七月十七日」⁸³⁾、さらに碓氷郡白井町国民学校（現安中市立白井小学校）では東部第30848部隊に4室、第19独立鉄道作業隊（線33969部隊）に6室提供している⁸⁴⁾。

これらの部隊の詳細は不明であるが、前橋地区第1～第18特設警備隊のいずれかに該当するものと思われる。

○東京陸軍被服本廠・朝霞作業所（東京陸軍被服支廠）の疎開

群馬郡室田町（現高崎市室田町）の湯殿山隧道に、朝霞作業所の製靴工場が疎開してきたのは1943年10月のことである、と『室田町誌』は記す⁸⁵⁾が、この疎開年月日には疑問点が残る。

というのも、佐波郡赤堀村と東村の桜塚、女堀地区の数十町歩にわたる松林の中に、陸軍被服本廠の一部、朝霞作業所のそれも一部が疎開して来たのは1944年12月のことであるからである。人員は67名の軍人と工員技術者等で約700名に及んだ。この国定作業所の縫製裁断工場では夏衣袴、製靴工場内では編上靴、航空手袋、航空頭巾、装工場では航空手袋、航空頭巾が生産されていた。翌年には榛名山麓の室田に向かって製靴班全部が移動している。残った被服廠では航空用被服、軍手等の製造を行っていた。このため佐波郡東村国民学校（現伊勢崎市立あずま小学校）を宿舎としたことから、5月31日から児童分散授業が始まり、1年生は下集会所、2年生は竹沢方次郎方、4年生は三室集会所を仮校舎とせざるを得なかった⁸⁶⁾。また倉庫として垂鉛坑の坑道を利用した安中支庫（安中市安中・中宿）⁸⁷⁾、碓氷郡松井田町国民学校（現安中市立松井田小学校）の講堂にも被服廠の物資が保管された。そして学校の裏山の横腹に多量の物資を集積するための横穴の地下壕が掘り続けられていた⁸⁸⁾。

○東京第一陸軍造兵廠の疎開

利根川を挟んだ勢多郡敷島村（現渋川市）と群馬郡長尾村・白郷井村（現渋川市）に板橋の東京第一陸軍造兵廠が疎開している。

敷島村と造兵廠との間の貸借契約書によると使用開始は1945年7月1日から、鉄筋コンクリート2階建の南国民学校（現渋川市立津久田小学校）に工場長で陸軍技術少佐の桜井稔以下80名、木造2階建の北国民学校（現渋川市立南雲小学校）には陸軍技術少尉・安吉信治以下130名の計210名の予定であった。実際は、南国民学校へは相当数の兵員が来たが、北国民学校は疎開準備中に敗戦となり、部隊は入らずある程度の工員が一般民家を借り受けて宿泊所としただけであった。敗戦後、武器や保管物資は校庭の一部を掘って埋めたり焼却処分しているが、後にまた掘り出したという⁸⁹⁾。

群馬郡下の長尾村国民学校（現渋川市立長尾小学校）、白郷井村では中郷国民学校（現渋川市立中郷小学校）⁹⁰⁾の疎開状況は不明であるが、国民学校4校でその足跡を確認できる。

○陸軍衛生材料本廠（臣第29751部隊）の疎開

陸軍衛生材料本廠作業場として群馬郡室田町立室田高等実践女学校（現県立榛名高等学校）の校舎使用契約が結ばれたのは、1945年4月12日のことである。6月22日から校舎で工場施設の事業が着手され、そして8月1日から3教室と家事室で陸軍大尉以下技術者、女子工員等30数名が、カンフル注射薬製造を行った。この作業には4年生と専攻科の生徒が動員されている。ここでも敗戦後、製造した注射薬を軽子に入れて校庭に埋めている⁹¹⁾。

（オ）その他（図3）

○農耕勤務隊の移駐

陸軍では1945年1月30日に第1～第5農耕勤務隊が編成された。このうち第1～第3は、東部軍（東部軍管区）編成である⁹²⁾。『群馬県復興援護史』には第2農耕勤務隊の記載があったが、農耕勤務隊の宿泊が認められたのは邑楽郡下1町6村の国民学校である。それは、1945年2月19日から郷谷村国民学校（現館林市立第三小学校）、大島村国民学校（現館林市立第四小学校）、三野谷村国民学校（現館林市立第七小学校）に、同月21日には長柄村国民学校（現邑楽町立長柄小学校）、22日には館林町北国民学校（現館林市立第一小学校）である。3月になると14日に西谷田村国民学校（現板倉町立北小学校）、23日には赤羽村国民学校（現館林市立第五小学校）の「沿革史」に農耕隊の記載が見られる。次に個別に見てゆきたい。

郷谷村国民学校⁹³⁾には、約100名が2月19日の午後10時30頃到着している。小隊長は関根茂良少尉、翌日

農耕隊員を児童に紹介した。宿舎は裁縫室と階下の2教室、炊事室は宿直室東の物置、隊長室は宿直室、下士官室は応接室、倉庫・物置・浴場などは農具舎が割り当てられた。5月7日になって農耕隊員の出発が記録されている。大島村国民学校⁹⁴⁾には、第3農耕勤務隊の中村隊約200名が校舎を宿舎として農耕作業を行った。そして6月15日になって栃木県那須に移動している。三野谷村国民学校⁹⁵⁾では農耕隊(小柴部隊)が4教室に駐屯、そして4月30日に新任地に向けて出発している。長柄村国民学校⁹⁶⁾には180名宿泊している。ここには5月16日になると第116独立整備隊(帥第18981部隊)の約150名が宿泊、裁縫室以東5教室を貸与することになった。館林町北国民学校⁹⁷⁾ ⁹⁸⁾では表校舎を貸与している。西谷田村国民学校⁹⁹⁾には3月14日から駐屯、5月15日には児童が農耕隊の馬鈴薯手入れの手伝いを行っている。赤羽村国民学校¹⁰⁰⁾では、3月23日に5年生以上の児童が農耕隊の馬鈴薯植付作業に奉仕、さらに5月15日・16日・28日、6月6日・7日にも農耕隊に奉仕の記載が認められる。そして8月10日農兵隊帰農につき校舎清掃9時解散となっている。中野村国民学校(現邑楽町立中野小学校)校舎の一部も農兵隊(農耕隊の誤りかー筆者注)が宿舎¹⁰¹⁾としていた。

1校につき100名から200名の規模、期間は2ヶ月半から5ヶ月ほどである。邑楽郡下には第3農耕勤務隊が分散移駐し、食糧生産に携わっていたものであろうが実態はよくわからない。なお、第2農耕勤務隊の移駐を確認することはできなかった。『群馬県復員援護史』の誤りであろうか、第2農耕勤務隊は第3農耕勤務隊の可能性がありそうである。

また1944年に東部第38部隊(高崎)の兵士約50名が群馬郡倉田村(現高崎市倉渕町)の三ノ倉蘭津で山地を開墾し食糧の増産にあたり、さらに翌年5月横須賀海軍航空隊燃料班の兵士35名(傷病兵)が高芝の地で木炭生産を開始¹⁰²⁾した頃、陸軍前橋飛行場には東部第38部隊から農耕隊1個小隊が転属してきた¹⁰³⁾。勢多郡富士見村では朝鮮兵で組織された陸軍農耕部隊が石井一区の民家に、茨城より移駐した海軍農耕隊が石井三区会館に、その数合わせて約650名が天神平を開墾して農耕増産に当たっていた¹⁰⁴⁾。これらの記述から農耕勤務隊は陸海軍で組織されていること、さらに朝鮮人や傷病兵がその任にあっていたこと、などがわかる。食糧に逼迫した、断末魔の軍の姿が垣間見える。

なお、これとは別に1943年12月に閣議決定された農兵隊という組織もあった。これは農家の長男で農業要員となるべきものが対象とされて食糧増産に携わった組織で、翌年には群馬農兵隊が知事の任命のもとに編成されている。名称は「群馬大隊」、そして各都市に中隊がおかれた¹⁰⁵⁾。

食糧増産だけではない。航空用ガソリンの代用としての松根油製造が県内各地で行われた。新田郡強戸村には多くの兵士がやってきて、神社やお寺、そして強戸村国民学校(現太田市立強戸小学校)に宿泊したために、授業は午前、午後の二部制になった¹⁰⁶⁾。勢多郡敷島村にも海軍の兵隊が上越線敷島駅の北方に大釜を備え付けて村民に無料で供出させた松根から製造¹⁰⁷⁾、室田町でも海軍建設隊兵士の管理指導下に製造、などの記述も確認できる。現甘楽郡南牧村でも作業隊が駐留していた¹⁰⁸⁾。

このほかに太田町鳥之郷国民学校(現太田市立鳥之郷小学校)では講堂兼教室校舎が中島飛行機の工場となったのは1945年、7月から各大字のお寺や集会所で分散授業が行われた¹⁰⁹⁾。同じく中島飛行機の下請け工場の疎開が群馬郡小野上村国民学校(現渋川市立小野上小学校)の東校舎3教室に¹¹⁰⁾、多野郡八幡村国民学校(現高崎市立南八幡小学校)の2教室が海軍工作兵の宿舎となっている¹¹¹⁾。県立蚕糸学校(現県立安中総合学園高等学校)の講堂、加工室、生徒控え室、製糸工場は、航空機部品を製作する須賀工場が使用していた¹¹²⁾というように、実に様々な軍関係工場が県立学校や国民学校に疎開しているのである。

4. 本土決戦に関わる遺跡を考える

1944年7月以降、県下全域に様々な部隊の移駐を確認することができた(図1~3)。それらは作戦軍の移駐と防空部隊や後方部隊の配置、軍施設の疎開、さらには食糧増産の部隊など多岐にわたった。このために国民学校を主体に県立学校の校舎までも兵舎や工場の一部とせざるを得なく、その足跡は数多くの学校に残されていた(表1)。

部隊移駐に伴い校舎の使用だけではなく、校庭には炊事場、浴場、厩、訓練用のタコツボ、そして自活用の甘藷が栽培され、周辺には人馬用の防空壕、三角兵舎や洞窟兵舎が構築されている。これらについては『研究紀要』29でその概要を報告してあるが、再度確認しよう。たとえば炊事場と浴場についてみると、その構築基準は次のようになっていた。炊事場の大きさは概ね200~300名を1単位として構築され、長さ21メートル、幅5.5メートルを必要とした。釜湯調理所30平方メートル、主食釜数3個、米麦塩蔬菜庫20平方メートルなどである。180名に対する浴場は長さ10.5メートル、幅5.5メートル、浴槽は3.6平方メートルである。いずれも1個中隊を単位として構築されたものであろうが、複数部隊の混在した学校もあり輻輳とした状況であったと思われる。校舎内には武器や弾薬、軍事物資の保管もあり、学校側は学級数を減らしたり、二部授業や分散授業などの対応をせざるを得なかった。

そして敗戦時、さまざまな武器や弾薬類の破壊と書類

の焼却が行われた。その残骸を埋没させるために穴が掘られたが、その多くは部隊が駐屯していた学校の校庭で実施されている。独立工兵第27連隊、陸軍中野学校や陸軍予科士官学校、陸軍気象部、東京第一陸軍造兵廠や陸軍衛生材料本廠の事例のように、兵器や器材の一部、保管物資などが校庭などに埋められた。また秘密兵器の一部は利根川への投棄も行われている。その後、その多くは米軍の命令によって回収されていったが、とりわけ陸軍中野学校と独立工兵第27連隊については米軍の厳しい目が向けられていた。

このようなことから、県内での本土決戦に関わる遺跡、その遺構として検出されるものには次のものが考えられる。部隊の炊事場や風呂場跡、厩の跡、廃棄土坑、防空壕やタコツボ、そして大規模な地下工場跡である。

廃棄土坑の中には、たとえば校庭に戦車を二台も三台も埋めた、との証言から相当大規模な掘削が行われたものもありそうである。これらはいずれも後に再発掘されているが、遺構として十分に確認することができるであろう。校舎の建て替えに伴う発掘調査ではこうした遺構に注意する必要がある。防空部隊にかかわる遺構については、陸軍前橋飛行場跡周辺から高射機関銃座の発掘、太田市の下小林では高射砲陣地跡の発掘が実施されている。

さらに遺物として検出されるものは次のものが考えられる。焼却文書、武器・弾薬類、毒ガス溶剤などである。焼却文書はこれまでも幾つかの遺跡から発見されている。武器・弾薬類についても陸軍特殊演習場跡などから発見されている。この場所には第6陸軍技術研究所や沼田陸軍病院保管の毒ガス溶剤が秘密裏に遺棄された可能性を指摘できる。となれば、今日まで残存しているものと思われる。

戦後、部隊の移駐を記した記念碑が、県立富岡高等学校内と前橋市富士見町の忠霊塔に建立されている。

おわりに

本土決戦下の群馬県における部隊の展開と配置を再確認しよう。まずこれに先立って軍隊が学校に駐屯した最も早い事例に太田町九合国民学校がある。それは太平洋戦争開戦直前の1941年8月のことであった。

本土決戦に伴う本格的な移駐は1944年7月からの歩兵第173連隊（納部隊）に始まる。県立学校2校、国民学校10校でその足跡を確認できた。45年になると、4月から5月にかけて満州からの転用部隊である、戦車第1師団（拓部隊）と独立工兵第27連隊（幡部隊）が展開、そして青葉兵団2万3,144名の本格的移駐へと続いた。この間においても部隊の移動は激しく、納部隊の移動後、青葉兵団が入り替わるなどの事態が生じていた。また、複数の部隊が同居した学校もあった。これらの部

隊は、県下の国民学校82校、県立学校5校、郡立学校1校に移駐していることが判明した。

さらに高射砲部隊の移駐が国民学校5校と県立学校1校他、陸軍の飛行場に関係した部隊の配置が国民学校9校と町立学校2校で確認できた。これらは45年5月から7月にかけての移駐が多かった。さらに陸軍の3飛行場では特別攻撃隊の訓練が恒常的に行われている。

陸軍中野学校（国民学校2校・県立学校1校他）と陸軍予科士官学校（国民学校4校他）の移転や疎開は、松代大本営構想と切り離して考えることはできない。群馬から長野へ向かうルート of 2つに、遊撃戦を展開させるための陸軍中野学校を移転させ、正規将校の養成機関である予科士官学校を疎開させているのは、あくまでも松代大本営を死守するための構想の一環と考えることができよう。

さらに様々な軍研究所や施設、軍関係工場の疎開もあった。とりわけ第6陸軍技術研究所の疎開は注意を要する。それらは県立学校4校、町立学校1校、国民学校15校に及んでいる。さらに食糧増産の部隊である、陸軍農耕勤務隊の足跡は45年2月から邑楽郡下の国民学校8校に残されていた。

県は1945年3月27日に「国民学校教育緊急措置ニ関スル件」を通牒し、分散授業計画の提出を求めた。これは疎開者の収容宿舎、軍隊の移駐或いは工場の疎開場所として校舎を使用するため、さらには空襲による危険を避ける目的などからであった。そして4月からは国民学校初等科（1年生から6年生まで）を除き、むこう1年間、すべての学業は停止となり、生徒は学校工場、軍需工場、軍用施設などへと動員されていった。

結果として、軍の足跡は県下国民学校121（重複校は1校として）校、県立学校10校、郡立学校1校、町立学校3校にも及んだ。何事にも軍が最優先した時代であったから、関係市町村長は校舎の貸与に関してこれを拒むことはできなかった。学校現場は二部授業や分散授業で対応せざるを得なかった。県立学校の使用については、1945年6月23日付の県内政部長から市長・地方事務所長・中等学校長へ宛てた文書「校舎使用料支払いに関する件」によると、東部軍管区経理部長と協定ができたこと、それによれば基準として常統使用の場合は堅牢建築の中等学校では1坪1月4円または一時的あるいは非常時使用に関しては無償を原則とすることが示された¹¹³⁾。軍のすることに異論を挟む余地はなかった。

なお、調査の過程で、敗戦直後に児童の死亡事故が多発していることもわかった。それは8月17日、館林町北国民学校の12名が飛行学校に遊びに行き爆弾を拾い持っているうち破裂、1名死亡6名負傷¹¹⁴⁾、富士見村原国民学校でも同日、校庭で不発弾が爆発して死者2名、負傷者数十名に及んだ。「学校は夏休み中でしたが、十

七日が登校日になっており（中略）校庭いっぱいには生徒が遊んでいました。（中略）突然「ドッカーン」と物凄い音と共に「キャー」と悲鳴が聞こえ何事かと窓から外を見ると、生徒達はくもの子を散らすように校庭の隅に逃げ、二三十人の子が「イタイ、イタイ」ところげ廻っており、倒れて動かない子もいました。（中略）B29が落としていった危険物が集めてあり、その中の不発弾が爆発したのです¹¹⁵⁾。さらに9月28日、焼夷弾のあきがらを採集に行った吾妻郡高山村国民学校の高等科2年生1名死亡、2名重傷である¹¹⁶⁾。戦争は終わってもなお悲劇は続いた。

戦争を遂行してゆくために、銃後においては平時とちがってさまざまな非日常的な生活が要求された。そして1944年6月からのB-29による本格的な本土空襲後、前線と銃後の区別は全くなくなり、それに歩調を合わせるかのような本土決戦体制、個人の体験として個別化されていた、この時期のさまざまな戦時下の体験は、まさに戦場体験にほかならないといえるだろう。

なお、本稿は平成23年度自主研究「史料と遺跡から見た群馬県内の本土決戦状況」の成果の一部である。

注

- 1) 兵要地誌は戦略・作戦と結びついた、事前の準備・用意の役目を果たす応用地理学。軍事作戦を現地で行うために必要な予備知識。源 昌久 2000 「わが国兵要地誌に関する一研究」『空間・社会・地理思想』第5号、p37-61による。
- 2) 群馬県県民生活部世話課 1974 『群馬県復員援護史』p2-4、p937-939
- 3) 「第三十六軍関係資料」（文庫袖162）、「通称号に関する綴」（中央軍事行政編制339）、「陸軍部隊調査表（其一～其四）」（中央軍事行政編制335）以上、防衛研究所所蔵。この他に防衛庁防衛研修所戦史室1971 『戦史叢書 本土決戦準備〈1〉—関東の防衛—』「付表第一 終戦時における第一総軍隷下部隊一覧表」「付表第二 終戦時における東北 東部 東海軍管区部隊一覧表」を参考とした。
- 4) 陸軍習志野学校史編纂委員会 1987 『陸軍習志野学校』
- 5) 「航空部隊一覧表 説明資料」（陸空中央編制用法25）防衛研究所所蔵
- 6) 「留航資第二十号 航空部隊配置要図 昭和22年7月21日」（航空中央編制用法8）、防衛研究所所蔵
- 7) 群馬県史編さん委員会 1991 『群馬県史 通史編7 近代現代1』p724-726
- 8) 森田秀策氏のご教示による。
- 9) 群馬県立境高等学校創立100周年記念事業実行委員会 2004 『境高百年史』p57
- 10) 創立50周年記念誌編集委員会 1973 『佐波農五十年』p246
- 11) 部隊史全般編纂委員 1985 『独立工兵第二十七連隊』
- 12) 時澤小学校創立130周年記念誌編集委員会 2003 『時澤小学校130周年記念誌』p96
- 13) 富士見村立原小学校 1974 『原小学校「いまむかし」創立百周年記念誌』p37、p45
- 14) 時沢小学校百二十年誌編集委員会 1994 『時沢小学校百二十年誌』p132
- 15) 富士見村誌編纂委員会 1954 『富士見村誌』p538
- 16) 前橋市久留万国民学校「昭和二十年度当宿直日誌」前橋市教育研究所所蔵
- 17) 「第十二方面郡作命丙綴其一」（本土東部117）防衛研究所所蔵
- 18) 沼田高等学校 1997 『沼高百年史 上巻』p162-163
- 19) 「人員掌握一覧表 拓第12081部隊長」（本土東部274）防衛研究所所蔵
- 20) 長谷川正人 2011 『女優森光子』、また群馬県立女子大学群馬学センターの熊倉浩靖教授のご教示にもよる。
- 21) 早乙女務 2006 『あの夏の日の司馬遼太郎』、田沼 清 2003 『国民学校の軌跡』を参照。
- 22) 敷島国民学校「昭和二十年度日直簿」前橋市教育研究所所蔵
- 23) 前橋市教育史編さん委員会 1986 『前橋市教育史 上巻』p1237
- 24) 板倉町立北小学校記念誌編集委員会 1994 『桜が丘今昔—板倉北小学校 百二十年誌—』p66、p70
- 25) 前橋市久留万国民学校「昭和二十年度当宿直日誌」前橋市教育研究所所蔵
- 26) 防衛庁防衛研修所戦史室 1971 『戦史叢書 本土決戦準備〈1〉—関東の防衛—』「付表第三 第1総軍主要部隊編制概要」
- 27) 桃井小学校開校百周年記念事業実行委員会 1976 『桃井小学校百年史』p159
- 28) 多胡四郎 1993 「我が半生の記」『しらかば 高崎商業学校卒五十年記念誌』p78-79、当時の高崎商業学校所在地は現在高崎警察署や合同庁舎となっている。県立学校では移転や統廃合の結果、当時と異なる所在地となってい場合もあるが、学校の継続性を考えて現在の校名を記した。県立前橋中学校、同藤岡中学校なども同様である。この点については、齋藤利昭氏のご教示による。
- 29) 岩島村誌編集委員会 1971 『岩島村誌』p1069-1070
- 30) 中坪 弘 1993 「軍隊生活の五ヶ月間」『しらかば 高崎商業学校卒五十年記念誌』p160-162
- 31) 「豊岡誌」編さん委員会 2007 『群馬県高崎市『豊岡誌』』p96
- 32) 高崎市立八幡小学校校史発行委員会 1977 『高崎市立八幡小学校のあゆみ』p95-97
- 33) 前橋高等学校校史編纂委員会 1983 『前橋高校百三年史 下巻』p1179
- 34) 板倉町史編さん委員会 1985 『板倉町史 通史 下巻』p548
- 35) 安中市市史刊行委員会 2002 『安中市史 第六巻 近代現代資料編1 別冊付録 人々の暮らし』p127
- 36) 「百年のあゆみ」編集委員会 1977 『六郷小学校「百年史」』p170
- 37) 敷島国民学校「昭和十九年度日直簿」「昭和二十年度日直簿」前橋市教育研究所所蔵
- 38) 境小九十周年記念事業実行委員会 1967 『境小九十周年記念誌』p85-87
- 39) 赤堀村誌編纂委員会 1978 『赤堀村誌（下）』p1635
- 40) 三小沿革誌刊行委員会 1975 『第三小学校百年のあゆみ』p31
- 41) 倉渕村誌編さん委員会 2011 『新編 倉渕村誌 第四巻 通史編』p563
- 42) 「沿革史 赤羽村国民学校」館林市教育研究所所蔵
- 43) 菊池 実 2007 「陸軍前橋飛行場物語（4）—昭和20年8月5-6日の前橋空襲を検証する—」『研究紀要25』p131
- 44) 高崎市市史編さん委員会 2004 『新編高崎市史 通史編4 近代現代』p938
- 45) 永井健児 1972 『あゝ国民学校』p60-64
- 46) 大類村史編纂委員会 1979 『大類村史』p373-374
- 47) 群馬県立前橋商業高等学校 1993 『前商70年史』p81
- 48) 里見村誌編纂委員会 1960 『里見村誌 下巻』p899-900
- 49) 太田市立九合小学校 1973 『太田市立九合小学校百年のあゆみ』p123
- 50) 大泉町誌編集委員会 1983 『大泉町誌（下巻）歴史編』p1428
- 51) 菊池 実 2004 「陸軍前橋飛行場物語—日米両軍の発掘史料から—」『研究紀要22』p436
- 52) 大間々町誌編さん室 2001 『大間々町誌 通史編 下巻』p565、同書や群馬県立大間々高等学校 2000 『大間々高校百年史』では移駐時期を7月としているが、注53)の資料から5月が正しいものと思われる。
- 53) 笠懸村誌編纂室 1987 『笠懸村誌下巻』p267-268
- 54) 藪塚本町小学校 1964 『藪塚本町小学校沿革史』p38、藪塚本町立藪塚本町小学校 1975 『百年のあゆみ 開校百周年記念誌』p87、90、藪塚本町誌編さん室 1995 『藪塚本町誌』p656

- 55) 総社町国民学校「昭和二十年度学校日記」前橋市教育研究所所蔵
- 56) 総社町誌編纂委員会 1956 『総社町誌』p385
- 57) 邑楽町誌編纂室 1983 『邑楽町誌(下)』p1348
- 58) 「沿革史 明治6年～昭和31年 第七小学校」館林市教育研究所所蔵
- 59) 「沿革史 昭和2年～昭和36年 第六小学校」館林市教育研究所所蔵、尾形誠信 1994 『刮目 小六の120年』p61
- 60) 「沿革史 明治6年～昭和25年度 第八小学校」館林市教育研究所所蔵
- 61) 小林ふく 1973 『戦渦に生きた子どもたちー現場教師の記録ー』p105
- 62) 邑楽町立長柄小学校 1985 『長柄小100年の歩み』p45-47
- 63) 富岡高校七十五年史編さん委員会 1971 『富岡高校七十五年史』p633-636
- 64) 富岡市立富岡小学校 1973 『富小百年史』p83
- 65) 中野交友会 1978 『陸軍中野学校』p778
- 66) 南牧村誌編さん委員会 1981 『南牧村誌』p1153
- 67) 「明治5.5～昭和20.8.29 陸軍予科士官学校歴史 陸予士校(中央軍隊教育予科士校1) 防衛研究所所蔵
- 68) 中之条町誌編纂委員会 1977 『中之条町誌第二巻』p631-633
- 69) 高原力三 1971 『我らの教育誌』p132
- 70) 中之条小学校PTA 1963 『中之条小学校九十年史』p32
- 71) 中之条町誌編纂委員会 1977 『中之条町誌第二巻』p631-633
- 72) 原町小学校百年のあゆみ 1973 『原町小学校百年のあゆみ』p122-123
- 73) 群馬県立藤岡高等学校百年史編纂委員会 1996 『目で見る藤岡百年史』p60
- 74) 電波監理委員会 1951 『日本無線史 第九巻』p168
- 75) 菊池 実 2005 『陸軍特殊(毒ガス)演習場の研究』『近代日本の戦争遺跡』p141-170
- 76) 林 吉栄編 1985 『沼田陸軍病院記念誌』p42
- 77) 群馬県立沼田女子高等学校創立50周年記念誌編纂委員会 1972 『沼女五十年』p224-226
- 78) 沼田高等学校 1997 『沼高百年史 上巻』p163-164
- 79) 古馬牧村誌編纂委員会 1972 『古馬牧村誌』p449-450
- 80) 蕪川小学校百年誌編纂委員会 1976 『蕪川小学校百年誌』p54
- 81) 伊香保町教育委員会 1970 『伊香保誌』p561-562
- 82) 伊香保小学校百年史編纂委員会 1978 『伊小百年のあゆみ』p139-140
- 83) 古馬牧村誌編纂委員会 1972 『古馬牧村誌』p445
- 84) 松井田町誌編さん委員会 1985 『松井田町誌』p1060
- 85) 室田町誌編纂委員会 1966 『室田町誌』p1335
- 86) 東村誌編さん委員会 1979 『東村誌』p968-969、1125
- 87) 中村 哲 2008 『東京陸軍被服本廠・朝霞作業所(東京陸軍被服支廠)の疎開についてー太平洋戦争開戦から終戦処理までー』『文化財研究紀要』第21集、p1-21
- 88) 松井田町誌編さん委員会 1985 『松井田町誌』p994
- 89) 群馬県勢多郡敷島村誌編纂委員会 1959 『群馬県勢多郡敷島村誌』p773-775
- 90) 子持村誌編さん室 1987 『子持村誌 下巻』p437-439
- 91) 榛名高校五十年誌編纂委員会 1990 『榛名高校五十年誌』p42、室田町誌編纂委員会 1966 『室田町誌』p541
- 92) 「陸軍部隊調査表(其一～其四)」(中央軍事行政編制335) 防衛研究所所蔵
- 93) 「沿革誌 昭和2年～昭和28年度 第三小学校」館林市教育研究所所蔵
- 94) 「沿革誌 明治6年～昭和30年 第四小学校」館林市教育研究所所蔵、館林市立第四小学校記念誌編纂委員会 1989 『私たちの小学校誌ー第四小学校百十五のあゆみー』p77
- 95) 「沿革誌 明治6年～昭和31年 第七小学校」館林市教育研究所所蔵
- 96) 邑楽町立長柄小学校 1985 『長柄小100年の歩み』45-47
- 97) 「沿革誌 昭和元年～昭和14年、昭和15年～ 第一小学校」館林市教育研究所所蔵
- 98) 落合敏男 1995 『館林小学西舎』p82
- 99) 板倉町立北小学校記念誌編纂委員会 1994 『桜が丘今昔ー板倉北小学校 百二十年誌ー』p66、p70
- 100) 「沿革誌 昭和20年～平成元年 第五小学校」館林市教育研究所所蔵
- 101) 邑楽町誌編纂室 1983 『邑楽町誌(下)』p1348
- 102) 倉淵村誌編さん委員会 2009 『新編 倉淵村誌 第四巻 通史編』p562-563
- 103) 群馬県史編さん委員会 1991 『群馬県史 通史編7 近代現代1』p740
- 104) 富士見村誌編纂委員会 1954 『富士見村誌』p537
- 105) 福田文治 1970 『わが町の戦記(町長メモ)』p74、黒保根村誌編纂室 1997 『黒保根村誌3 近代・現代II 軍事・産業』p168、安中市市史刊行委員会 2002 『安中市史 第六巻 近代現代資料編1 別冊付録 人々の暮らし』p127など参照
- 106) 太田市立強戸小学校 1994 『にったぼり』p31
- 107) 群馬県勢多郡敷島村誌編纂委員会 1959 『敷島村誌』p779
- 108) 南牧村誌編さん委員会 1981 『南牧村誌』p1153
- 109) 鳥之郷小学校創立百周年記念事業実行委員会 1976 『太田市立鳥之郷小学校百年のあゆみ』p46
- 110) 小野上村誌編纂委員会 1978 『小野上村誌』p536
- 111) 南八幡幼・小・中学校史編纂委員会 1991 『南八幡幼・小・中学校史』p227
- 112) 蚕糸高校六十周年記念誌編纂委員会 1973 『蚕糸高校六十年史』p332-333
- 113) 沼田高等学校 1997 『沼高百年史 上巻』p162-163
- 114) 富士見村立原小学校 1974 『原小学校「いまむかし」創立百周年記念誌』p38
- 115) 「沿革誌 昭和元年～昭和14年、昭和15年～ 第一小学校」館林市教育研究所所蔵
- 116) 高山村誌編纂委員会 1972 『群馬県吾妻郡高山村誌』p1195

〔追記〕本稿脱稿後も調査を継続する中で、部隊通称号について陸軍史料中にも混乱があることがわかった。それは、新田生品の第303独立整備隊(燕第19086部隊)を「内地航空部隊通称号一覧表」(陸空中央編制用法93ー防衛研究所所蔵)によると燕19395部隊に、第19独立鉄道作業隊(線第33969部隊)についてを「治安に関する報告綴 昭和20.8参謀部」(本土東部224ー防衛研究所所蔵)によると線33965部隊としている、などである。これらについては今後も検討して行きたい。

また、勢多郡宮城村国民学校と佐波郡芝根村国民学校移駐の照空隊については、前者を1964年発行の『戦災と復興』p419、後者を2011年発行の『玉村町の戦争事跡』p52に依拠した。

なお、本稿執筆にあたっては群馬県立女子大学群馬学センターリサーチ・フェロー各位、県立図書館をはじめとする県内各地図書館のご協力、佐野市立図書館の高山様からは貴重な資料の提供をいただきました。記して感謝申し上げます。

「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」に 関する課題と新たな視点

— 学校の特徴に応じた連携形態の重要性とその方法 —

山 田 精 一

群馬県立桐生高等学校

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 1. 問題と目的 | 3. 課題 |
| 2. 高校日本史における埋蔵文化財教材化の
実践事例 | 4. まとめ ～高校の実態に即した連携の在り方に
ついて～ |

— 要 旨 —

今後私達を取り巻く社会情勢の流れの中で、学校教育現場・埋蔵文化財行政現場それぞれが置かれる状況を想定すると、より一層「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」が深化していく傾向が強まっていくのは必然であると思われる。そして今後はその必要性に伴い、連携の望ましい在り方に関する研究も活発になるはずである。

筆者は、学校教育現場と埋蔵文化財行政現場の双方での勤務経験を有することから、以前から「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」について関心を抱き、研究を進めている。この度、学校教育現場に身を置くこととなり、改めて学校現場サイドから望ましい連携の在り方を考える機会を得ることができた。そしてそこから見えてきたものは、連携の正否は、「学校自体がどれだけ自らの実態に合わせて、柔軟に対応していくことが可能か」、ということにかかっているということである。従来、活発に実施されている「体験学習」を主たる連携の方法とした特別活動の他、「教科教育」でも連携の場を設定することは十分に可能である。しかしそうした限定された方法に固執するのではなく、可能な限り、様々な場面での連携の在り方を模索していくという姿勢が重要である。

本稿では、大学受験指導に力を入れている高校（一般的に「進学校」と称されている高校）において、「教科教育」での実践事例を紹介した上で、そこからみえてくる課題を考察する。そしてその課題への対応策のひとつとして、部活動（地歴部）での活動を通じた連携の在り方を報告する。こうした連携に対する新たな視点を提供することによって、学校の特徴に応じた連携の在り方を模索していくことの重要性を指摘したい。

キーワード

対象時代 現代
対象地域 日本
研究対象 教科教育 部活動 学校間格差

1. 問題と目的

筆者は埋蔵文化財行政現場と学校教育現場の双方での勤務経験を通じ、そこから抽出された「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」をテーマに研究を進めている。本稿もその一環として行ったものである。

昨今の社会情勢の中で、学校教育と埋蔵文化財行政の連携については、数年前から行き詰まりの様相が顕著である。現在筆者は学校教育現場の側に身を置いているが、その立場から現状を観察してみても、発展性が見込めないような、一種の閉塞感に覆われている状況に変化はないように思える。その要因のひとつとして、学校教育側の要請を受け、埋蔵文化財機関が「体験学習」の受け皿として活用され続けてきたという実態⁽¹⁾がみられるように、連携の在り方が過度に「体験学習」という学習形態に依存しすぎているという点にあると考えている。そうした課題を解決する方法のひとつとして、従来の「体験学習」にかわる連携の形態として、「教科教育」における埋蔵文化財の教材化について検証し、その方法について提案した⁽²⁾。つまり「教科教育」における埋蔵文化財の教材化とは、例えば中学社会科・高校日本史などの授業における単元学習に、埋蔵文化財を教材として位置づけるということである。その際、埋蔵文化財資料の選定と教材化は、当然児童生徒に対し、単元の目的・ねらいへの理解をうながすようなものでなければならない。

本稿では前段で、そうした「教科教育」における埋蔵文化財の教材化について、実際に学校現場において実践された事例を報告し、そしてその実践から見えてきた新たな課題の提示と、それに応える方策について検証することを目的とする。

2. 高校日本史における埋蔵文化財教材化の実践事例

(1) 実践校について

県内に位置するA高校は、周辺地域における伝統校で、卒業生として地域社会の中核となる有為な人材を多く輩出している。その伝統の重みと卒業生によるA高校への関心は極めて高く、そのことは活発な同窓会活動の有り様が物語っている。現在でも例えば硬式野球部における夏の県予選大会などでは、地域の住民も含め、多くの卒業生による支援を受けている。

進学実績はその多くが4年制大学への進学を果たしており、県内でも有数のいわゆる「進学校」となっている。昨今の少子化に伴う4年制大学の進学率向上に伴い、A高校における進学実績も年々向上しており、例年、国立大学の合格者数が100名前後、私立大学の合格者数は多数となっている。そうした進学率の高さは、個々の生徒における高校入学時からの進学意識・学力の高さと同時

に、学校一丸となった進学体制の環境整備によるものと思われる。正規の授業時数は33単位であるが、それ以外に、始業前と終業後における課外補習、また、週休日における主要3教科を中心とした補習授業、夏季休業・冬季休業・春季休業などの長期休業中における補習授業など、大学受験に対応した学習体制が整えられている。そうした学校側が準備している学習体制に対する是非を論じることはここでは控えるが、いずれにしても本実践事例における教科「日本史B」⁽³⁾・「日本史探究」も、そうした大学受験科目の一つとして位置づけられており、学校全体の進学体制強化という流れの中で授業が行われているということを言及しておきたい。

(2) 実践事例における教科について

本事例で行った授業は、第3学年の「日本史探求」である。進学校における日本史学習の現状を理解するため、A高校における地理歴史科・公民科の教育課程を掲げておきたい。なお、()内の数字は単位数である。また選択とある科目は、同一課程内における同単位数の科目から1科目を選択するという意味である。

表1からもわかるように、A高校では日本史は、普通科文系に在籍している生徒のみが履修可能な教育課程が編成されている。2年次に実施する「日本史B」は原始より着手し、3単位科目のため、第2学年終了時には近世「織豊政権」までを学習することとなる。

【第1学年】	科 目 名
〔普通科 文系〕	現代社会 (2) 必修
〔普通科 理系〕	現代社会 (2) 必修
〔理数科〕	現代社会 (2) 必修
【第2学年】	科 目 名
〔普通科 文系〕	日本史B (3) 必修
	世界史B (3) 必修
〔普通科 理系〕	世界史A (2) 必修
	地理A (2) 必修
〔理数科〕	世界史A (2) 必修
	地理A (2) 必修
【第3学年】	科 目 名
〔普通科 文系〕	日本史探究 (5) 選択
	世界史探究 (5) 選択
	地理B (4) 選択
	政治経済 (4) 選択
	倫理 (4) 選択
〔普通科 理系〕	世界史B (4) 選択
	地理B (4) 選択
	政治経済 (4) 選択
	倫理 (4) 選択
〔理数科〕	世界史B (4) 選択
	地理B (4) 選択
	政治経済 (4) 選択
	倫理 (4) 選択

表1 A高校における地理歴史科・公民科教育課程表

続く3年次に実施する「日本史探究」とは学校設定科目⁽⁴⁾となっており、2年次に履修した「日本史B」の続き、つまり織豊政権以降を学習し、第3学年終了時には現代までを学ぶこととなっている。なお、3年次に「日本史探究」と「世界史探究」のいずれかを選択履修することとなっており、3年次の科目「日本史探究」を選択するためには、2年次に「日本史B」を履修していることが前提となっている。よって例年、A高校で日本史を履修した場合、最長2年間にわたり、計8単位を学習することとなる。そして実際に2年間を要して、原始から現代までの日本通史を学習して卒業していく生徒は、例年80名程度である。つまり、A高校における1学年の全在籍数約280人のうち、日本通史を学習している生徒は、わずか28%程度となる。

現行の学習指導要領では1989年の改訂以来、地理歴史科における必修科目は「世界史」となっているため、全国の高校生は全員「世界史」に関する基本的事項を学習する機会は保障されている。その一方で、日本の歴史については、その内容を全く学習せずに高校を卒業し、社会に出ていく生徒が多数に及ぶのが現状である。先般の教育基本法改正にあたりその中で述べられている、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」との関係の中で、高校地理歴史科における履修体系について改善の余地があるとの声が高まっている。実際、東京都など4都県教育長は2006年9月、高等学校日本史の必修化を求めて文部科学省に要望書を提出し、また東京都教育委員会として2006年10月に文部科学省に意見書を提出している⁽⁵⁾。

学年	学期	月	学習計画・学習内容	
1	1	4	第1部 原始・古代 第1章 日本文化のあけぼの 1 文化のはじまり 2 農耕社会の成立	
		5	3 古墳とヤマト政権	
		6	第2章 律令国家の形成 1 飛鳥の朝廷	
	2	2	6	2 律令国家の成立 3 平城京の時代
			7	4 天平文化
		3	9	5 平安朝廷の形成
			3	第3章 貴族政治と国風文化 1 摂関政治 2 国風文化 3 荘園と武士
				10

2	2	第4章 中世社会の成立 1 院政と平氏の台頭 2 鎌倉幕府の成立			
		11	3 武士の社会 4 蒙古襲来と幕府の衰退		
		12	5 鎌倉文化		
	3	1	第5章 武家社会の成長 1 室町幕府の成立 2 幕府の衰退と庶民の台頭		
			2	3 室町文化	
			3	4 戦国大名の登場	
3	1	4 第3部 近世 第6章 幕藩体制の確立 1 織豊政権 2 桃山文科 3 幕藩体制の成立			
		5	第7章 幕藩体制の展開 1 幕政の安定 2 経済の発展 3 元禄文化		
		6	第8章 幕藩体制の動揺 1 幕政の改革 2 幕府の衰退 3 化政文化		
		7	第4部 近代・現代 第9章 近代国家の成立 1 開国と幕末の動乱 2 明治維新と富国強兵		
		2	9	3 立憲国家の成立と日清戦争 4 日露戦争と国際関係 5 近代産業の発展 6 近代文化の発達	
				10	第10章 近代日本とアジア 1 第一次世界大戦と日本 2 ワシントン体制 3 市民文化 4 恐慌の時代 5 軍部の台頭 6 第二次世界大戦
				11	第11章 占領下の日本 1 占領と改革 2 冷戦の開始と講話
	12			第12章 高度成長の時代 1 55年体制 2 経済復興から高度成長へ	
				第13章 激動する世界と日本 1 55年体制 経済大国への道 2 冷戦終結と日本社会の動揺	
	3	1	問題演習 希望進路別指導 大学入試センター試験対策 私立大個別入試対策 国公立大2次対策		

表2 地理歴史科「日本史B」・「日本史探究」年間指導計画

このように日本史学習の重要性に関する種々の課題がみられ、このことについて論評するのは別の機会にするが、いずれにしてもA高校では約4分の1の生徒のみが、日本史の通史を学習する機会が提供されているに過ぎないのである。

本実践は第3学年の普通科文系クラスで実施した。日本史学習全体における、本実践の位置づけを理解するために、A高校における科目「日本史B」・「日本史探究」の年間授業計画を掲げることとする。表2のとおりである。

(3) 実践事例における単元について

本実践は指導計画上第3学年6月に位置づけられている、大単元「第8章 幕藩体制の動揺」—中単元「幕政の改革」—小単元「一揆と打ちこわし」で実施した。「第8章 幕藩体制の動揺」は江戸中期以降における社会の変容の中ではげしく動揺していく幕藩体制について学習する単元となっており、まず小単元「享保の改革」で江戸3大改革の一つである享保の改革に関する記述にはじまり、続く小単元「社会の変容」では農村における豪農と小作人の2分化と、町における町人層の階級分化に伴う社会の変質について学習する。そうした近世における貨幣経済・商業社会の浸透に伴う物価上昇や相次ぐ自然災害に対する抵抗力を喪失した江戸社会において、飢饉と一揆・打ちこわしとの関連性を説いているのが、小単元「一揆と打ちこわし」である。

(4) 実践事例における単元のねらいについて

教科教育において埋蔵文化財を教材化していく上で重要となるのは、教科書の各単元における目的・ねらいを的確に理解し、それに基づいて埋蔵文化財を教材として組み立てる、ということである。各単元の目的・ねらいから照準のずれた教材では、教科の中核にせまることができず、かえって単元の目的・ねらいを曖昧にしてしまうこととなり、学校教育における埋蔵文化財の在り方を是正することにはつながらない。そうした点に十分留意し、各単元の目的・ねらいの研究と理解に関しては、十分に時間をかけ慎重に行うべきである。教科教育における埋蔵文化財の教材化に関する手続きの方法については、既に紹介している。(山田 2008)

では本項における単元の目的・ねらいについて検証してみたい。教科書(「詳説日本史」 山川出版社 2006)における本単元の記述は1ページ半におよび、25行を費やして解説されている。字数にするとおよそ800字である。本事例で使用する山川出版社の教科書は本文の上段に図表・写真資料・文献史料等がレイアウトされており、本単元ではグラフとして「百姓一揆の推移(青木虹二『百姓一揆総合年表』より)」・写真資料「傘連判状

・絵画史料「天明の飢饉(『凶荒図録』より)」が掲載されている。各資料であるが、グラフ「百姓一揆の推移」では、江戸時代を通じた百姓一揆の件数がデータ化されており、これを分析することにより百姓一揆と飢饉との関係を探る手だてとなっている。また1754年、常陸国の旗本知行地で11カ村の村役人達が連名・連判して代官の罷免を要求した「傘連判状」からは、当時の地方における苛政の実態を考える情報としては大変有益である。また、天明3年の大飢饉により、東北地方の多くの人々が生きていくために乞食に出た様子を描いた「凶荒図録」では、当時の惨状が言語を絶するものであったことを視覚的に訴える好資料といえよう。しかし本単元に関する資料については上記3点からみられるように、いずれも埋蔵文化財資料は採用されていない。そこで次に、本単元の目的を理解するために効果的な資料としてどのような埋蔵文化財資料が適切であるのかを検証し、それを教材化へと導いていくこととする。

まず、教科書の記述を精査し、その内容を分析した結果、本単元の目的・ねらいは下記のとおりである。確認しておきたい。

「詳説日本史B」(山川出版社)
第8章「幕藩体制の動揺」
1. 「幕政の改革」 『一揆と打ちこわし』

江戸時代の村では百姓は村請制のもとで年貢などの重い負担が課せられていた。そこで幕府や藩による圧政が原因で百姓の暮らしが大きく損なわれたときは、領主に対し要求を掲げて直接行動をおこした。これを百姓一揆という。

百姓一揆は、17世紀後半における「代表越訴型一揆」から、17世紀末における「惣百姓一揆」へと変化をみることが出来る。こうした一揆や打ちこわしが多発する背景には、享保の飢饉・天明の飢饉をはじめとした自然災害の発生がみられる。

(5) 実践事例における埋蔵文化財の検索

前項では単元の目的・ねらいについて分析をおこなった。その成果をふまえ、次に単元の目的・ねらいを理解するのに適した資料を、豊富に蓄積されている埋蔵文化財の中より検索するという作業となる。今後の作業は本段階で検索された資料をもとに行われていくこととなるので、検索にあたっては慎重におこないたい。つまり、単元の目的・ねらいとその埋蔵文化財資料が内包する意味を常にすり合わせながら作業を継続していくことが肝要である。よってその作業の中で単元の目的に不適であると判断された場合は、再度、本段階に立ち返り埋蔵文化財の検索作業をくり返し行うということをご心得おく必要がある。単元の目的・ねらいに着実にせまり、また効果的で洗練された資料の検索をいとわない努力が必要である。

ここでは百姓一揆の多発が自然災害と密接な関係にあることを理解させるために、1783（天明3）年に発生した、天明の飢饉の主たる要因の一つと考えられている天明3年浅間山噴火に関する埋蔵文化財資料を用いることがふさわしいと考えた。そこで吾妻郡嬭恋村鎌原（旧鎌原村）の埋蔵文化財資料を取り上げることとした。

浅間山噴火に関する埋蔵文化財資料を用いることとした理由は、群馬県は赤城山・榛名山をはじめとした名だたる火山帯に位置しており、現在は活動を中止もしくは休止しているそうした火山は、県民にとってはどれも馴染み深い故郷の山となっている。そして古墳時代における榛名山の大噴火に伴い埋没した黒井峯遺跡などは、「日本のポンペイ」の呼称と共に、児童生徒への浸透度も深いと思われる。また、そうした県内の火山の中でも浅間山噴火に関する旧鎌原村の資料を取り上げた理由は、過去の浅間山の噴火に伴う大規模自然災害は県内各地にその傷跡を残しており、小学校の郷土学習においても多くその教材として取り上げられ、生徒達にも比較的良好に知られているからである。よって、授業で扱う教材としてふさわしいと考えた。実際に鎌原観音堂の石段で出土した人骨については、中学校歴史分野の教科書・資料集などにも一部掲載されており、埋蔵文化財の教材化としてはよく知られている題材ともなっている。

（6）実践事例における埋蔵文化財についての研究 ～発掘調査の経過

1783（天明3）年に発生した上信国境に位置する浅間山の噴火は、旧暦の4月9日から始まり、その後断続的に続いたが激しさは日ごとに増し、同年7月の6、7、8日にはクライマックスの状態に達した。鎌原村を中心とした浅間北麓の悲劇はこの時に発生した。山頂火口に付着していた半固結状態の溶岩が、巨大なエネルギーによって噴き上げられ、その大岩塊のほとんどは浅間山北麓の斜面に落下し、付近の土石を巻き込み雪崩のような状態となって高速で流れ下った。このため、鎌原村をはじめとした浅間北麓の4カ村は甚大な被害を受けた。特に鎌原村は、一瞬にして埋没したとされる。

鎌原村の発掘調査は、1979（昭和54）年に始まり、以来13次にわたり実施された。その主なものは観音堂の石段、十日ノ窟の埋没家屋、延命寺跡などである。観音堂の石段の調査では、120段あるいは150段とされていたものが50段であることを明らかにすると同時に、遭難者二人の遺体を収容した。十日ノ窟の埋没家屋の調査では、1棟の家屋を掘り上げ、建築用材と2千点にのぼる生活用品を確保した。また、延命寺跡の調査では本堂・庫裏・納屋などを確認すると同時に、多くの仏具や生活用品を発見した。発見された生活用品は、食器・家具・装身具など日常生活、貨幣や農具など経済生活、文

房具や判子など社会生活、そして仏具など信仰に関わるものなど多岐にわたり、天明3年当時の鎌原村の豊かな生活を彷彿とさせるものがある。以上、出土した遺物などから、18世紀の後半、すでにこの地に江戸や上方文化が伝播していたことがわかった。

（7）実践事例における教材づくり

ここまで、本単元の目的・ねらいについて分析した上で、その理解を援助するのに適している教材を埋蔵文化財資料から検索した。更に前項では検索された埋蔵文化財資料に関する研究の過程を経たことから、次の段階として本項では、本単元の目的・ねらいに対する適合性について検証をおこなうこととする。

本単元の目的・ねらいのひとつは、江戸後期に相次いで勃発した百姓一揆・打ち壊しの要因として、深刻な飢饉が農村地帯をおそったこと、そしてその飢饉の背景には浅間山大噴火をはじめとした自然災害があることを理解することである。その自然災害の甚大な被害に対する理解を深めるためには、実際にその時の状況を見聞することにまさる方法はない。現代において江戸期の鎌原村に実際に立つことができない代わりに、発掘調査時に出土した当時の鎌原村を想起させる鎌原遺跡に関する資料を用いることにより、浅間山噴火時の大惨事を実感することが可能となる。そうした実感を伴う歴史認識が、本単元の目的・ねらいを理解する上で大変有効な手段であると考えた。そこで文献などに表記されている文章や、地元で語り伝えられている聞き取りなどからではなかなか伝わらない当時の状況に対する理解を助けるために、発掘調査時の写真資料をはじめとした種々の埋蔵文化財資料を教材化することとした。

表3は本実践事例において、教材として用いることが可能である埋蔵文化財資料についてまとめたものである。埋蔵文化財資料の他に、文献資料を含む関連資料も同時に掲載した。また表4は、表3に掲げた資料の内容を記した。教材として具体化する際の骨格となる部分である。

①	鎌原観音堂石段二遺体発掘状況写真資料
②	火山灰降下範囲図
③	浅間山山夜分大焼之図（関連資料）
④	浅間大変覚書（関連資料）
⑤	被害状況見聞上申書写（関連資料）
⑥	徳川実記
⑦	随筆集『耳袋』

表3 使用する埋蔵文化財資料一覧と関連資料

<p>① 鎌原観音堂石段二遺体発掘状況写真資料</p>
<p>1979（昭和54）年の観音堂周辺の発掘調査に伴い出土した2体の遺体の写真資料である。資料に写っている石段は、発掘調査によって50段であることが判明した。そして現在の地上部分は15段であり、つまり土石流は35段分もの高さ（約6.5メートル）に達していたことがわかる。このことから噴火の規模もさることながら、発生した土石流の規模が甚大であったことを理解することができる。</p> <p>また、埋没した石段の最下部で女性2名の遺体が発見された。若い女性が年配の女性を背負うような格好で見つかったため、娘と母親、あるいは歳の離れた姉妹、母親と嫁など、近親者であると考えられている。浅間山の噴火に気付いて、若い女性が年長者を背負って観音堂へ避難する際に、土石流に飲み込まれてしまったという光景が想定され、噴火時の状況を克明に再現することのできる資料である。</p>
<p>② 火山灰降下範囲図</p>
<p>浅間山の溶岩流、火砕流は主に北側に流れて大きな被害を出したが、当時、上空の風は南東に向かって吹いていたため、噴煙も南東方向に流れていった。噴火口から約10km離れた、中山道の宿場のうちで浅間山に最も近い軽井沢宿では前日（7日）の大爆発で灰や軽石が、4～5尺（1.2m～1.5m）も積もり、道路と飲料用の水路が完全に埋まったことがわかっている。火山はその晩から8日にかけて荒れ狂い、人々は家・家財を捨てて逃げ出した。当時軽井沢宿には3軒の本陣の他に、182戸の民家があったが、火山弾により焼けた家52戸、降り積もった軽石・灰の重みで22～23戸が潰れ、その後の降雨により屋根の灰や軽石が水を吸い、合計82戸が圧壊したことがわかっている。</p> <p>このように本資料は、火口から南東方向の火山灰降下範囲を図示しており、飛散距離と降下量を確認することができる。遠くは浅間山火口より約60km離れた伊勢崎市においても火山灰の降下が確認され、噴火の規模の大きさを実感することができる。</p>
<p>③ 浅間山山夜分大焼之図</p>
<p>浅間山の天明大噴火を描いた古絵図（美齊津洋夫氏蔵）である本資料は、浅間山大噴火の様子と、多量の火山弾・火山灰を巻き上げ、火山灰が空を覆っている様子を表現している。</p>

火山活動は激しさを増し、7月5日夜から7日にかけて噴煙は上空を覆い、昼間でも闇夜のような状況であった。そして、8日午前10時頃大轟音と共に大噴火がおこり、噴煙は直上、重いものは火の玉となって落下し、周囲に山火事をおこし、軽いものは噴煙と共に東方へ火山弾・礫・砂・灰となって降下した。また、火口からは溶岩・火砕流が上州側へ流れ出し、鎌原村を一瞬のうちに埋没させたことが想像できる絵画資料である。

表4 教材化する資料の取り扱い方（番号は表3の番号に対応）

（8）事例における授業実践

本授業実践は、特別に別枠で授業を設定するのではなく、通常の「日本史探求」の授業の中に位置づけておこなわれた。教科書の本単元に該当する頁には百姓一揆の推移に関するグラフが掲載されている。このグラフを分析すると、1730年代の享保期、1780年代の天明期、そして1830年代の天保期に突出して百姓一揆・打ちこわが増加していることがわかる。これは地主小作関係を基盤にした江戸期の農村社会の実態を理解する上で、きわめて重要な示唆を与えており、生徒にグラフから読み取れる歴史的背景を理解させることが重要である。

浅間山大噴火という巨大自然災害と、それに伴う大飢饉の関連性を理解させるのにあたり、前項で掲げた種々の埋蔵文化財資料は大いにその役割を果たすことができると考えられる。しかしその際、学校の実態、クラスの実態を考慮した上で使用する資料を選択しなければならない。生徒の学力・興味関心等、日本史学習に対する適性をしっかりと踏まえたうえで適切な資料を選び、それを教材として加工し、授業で提示していくことが重要なのである。

ここ数年来、日本史の大学入試問題において重視されているのは「論述力」と「史料読解力」である。論述試験の重要性は従来からみられる傾向であるが、これを課しているのは一部の国公立大学二次試験と難関私立大学に過ぎない。しかし、史料を掲げそのデータ解析とそこから読み取れる歴史的認識を問う史料読解問題は、大学センター試験をはじめ、国公立大学二次試験、私立大学独自入試でも多く出題されている。そうした大学入試に対応できる力を養成するという観点からみても、埋蔵文化財資料を教材化し、それを平素の授業で積極的に活用していくことは大変有効であると考えられる。各高校の実態に即した埋蔵文化財資料の活用方法の一つとして、進学校という実態に即した埋蔵文化財資料の活用の方法を提案した次第である。

3. 課題

(1) 学校の実態

高校には「進学指導」を重視している学校がある一方、「生徒指導」が主体となっている学校など、各校、多くの課題をそれぞれ抱えている。こうした学校間の相違は、現行の高校受験制度にその要因のひとつがあり、結果、高校は偏差値で分化されることとなる。

こうした序列に位置づけられた多様な高校が存在するため、当然そこに在籍する生徒も多様である。授業を行う上で重要となってくるのは、各校の性質を十分に理解し、その上で生徒の実態にあった学習方法を検討することである。それに伴い、授業で扱う教材・指導方法も当然に異なってくる。

本稿で授業実践したA高校であるが、卒業生の多くが4年制大学への進学を果たしているということもあり、当然授業に関しては、大学受験を念頭においた学習が展開されることとなる。大学入試問題として出題される日本史の範囲は極めて広く、教科書内容を逸脱した出題も、一部の私立大学などでは毎年散見される。つまり原始から現代に至るまで、幅広く、尚かつ奥深い学習が求められているのが現状である。そうした実態を考慮した上で望ましい授業形態は何かといえば、当然、大学入試合格を目的とした、日本史の受験学力をつけるということになろう。A高校における教育課程表(表1)によれば、日本史は第2学年(日本史B)から第3学年(日本史探究)にかけて2年間で継続履修することとなる。合計8単位である。しかし8単位で日本史を原始から現代まで完全に習得することは、現実的には大変困難である。高校は授業だけでなく、体育祭・文化祭・修学旅行などの学校行事・特別活動も実施されており、年間すべての日数を授業に充てることはできない。よって、毎回の授業で一つもしくは二つ以上の単元をクリアしていかなければ、3年次後半の大学入試には到底間に合わないのである。

そうした実態を考慮すると、進学重視の高校で一つの歴史的事象について時間をかけて資料を扱い、史料読解力をつけていく授業スタイルは現実的ではないことがわかる。A高校での実践で気づかされたことは、歴史認識を高めるために資料を用いた授業を展開することの重要性は理解できているが、そうした形態の授業が許される環境が整っていない、という現実である。よって、埋蔵文化財資料を日本史学習の中で教材として用いた授業をいくつか実践したが、それらは系統的に年間指導計画の中に位置づけることができたわけではない。つまり単発的な授業に過ぎないのである。単発的な授業形態でも、実施しないことに比べれば意義はあると思われるが、それでは系統的に実施することの効果を図ることはできな

い。そうしたことから、進学重視の高校で埋蔵文化財資料を教材化し、日本史学習に日常的に組み込んでいくという試みは、大変困難であることがわかる。

4. まとめ～高校の実態に即した連携の在り方について

(1) 部活動における連携の取り組み

本項では、前項のような実態を要する進学重視の高校にあった望ましい埋蔵文化財機関との連携について考察することとする。

こうした高校に在籍している生徒は比較的学力が高いが、彼らは学習のみならず、部活動に対しても積極的に参加する傾向がみられる。A高校においても、運動部・文化部双方共に部活動は大変活発で、それぞれ対外試合・文化的活動では良好な結果をあらわしている。つまり在籍している生徒達は勉強以外の領域でも精力的に活動し、高校生活をトータルで充実していこうという意欲をもっている者が多い。

このような学習面・部活動面共に充実させていこうという学校文化を有する進学重視の高校の例に漏れず、A高校も同様で、以下、地歴部の活動について報告することとする。前述したとおり、正規の授業という枠組みの中で埋蔵文化財資料を用いて日本史学習をプログラムしていくという連携の在り方は進学重視の高校では現実的ではないが、課外活動の一環としての地歴部として活動であれば、比較的フレキシブルに活動を展開することが可能である。幸いにも学力の高い生徒が集まっている高校だけに、地歴部員たちの歴史的興味・関心は想像以上に高い。

(2) 地歴部の具体的活動内容

本項では、進学重視の高校における地歴部という社会系文化部が実際にこのような活動をおこなっているのかという実態と、果たしてどの程度の活動が可能なのか、ということを紹介したい。時系列的にまとめたA高校地歴部の活動については、表5のとおりである。

A高校地歴部の普段の一般的な活動は、部室に山積みされている土器片の整理、次回合宿に向けての事前調査、部誌の原稿執筆とそれに伴う調査活動となっている。また、A高校地歴部活動の特筆すべき事項のひとつは、8月・12月に実施した夏季調査合宿・冬季調査合宿である。基本的に合宿先は部員の興味・関心に基づき決定される。近現代の戦跡に興味がある部員の意向から、夏季の主たる合宿先として松代大本営址(舞鶴山遺跡・皆神山遺跡・象山遺跡)が選定された。現地では「松代大本営の保存をすすめる会」が受け入れ窓口になっていただき、当日は保存を進める会の担当者の詳細な解説を聞きながら、松代大本営を視察することができた。

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問の委嘱 ・部編成（新生8名が入部） ・部活動方針の設定 ・部活動内容の確定
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修に向けての事前学習 ・県内遺跡の視察研修（寺山古墳・西山古墳等、学校周辺の遺跡を実際に見学）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季調査合宿の内容検討
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季調査合宿に向けての事前学習 ・事前学習の成果をまとめるために、夏季調査合宿視察先の計画書を作成。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季調査合宿（1泊2日） 視察先は松本城・善光寺・舞鶴山遺跡・皆神山遺跡・象山遺跡・川中島古戦場（他） ・夏季調査合宿事後学習 ・夏季調査合宿調査報告書の作成
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・部誌編集について打ち合わせ ・部誌執筆原稿についての検討会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・部誌執筆原稿の確定 ・部誌執筆にむけての調査開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・部誌執筆調査 ・冬季調査合宿の内容検討 ・冬季調査合宿に向けての事前学習
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季調査合宿にむけての事前学習 ・冬季調査合宿（2泊3日） 視察先は新潟県水俣病資料館・新潟県埋蔵文化財調査事業団・古津八幡山遺跡・古津八幡山古墳（他） ・冬季調査合宿事後学習 ・冬季調査合宿調査報告書の作成

表5 A高校地歴部活動内容

日本史の授業で学習した第二次世界大戦終末期における日本軍部の去就について、実際にその歴史の現場を訪れたことにより、部員たちはその理解を深め、同時に深く感動したようである。また、「保存をすすめる会」の担当者が、元高校教員だったこともあり、高校生である部員達にも親しみやすく接していただき、大変わかりやすい解説をしていただいたことも大変効果的であった。

また12月には冬季調査合宿（2泊3日）として新潟方面で実施された。地歴部は歴史的事象の探求のみならず、広く社会全般に関する総合的な社会認識を育成することを目的としていることから、冬は4大公害訴訟の一つである新潟水俣病の現地を視察し、被害者の生の声を聞くこともできた。そのための事前学習として、現地の県立新潟水俣病資料館から送付していただいた新潟水俣病に関するテキストを輪読し、その内容を把握し、各自のモチベーションを高めたうえで現地を視察することができた。

また、新潟県地方（主に越後平野周辺）の遺跡分布とその特徴を群馬県と比較することにより、地形や環境との関連の中で遺跡の立地を考察することを目的とし、新

潟県埋蔵文化財調査事業団の視察をおこなった。事業団では専門職員からの講義を受け、更に整理風景などの施設見学も実施した。この視察は歴史認識を高めるという目的と同時に、歴史に関わる職業の一つとして埋蔵文化財行政の職場を見学することにより、文化財行政の内容と職業観を考えるきっかけともなり、キャリア教育の一貫としてもきわめて効果が高かった。

今回はA高校地歴部による活動内容のひとつとして、新潟県埋蔵文化財調査事業団の視察について報告した。このことは「進学校」という高校の実態に即した連携の一形態として考えることができる。今後もこうした部活動の受け入れという形態も、学校教育と埋蔵文化財行政の連携の一つの在り方として検討していく必要があるのではないかと考えている。このような連携から得られる成果と課題を整理し、今後の時代に即した、つまり、学校の実態に即した「学校教育と埋蔵文化財行政の適正な連携」の在り方を模索していくべきであろう。そのためには可能性を探りながら、一つ一つの実践を積み重ねていくことがまずは重要ではないかと考えている。

- (1) 従来の埋蔵文化財の教育活用と「体験学習」との関連については、山田精一 2007 「埋蔵文化財の教育活用における現状と問題点」に詳細が報告されている。
- (2) 山田精一 2008 「教科教育における埋蔵文化財資料の効果的な活用方法について」『研究紀要26』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (3) 1989年告示の学習指導要領で、日本史に関連する科目として、「日本史A」（2単位）と「日本史B」（4単位）の2科目が設置された。内容はそれぞれ、「日本史A」は近現代史を重点的に学び、また「日本史B」では通史を学ぶという科目構成上の特徴がある。
- (4) 高等学校では、学習指導要領に定められている普通教育または専門教育に関する教科の中に、必要に応じて学校設定科目を設置することができる定められている。各学校で必要に応じて、大学入試対策の科目、教養を深めるための科目、基礎学力を付けるための科目などが設置されている。A高校では主に大学入試対策として種々の科目が設定されている。
- (5) 東京都教育庁2006 『高等学校における日本史の必修化に関する意見書の提出について』教育庁報No.521

参考文献

- 建設省利根川水系砂防工事事務所 1991「利根川の直轄砂防50年のあゆみ」
 婦恋村教育委員会 『埋没村落「鎌原村発掘調査概報告」～よみがえる延命寺～』
 山田精一 2008「教科教育における埋蔵文化財資料の効果的な活用方法について」『研究紀要26』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団

投稿規定

- 1 執筆者：投稿できるのは、本事業団職員及び年報・紀要委員会（以下、委員会という）が認める者とする。
- 2 提出及び掲載：投稿原稿は当該年度の委員会が定める期日までに提出し、委員会が定める査読を経た上で掲載する。
なお、掲載の採否及び掲載順序は委員会が決する。
- 3 種類：原稿は埋蔵文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。なお1号内で完結することを原則とする。既発表のものは受理しない。
- 4 頁数及び件数：1編あたりの分量は20頁以内、1人1件を原則とする。

執筆要項

A 締切

- 1 当該年度の年報・紀要委員会が定める。

B 内容

- 1 冒頭に要旨・キーワードを付ける。キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を各10文字・3点以内とする。
- 2 学術的内容を維持するため、提出後、査読を行い、投稿原稿の加筆・修正等を要請することがある。
- 3 題名は簡潔なものが望ましい。また英文タイトルを付ける。
- 4 本文は日本語使用を原則とするが、文末に外国文要約を付けることができる。

C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版
 - 1-1 要旨を含め全体を偶数頁とする。
 - 1-2 本文は25字×48行×横2段組、註は34字×63行×横2段組、要旨は44字×20行程度×横1段組（版型は53字×48行×横1段組）とする。
 - 1-3 提出原稿は原則としてワード又は一太郎で作成すること。本文・図版等をフル・デジタル入稿する場合も含めてCD・フロッピー等のほかに、必ず本文・図版等の位置をレイアウトした打ち出し原稿も添付する。
 - 1-4 本文・図版等をデジタル入稿する場合は、原稿作成に際して使用したOS名及び使用編集ソフト名等を明記する。

- 2 文章表現は次のようにする。

- 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
- 2-2 外国関係固有名詞カタカナ書きで[]内に原文表記とする。
- 2-3 註は通し番号右肩付き片括弧、文末参考文献前は一括記載とする。
- 2-4 本文中と註での参考文献は（小林1998）のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
- 2-5 参考文献配列は原則50音順ないし、欧文が入る場合にはアルファベット順でも可とする。
- 2-6 参考文献表記の例

論文・報告書部分表記群馬太郎 2008「論文名・引用か所」『文献名』号名 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団pp.1-10

報告書単著表記群馬次郎 2010『文献名』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

報告書共著全体表記群馬三郎・利根四郎 2010『文献名』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

ただし、共著者3名以上の場合代表編者のみを表記し、群馬三郎（編）と表記。

- 3 図・写真図版の体裁

- 3-1 版面は1頁大 縦238.25mm×横172.25mm 左右半頁 縦238.25mm×横81.25mmとする。
- 3-2 図はトレースを行った2倍図版、写真は等倍にプリントしたものを原則とする。また原則として折込・別刷り等は認めない。
- 3-3 印刷は原則として単色印刷とする。カラー図版掲載の場合、本紙と異なる用紙を使用する場合には当該執筆者に印刷経費の個人負担を求める場合がある。
- 3-4 写真をデジタル・データで入稿する場合、少なくとも350dpi以上、基本的に「TIFF」形式とする。「JPEG」形式の場合は未加工（低圧縮）データとする。
- 3-5 図版をデジタル・データで入稿する場合、「EPS」または「TIFF」形式を原則とし、イラストレータ・デー

タの場合は、文字アウトライン処理をしたものとする。

D その他

- 1 上記以外は当該年度の年報・紀要委員会が定める。
- 2 当事業団職員自主研究活動指定研究による成果の投稿は優先して取り扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜刷の作成費用は個人負担とする。

執 筆 者

飯 島 義 雄 (い い じ ま ・ よ し お)	元事業団職員
飯 森 康 広 (い い も り ・ や す ひ ろ)	当事業団専門員 (総括)
菊 池 実 (き く ち ・ み の る)	当事業団上席専門員
橋 本 淳 (は し も と ・ じ ゅ ん)	当事業団主任調査研究員
榎 崎 修 一 郎 (な ら さ き ・ し ゅ う い ち ろ う)	厚生労働省社会援護局援護企画課外事室
山 田 精 一 (や ま だ ・ せ い い ち)	群馬県立桐生高等学校教諭

[五十音順。所属は、平成24年3月現在]

平成23年度年報・紀要委員

唐澤至朗 (委員長) ・ 桜岡正信 (編集長) ・ 高橋次代 (総務) ・ 橋本淳 (年報座長) ・ 矢口裕之 (紀要座長) ・ 山口逸広 ・ 齋藤利昭 ・ 笹澤泰史

研 究 紀 要 30

平成24年3月19日発行

編集・発行 財団 群馬県埋蔵文化財調査事業団
法人

〒377-8555 群馬県渋川市北橋町下箱田784-2

Tel (0279) 52-2511(代)

ホームページアドレス <http://www.gunmaibun.org/>

印 刷 川 島 美 術 印 刷 株 式 会 社